

平成25年度実施施策に係る事前分析表（案）

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省25-1)

|                      |   |                |                  |                              |   |                                     |                          |                   |                    |   |  |
|----------------------|---|----------------|------------------|------------------------------|---|-------------------------------------|--------------------------|-------------------|--------------------|---|--|
| 施策名                  | 目標1-1地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり  |                |                  |                              | 担当部局名   | 地球環境局 低炭素社会推進室<br>研究調査室<br>地球温暖化対策課 |                          |                   | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 低炭素社会推進室 室長 土居 健太郎<br>研究調査室 室長 辻原 浩<br>地球温暖化対策課 課長 和田 篤也  |  |
| 施策の概要                | 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成するとともに、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適應できる社会づくりを促進する。 |                |                  |                              | 政策体系上の位置付け  | 1. 地球温暖化対策の推進                       |                          |                   |                    |   |  |
| 達成すべき目標              | 2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成する。  |                |                  | 目標設定の考え方・根拠                  | 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)<br>第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) |                                     |                          | 政策評価実施予定時期        | 平成26年6月            |   |  |
| 測定指標                 | 基準値   | 基準年度           | 目標値              | 目標年度                         | 年度ごとの目標値  |                                     |                          |                   |                    | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |
|                      |   |                |                  |                              | 24年度  | 25年度                                | 26年度                     | 27年度              | 28年度               |   |  |
| 1 温室効果ガス排出量(CO2換算トン) | (参考)<br>12億6,100万   | (参考)<br>1,990年 | (参考)<br>2億1,180万 | 2050年                        | -   | -                                   | -                        | -                 | -                  | 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第1条において、「地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題」とされ、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とされているため。 |  |
| 2                    |   |                |                  |                              |   |                                     |                          |                   |                    |   |  |
| 測定指標                 | 基準  | 基準年度           | 目標               | 目標年度                         | 施策の進捗状況(目標)   |                                     |                          |                   |                    | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |
|                      |   |                |                  |                              | 24年度  | 25年度                                | 26年度                     | 27年度              | 28年度               |   |  |
| 3 世界全体での低炭素社会の構築推進   | -   | -              | -                | -                            | 研究成果の国際科学雑誌での発表   | 成果のとりまとめと国内外向けの発信・アジアへの展開           | IPCC第5次評価報告書への貢献・アジアへの展開 | アジアへの展開           | アジアへの展開            | 低炭素社会研究に係る国際ネットワークの活動成果を順次発信し、IPCC第5次評価報告書等に貢献する。また、アジアという世界でもっとも急速に成長している地域に焦点をあて、低炭素社会の構築を推進する。   |  |
| 4 気候変動影響評価、適応策の推進    | -   | -              | -                | -                            | 「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート」作成                                  | 気候変動影響評価等小委員会による審議                  | 小委員会における審議結果のとりまとめ       | 国全体での適応策の実施及び地方支援 | 国全体での適応策の実施及び地方支援  | 気候変動の影響評価、適応策を推進する。平成25年度は、気候変動影響評価等小委員会において既存の研究による気候変動予測や影響評価等について整理し、気候変動が日本に与える影響及びリスクの評価について審議する。これらの知見をもとに平成26年度以降は国全体での適応計画を策定・実施するとともに、地方自治体の適応策実施を支援し、適応策の効果的な推進に努める。  |  |
| 測定指標                 | 目標  |                | 目標年度             | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |                                     |                          |                   |                    |   |  |
| 5                    |   |                |                  |                              |   |                                     |                          |                   |                    |   |  |
| 達成手段(開始年度)           | 補正後予算額(執行額)<br>23年度 24年度  |                | 25年度当初予算額        | 関連する指標                       | 達成手段の概要等  |                                     |                          |                   |                    | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号   |  |

|   |                      |                      |            |  |            |
|---|----------------------|----------------------|------------|--|------------|
| <p>地球温暖化対策推進法施行推進<br/>(1) 経費<br/>(※「達成手段の概要」参照)</p>     | <p>27<br/>(30)</p>   | <p>13<br/>(17)</p>   | <p>16</p>  | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・政府実行計画の実施状況及び地方公共団体の取組状況等についてを調査・集計・公表を行う。(H10年度～)<br/>         ・地方公共団体実行計画の未策定団体を支援し、策定状況の改善を図るとともに、市町村別の温室効果ガス排出量の推計・公表を行うなど、きめ細かな支援を行う。(H21年度～)<br/>         &lt;達成手段の目標&gt;<br/>         ・政府実行計画<br/>         平成13年度を基準として、関係府省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を少なくとも8%削減<br/>         ・地方公共団体実行計画(事務・事業)<br/>         全地方公共団体において策定<br/>         ・地方公共団体実行計画(区域施策)<br/>         都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・政府実行計画<br/>         平成23年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量の推計は1,445,300t-CO2で平成13年度比27.7%削減<br/>         ・地方公共団体実行計画(事務・事業)<br/>         平成24年10月1日現在の策定状況は以下の通り。<br/>         都道府県:100%<br/>         政令市:100%<br/>         中核市:100%<br/>         特例市:100%、特例市未済:76.8%<br/>         ・地方公共団体実行計画(区域施策)<br/>         平成24年10月1日現在の策定状況は以下の通り。<br/>         都道府県:78.7%<br/>         政令市:75.0%<br/>         中核市:87.8%<br/>         特例市:82.5%</p> | <p>001</p> |
| <p>温室効果ガス排出量・吸収量管理<br/>(2) 体制整備費<br/>(※「達成手段の概要」参照)</p> | <p>287<br/>(276)</p> | <p>335<br/>(312)</p> | <p>299</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・温室効果ガス排出・吸収目録及び報告書の作成、品質管理、インベントリの審査(H14年度～)<br/>         ・温室効果ガス排出量(速報値)の公表(H16年度～)<br/>         ・温室効果ガス排出・吸収量情報管理システムの構築・運用(H19年度～)<br/>         ・京都議定書目標達成計画の進捗状況評価(H20年度～)<br/>         &lt;達成手段の目標&gt;<br/>         -<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         目標達成に向けた国内対策のシナリオや、気候変動問題に関する国際戦略を描く上でも極めて重要な情報を提供する。</p>  | <p>002</p> |
| <p>低炭素社会国際研究ネットワーク<br/>(3) 事業<br/>(平成21年度)</p>          | <p>93<br/>(76)</p>   | <p>89<br/>(75)</p>   | <p>87</p>  | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         本事業では、低炭素社会国際研究ネットワーク(以下LCS-RNet)事務局の運営を行い、加盟研究機関が参加する年次会合の開催や、研究者と政策決定者・行政官による政策対話、研究成果を取りまとめた報告書の発行やインターネットによる情報発信、加盟国以外の途上国における能力開発を行う。また、アジアにおいて途上国をも含めた地域内研究協力の促進を行うため、LCS-RNetのアジア版である低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)の活動により、地域における低炭素社会の構築を推進する。<br/>         &lt;達成手段の目標&gt;<br/>         各国の研究者・行政官の能力開発のためのワークショップの開催、各種の政策提言・レポートの作成・公表、インターネットを通じた情報発信や、気候変動枠組条約COP19、ASEAN+3環境大臣会合等の国際会議のサイドイベント等での成果の発信により、各国の低炭素社会構築に向けた取組の基盤整備を支援する。<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ネットワークを強化し、各国との情報共有や低炭素社会に関する研究者同士の対話、研究者と政策決定者の対話を促進することで低炭素社会の構築が促進される。</p>   | <p>004</p> |

|  |          |                    |  |            |
|--|----------|--------------------|--|------------|
| <p>気候変動影響評価・適応推進事業等<br/>(5)<br/>(平成16年度)<br/>【関連:24-41】</p>    | <p>-</p> | <p>-</p>           | <p>3<br/>         &lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・気候変動影響評価及び適応策推進支援<br/>         我が国における温暖化の状況とその影響及び今後の予測について評価するとともに、関係府省の協力も得つつ、政府全体の総合的、計画的な適応に係る取組を取りまとめた「適応計画」を策定・実施し、また、地方自治体の適応計画の策定・実施を支援する。<br/>         ・アジア太平洋地域における気候変動への適応の推進を目的とした国際ネットワークである「アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)」の活動をとおり、同地域における適応に係る情報・知識の共有を通じた途上国の支援を行い、日本の技術を途上国における適応に活用する。<br/>         ・IPCC報告書作成支援<br/>         各種IPCC報告書の執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等へ我が国の専門家を派遣し、各分野における我が国の科学的知見をインプットする等、IPCCの各種報告書作成への貢献等を行う。<br/>         &lt;達成手段の目標&gt;<br/>         ・気候変動影響評価の実施<br/>         ・国内のIPCC報告書執筆者、査読者の支援<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・気候変動影響評価等小委員会を設置し、既存の研究による気候変動予測や影響評価等を活用し、気候変動が日本に与える影響及びリスクの評価を実施することで、適応計画の策定の基盤となる科学的知見が整理され、平成27年夏を目途とした適応計画策定が円滑となることが期待できる。<br/>         ・アジア太平洋の気候変動に脆弱な地域への気候変動の影響評価を行うとともに、フォーラムの開催やインターネット上での情報共有、また我が国の適応技術をアジア太平洋の途上国が利用するための情報共有のデータベースの構築・公表をとおして、地域の人材の能力開発や政策の立案・実施への支援を行う。<br/>         ・IPCC報告書は世界各国の国際、国内気候変動政策の基礎となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランティアベースの参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。</p> | <p>005</p> |
| <p>2050年再生可能エネルギー等分散型エネルギー普及可能性検証検討経費<br/>(6)<br/>(平成24年度)</p> | <p>-</p> | <p>57<br/>(49)</p> | <p>1<br/>         環境・防災・エネルギー安全保障を鼎立させる国内技術を活かした再生可能エネルギー等分散型エネルギーの戦略的な普及を推進し、長期的にどの程度まで野心的な導入が可能かについての定量的な検証を行う。その検証結果を踏まえ、再生可能エネルギーの野心的かつ実現可能な普及目標を設定する。<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         再生可能エネルギー等分散型エネルギーの野心的かつ実現可能で中期的な普及目標を設定することにより、再生可能エネルギー等分散型エネルギーの普及を強力に推進するとともに、設定の成果を踏まえ、2050年まで及びそれ以降の長期的な温室効果ガス排出量目標の検討に活用することが期待できる。<br/>         &lt;達成手段の目標&gt;<br/>         2050年に再生可能エネルギーを基幹エネルギーとするシナリオの実現可能性の検証、再生可能エネルギー普及によるグリーン成長の道筋のとりまとめを行う。</p>  | <p>003</p> |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-2)

別紙1

|  |   |      |           |                              |   |  |      |      |            |   |  |  |  |  |
|--|---|------|-----------|------------------------------|---|--|------|------|------------|---|--|--|--|--|
| 施策名                                      | 目標1-2国内における温室効果ガスの排出抑制  |      |           |                              | 担当部局名                                     | 地球環境局 低炭素社会推進室<br>地球温暖化対策課<br>市場メカニズム室<br>フロン等対策推進室<br>国際連携課 |      |      |            | 作成責任者名<br>(※記入は任意)  | 低炭素社会推進室 室長 土居 健太郎<br>地球温暖化対策課 課長 和田 篤也<br>市場メカニズム室 室長 奥山 祐矢<br>国際連携課 課長 戸田 英作 |  |  |  |
| 施策の概要                                    | 新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組が推進されるようにする。 |      |           |                              | 政策体系上の位置付け                                | 1. 地球温暖化対策の推進  |      |      |            |   |  |  |  |  |
| 達成すべき目標                                  | 京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組が推進されるようにする。<br>(目標については検討中。)            |      |           | 目標設定の考え方・根拠                  | 当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定) |  |      |      | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月   |  |  |  |  |
| 測定指標                                     | 基準値   | 基準年度 | 目標値       | 目標年度                         | 年度ごとの目標値                                  |  |      |      |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |  |  |  |
|  |   |      |           |                              | 24年度                                      | 25年度   | 26年度 | 27年度 | 28年度       |   |  |  |  |  |
| 1 エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)              | -   | -    | -         | -                            | -   | -  | -    | -    | -          | 当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)において、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進するとされているため。 |  |  |  |  |
| 2 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン) | -   | -    | -         | -                            | -   | -  | -    | -    | -          | 当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)において、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進するとされているため。 |  |  |  |  |
| 3 代替フロン等3ガスの排出量(CO2換算トン)                 | -   | -    | -         | -                            | -   | -  | -    | -    | -          | 当面の地球温暖化対策に関する方針において、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進するとされているため。                          |  |  |  |  |
| 測定指標                                     | 基準  | 基準年度 | 目標        | 目標年度                         | 施策の進捗状況(目標)                               |  |      |      |            | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |  |  |  |
|  |   |      |           |                              | 24年度                                      | 25年度   | 26年度 | 27年度 | 28年度       |   |  |  |  |  |
| 3  |   |      |           |                              |   |  |      |      |            |   |  |  |  |  |
| 測定指標                                     | 目標  |      | 目標年度      | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |  |      |      |            |   |  |  |  |  |
| 4  |   |      |           |                              |   |  |      |      |            |   |  |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                               | 補正後予算額(執行額)   |      | 25年度当初予算額 | 関連する指標                       | 達成手段の概要等                                  |  |      |      |            |   | 平成25年行政事業レビュー事業番号  |  |  |  |
|  | 23年度  | 24年度 |           |                              |   |  |      |      |            |   |  |  |  |  |

|   |                      |                      |            |          |   |            |
|---|----------------------|----------------------|------------|----------|---|------------|
| <p>(1) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業費等<br/>(※「達成手段の概要」参照)</p> | <p>97<br/>(64)</p>   | <p>122<br/>(76)</p>  | <p>118</p> | <p>-</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・対象事業者の報告義務履行の徹底を図るため、説明会・相談会を開催するとともに、「ヘルプデスク」を設置し排出量の報告等に関する相談を受け付け、事業者から報告された、排出量情報を集計し、分かりやすく公表する。また、対象事業者・非対象事業者における温室効果ガスの排出実態について調査・分析・検討を行うとともに、排出量の集計、公表等のプログラム等の管理を行う。(H17年度～)<br/>         ・京都議定書目標達成計画における主要施策として十分な役割を果たすべく、自主行動計画の現況を分析するとともに、検証・評価に関する将来の制度的枠組みについて検討を行う。(H11年度～)<br/>         &lt;達成手段の目標&gt;<br/>         ・対象事業者による報告義務履行を徹底させるとともに、排出量情報を迅速に集計・公表を行う。また、排出量の集計・公表・分析頭を通じて事業者の自主的取組を促進する。加えて、京都メカニズムクレジットや国内認証排出削減量を反映できる調整後温室効果ガス排出量の報告の計算方法等の周知徹底を図り、事業者によるクレジット等の取得による削減取組も併せて促す。<br/>         ・産業部門を中心とする各業種の削減目標達成を確実にし、我が国の京都議定書第一約束期間の削減約束の達成に資する。<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・平成18年度から、毎年、排出量の集計結果を公表し、開示請求への対応を実施。<br/>         ・経済産業省所管41業種の自主行動計画のフォローアップを実施し、2011年度は41業種のうち29業種が目標を達成。うち1業種が目標の引き上げを実施。<br/>         2012年度は41業種のうち27業種が目標を達成。うち2業種が目標引き上げを実施。<br/>         また環境省所管業種3業種のフォローアップを実施し、2011年度・2012年度とも3業種とも目標を達成。</p> | <p>006</p> |
| <p>(2) 住宅エコポイント<br/>(平成23年度)</p>                          | <p>72,300</p>        | <p>-</p>             | <p>-</p>   | <p>-</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         平成23年7月末に終了した住宅エコポイント(環境性能の高いエコ住宅の新築やエコリフォームに対し、多様な商品・サービスに交換可能なポイントを発行する制度)を再開し、エコ住宅の新築やエコリフォームを実施した場合に、被災地支援商品や省エネ・環境配慮製品等の多様な商品と交換できるポイントが発行される制度。エコリフォームに併せてバリアフリー改修工事、省エネ性能の優れた住宅設備、リフォーム瑕疵保険の加入、耐震改修を実施した場合にもポイントが加算。なお、平成24年10月末をもって、対象工事の着工・着手期間を終了した。<br/>         &lt;達成手段の目標&gt;<br/>         省エネ基準を満たす住宅の新築や断熱等によるエコリフォームにより地球温暖化対策に資する住宅の省エネ化と住宅市場の活性化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の被災地における復興支援を図る。<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(H11基準)達成率については、平成23年末に5割～6割に達するなど住宅の省エネ化に貢献している。また、エコリフォームについても、住宅エコポイント事業により平成24年度末までに約80万戸の申請があった。</p>  | <p>-</p>   |
| <p>(3) 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業<br/>(平成15年度)</p>             | <p>500<br/>(343)</p> | <p>236<br/>(198)</p> | <p>363</p> | <p>-</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         小規模な地方公共団体が所有する業務用施設に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に従い、二酸化炭素排出量削減を実現するため、再生可能エネルギー・省エネルギー技術を率先的に導入する取組に対して、設備費等の必要な費用の一部を補助する。<br/>         (補助率:1/2)<br/>         &lt;達成手段の目標&gt;<br/>         ・小規模地方公共団体における低炭素技術の促進導入<br/>         ・業務部門におけるCO2排出量の削減<br/>         ・地域の民間事業者、家庭への低炭素技術導入の波及<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         財政上の要請から導入が進んでいないと考えられる小規模地方公共団体の低炭素対策技術の率先導入を支援するとともに、模範的な先行事例を民間事業者や国民に示すことにより民生部門での温暖化対策の導入促進に貢献する。</p>  | <p>018</p> |
| <p>(4) 省エネ型ノンフロン整備促進事業<br/>【関連:24-2】</p>                  | <p>318<br/>(272)</p> | <p>289<br/>(226)</p> | <p>505</p> | <p>2</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         業務用の冷凍・冷蔵・空調設備に関し、自然冷媒を使用した省エネ型の冷凍・冷蔵・空調装置を導入しようとする民間事業者に対して、当該設備導入費用の一部(フロン類冷媒を使用した同等の冷凍能力を有する装置を導入する場合の費用との差額の3分の1)を補助する。<br/>         &lt;達成手段の目標&gt;<br/>         省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入・普及の促進<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         平成20～23年度の補助事業によるCO2削減見込量(累計)は、<br/>         平成20年度 約9,400t-CO2/年<br/>         (省エネルギー化約2,900t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約6,500t-CO2/年)<br/>         平成21年度 約23,000t-CO2/年<br/>         (省エネルギー化約7,600t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約15,400t-CO2/年)<br/>         平成22年度 約31,800t-CO2/年<br/>         (省エネルギー化約10,700t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約21,100t-CO2/年)<br/>         平成23年度 約46,100t-CO2/年<br/>         (省エネルギー化約14,300t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約31,800t-CO2/年)<br/>         平成24年度 約58,200t-CO2/年<br/>         (省エネルギー化約17,900t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約40,300t-CO2/年)</p>  | <p>036</p> |

|  |                          |                      |              |          |   |            |
|--|--------------------------|----------------------|--------------|----------|---|------------|
| <p>(5) 温暖化防止国民運動推進事業<br/>(平成21年度)</p>        | <p>844<br/>(825)</p>     | <p>681<br/>(672)</p> | <p>1,100</p> | <p>1</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>特にCO2排出量増加が著しい業務部門、民生部門におけるCO2排出量削減のために「地球温暖化防止国民運動」を展開している。具体的には、「クールビズ」、「ライトダウン」等の働きかけを個人や企業・団体等を対象に実施し、加えて、音楽、映画、スポーツ、ファッション等の連携やメディアの活用による働きかけにより、CO2削減に対する国民的機運を醸成する。<br/>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>25年度末までに、「地球温暖化防止国民運動」の個人賛同者8万人、企業・団体賛同社1万社を獲得し、国民参加型の施策を実施していく。<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>音楽、映画、スポーツ、ファッション等の連携や地域メディアとNPOとの連携等、あらゆる分野から地球温暖化防止を呼びかけていく。とりわけ、エネルギーの需要側である国民、企業、団体等に、日々の行動によるエネルギー起源のCO2排出量やソーラーパネル、コージェネレーション設備等の省CO2施設・機器の設置促進のための情報提供等、ソフト面から分かりやすく呼びかけることにより、省エネ行動の意義を一層認知していただき、既存のハード事業と相まって、国内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需要構造の構築に貢献する。</p>  | <p>030</p> |
| <p>(6) 国内排出量取引推進事業等<br/>(※「達成手段の概要」参照)</p>   | <p>1,713<br/>(1,281)</p> | <p>717<br/>(492)</p> | <p>520</p>   | <p>-</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>・国内排出量取引推進事業(H17年度～)<br/>「地球温暖化対策の主要3施策について」(平成22年12月28日 地球温暖化問題に関する閣僚委員会)を踏まえ、国内排出量取引制度について、産業への負担等を見極め、慎重に検討を進める。<br/>自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)の運用等を行うとともに、海外制度の情報収集・分析等を行う。JVETSは、補助金を活用し、キャップ&amp;トレード方式による自主参加型の国内排出量取引制度を実施するもの。<br/>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>○国内排出量取引制度がもたらす我が国産業・雇用への影響等に必要調査・検討の実施<br/>○事業者への支援を通じた、必要なデータの収集・整理<br/>○JVETSの実施による費用効率的な排出削減の実現<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>○「地球温暖化対策の主要3施策について」において示された、産業への負担及びこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策の運用評価等の見極めに資する。<br/>○JVETSでは、平成17年度(第1期事業)から平成23年度(第7期事業)において参加者を公募し、費用対効果の優劣の観点から審査した上で、平成23年度までに合計のべ384社が参加している。第6期までの各期における年間排出削減予測削減量の合計は約125万t-CO2となり、導入設備の法定耐用年数分の合計削減量は約1,666万t-CO2に達する。<br/>○国内排出量取引制度の運用に必要な電子システムについては、これまでJVETS等の運営を通じ、ベースとなる電子システムの構築・運用により蓄積を図ってきた経験・知見を活かす。</p> | <p>038</p> |
| <p>(7) 地域で活動するNPO支援・連携促進事業費<br/>(平成15年度)</p> | <p>480<br/>(409)</p>     | <p>477<br/>(400)</p> | <p>877</p>   | <p>-</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>別紙1-2-1参照<br/>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>全国センター呼び地域センターが地球温暖化対策に関する調査・研究・普及啓発を行うことにより低炭素社会の構築を目指す。<br/>地球温暖化防止活動を行っているコンソーシアムの活動支援を行うとともに、地域での様々な活動主体との連携を促すことにより、民生・業務部門における温室効果ガスの有効な削減に資する。<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>・温暖化対策に関する正確な情報提供・普及啓発を行い、家庭や地域における節電事業や、企業の省エネ診断事業、照明の低炭素化、グリーンカーテン、バイオマス事業等の事業を実施。</p>   | <p>032</p> |
| <p>(8) 温室効果ガス排出抑制等指針策定事業<br/>(平成20年度)</p>    | <p>98<br/>(87)</p>       | <p>93<br/>(73)</p>   | <p>95</p>    | <p>-</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>平成20年6月に改正された地球温暖化対策法では、事業者が、温室効果ガスの排出抑制に資する設備の選択・使用や、日常生活において利用される製品やサービスの提供に関し、温室効果ガスの排出抑制に資するための対策等を行うために講ずべき措置に関して排出抑制等指針(以下「指針」という)を主務大臣が公表することとしている。<br/>本指針により、事業者が講ずべき対策水準の設定及び事業者に対する助言等を行うことで、様々な部門における排出抑制等を推進する。<br/>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>温室効果ガス排出抑制等指針を定めた部門について、同部門内の対策メニューの拡充やエネルギー消費実態等による細分化した指針の拡充を行う。また、その他の部門においても指針を策定し、一層の普及を行う。<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>運輸部門や上下水道部門等については、指針の策定に向けて用途毎の温室効果ガス排出実態を精緻に検討するとともに、対策メニューの設定及び望ましい水準の策定を行う。既に指針を策定している業務部門、家庭部門、廃棄物部門、産業部門(製造業)については、指針で示す対策の実施状況やその効果等を検証し、指針やマニュアル等の拡充について検討を行う。</p>  | <p>040</p> |

|  |                          |                          |              |          |  |            |
|--|--------------------------|--------------------------|--------------|----------|--|------------|
| <p>(9) カーボン・オフセット及びオフセットクレジット(J-VER)制度の推進事業<br/>(※「達成手段の概要」参照)</p> | <p>1,520<br/>(981)</p>   | <p>911<br/>(819)</p>     | <p>1,206</p> | <p>-</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・J-クレジットの創出支援を行う。<br/>         ・カーボン・オフセットの認証取得支援を行う。<br/>         &lt;達成手段の目標&gt;<br/>         「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」に基づき、J-クレジットを活用した信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を促進し、国内の中小企業や農林分野の温室効果ガス削減を通じた京都議定書及び我が国の中期目標の達成に貢献するとともに、カーボン・オフセットを行う民間資金の還流を通じ、地域活性化や雇用の創出に寄与する。<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ○カーボン・オフセットについては平成25年5月末で約1,229件の取組事例があり、着実に取組が広がっている。<br/>         ○オフセット・クレジット(J-VER)制度においては、平成25年5月末の段階で292件のプロジェクトが登録されており、うち251件のプロジェクトについて、J-VERの認証が行われている。累計認証量は478,518t-CO2となっている。<br/>         ○制度の方法論も新規方法論の策定が進み、平成25年1月末の段階で456件の方法論が用意されている。</p> | <p>007</p> |
| <p>(10) バイオ燃料導入加速化事業<br/>(平成19年度)</p>                              | <p>2,352<br/>(1,962)</p> | <p>1,049<br/>(1,020)</p> | <p>1,500</p> | <p>-</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         バイオ燃料の導入加速化に向けて、バイオエタノール直接混合ガソリン導入について実証事業から民間事業への移行を図るため、沖縄県において、県内で精製された基材ガソリンと主に県内産さとうきびの糖蜜を原料としたバイオエタノールを混合してE3を製造・供給し、県内のガソリンの相当割合をE3化する。また、品質管理上自主的に取り組んでいる様々な事項への適合を確認しつつ、費用対効果ができるだけ高い方法を柔軟に検討する。<br/>         &lt;達成手段の目標&gt;<br/>         ・バイオ燃料導入量の拡大<br/>         ・石油元売企業の直接混合方式への参画<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         バイオ燃料の導入拡大により温室効果ガスの排出削減に寄与。</p>  | <p>049</p> |
| <p>(11) 地球温暖化対策技術開発・実証研究事業<br/>(平成16年度)</p>                        | <p>6,288<br/>(5,077)</p> | <p>6,204<br/>(5,170)</p> | <p>4,100</p> | <p>-</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に寄与する技術について、優良技術を社会に組み込むための実証研究や、再生可能エネルギーの導入による自然環境及び生活環境への悪影響を克服する技術開発等について広く公募し、有識者から成る技術評価委員会により、優れた技術開発の提案であり、確実な実施体制を有すると判断された民間企業や公的研究機関等に対して委託・補助(補助率上限1/2)を行い、実施する。<br/>         &lt;達成手段の目標&gt;<br/>         優良技術の開発・実証を通じた早期実用化。<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         優良技術が社会に組み込まれることにより、エネルギー起源二酸化炭素排出削減に寄与。</p>  | <p>058</p> |



|   |              |              |     |   |   |     |
|---|--------------|--------------|-----|---|---|-----|
| (12) 温泉エネルギー活用加速化事業<br>(平成22年度)                 | 465<br>(69)  | 370<br>(66)  | 370 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>温泉施設において民間事業者が行う以下の事業に対して補助。<br/>① 温泉発電設備(充電しないものに限る)の設置<br/>② ヒートポンプ等による温泉熱の熱利用<br/>③ 温泉付随ガスの熱利用<br/>④ 温泉付随ガスのコージェネレーション<br/>補助率は、①、③、④は事業費の1/2、②は事業費の1/3とし、補助対象者は、民間団体等とする。また、対象は既存の温泉又は自然湧出温泉とする。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>温泉発電、温泉熱・温泉付随ガス利用事業の初期コストの低減による自立的普及及び地域特性に応じた再生可能エネルギー利用の推進。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>地域特性に応じた再生可能エネルギー利用の推進による温室効果ガス排出量削減及びエネルギーセキュリティの確保の実現に寄与。</p>   | 050 |
| (13) サプライチェーンにおける排出削減<br>量の見える化推進事業<br>(平成22年度) | 449<br>(213) | 122<br>(139) | 203 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>サプライチェーン全体での排出量の把握・管理促進による温室効果ガス排出削減を目指すため、サプライチェーン排出量算定のためのガイドラインや業種別解説の作成、海外原単位等を含めた原単位データベースの充実、個別企業におけるサプライチェーン排出量算定支援、国内外企業の優良事例収集を行い、それら成果について事業者等向けの情報プラットフォームであるサプライチェーンWEBサイトに掲載するなどして事業者による自主的な取組の普及拡大を図る。また、物流部門等における排出削減ポテンシャル診断、移動・輸送に係るサプライチェーン排出量の推計調査を行い、サプライチェーン全体での排出削減に向けた取組方策について検討を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>本事業により、サプライチェーン全体を通じた温室効果ガスの排出削減量(物流の効率化による排出削減量、使用段階での排出削減量、廃棄物の減少による排出削減量等)を可視化することを通じて、効率的な排出量の削減手法及び評価手法を確立するとともに、温室効果ガスの排出削減に貢献した企業が社会から公平な評価を受けられるような仕組みを構築し、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出削減に向けた企業のインセンティブを高めることを目指す。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>平成24年度は平成23年度で作成したサプライチェーン排出量算定ガイドライン等に基づき、物流業における業種別解説を作成したほか、利用可能な海外の原単位についても整理を行いデータベースの充実を図った。また、これらのガイドライン等に基づき、企業における算定支援を行ったほか、国内外の優良事例について収集・整理を行い、WEBサイトにて情報発信を行った。<br/>今後、これらの成果を踏まえて、更に事業者のサプライチェーン排出量の把握・管理や情報開示と、事業者におけるサプライチェーン全体での効率的な削減対策に貢献することが期待される。</p> | 041 |
| (14) 国際再生可能エネルギー機関分担<br>金<br>(平成22年度)           | 73.<br>(36)  | 46<br>(34)   | 35  | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>再生可能エネルギーの開発とグローバルな普及促進を目的とする国際機関である国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に対して分担金を拠出する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>環境保全、気候保護、経済成長、持続可能な開発、エネルギーの安定供給等を図りつつ再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオ、地熱、水力及び海洋エネルギー)の導入と持続可能な利用を促進する</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>IRENAへの拠出を通じ、国際的な再生可能エネルギーの普及を促進に貢献している。</p>  | 055 |
| (15) 家庭エコ診断推進基盤整備事業<br>(平成23年度)                 | 300<br>(298) | 257<br>(207) | 450 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>各家庭のCO2排出状況やライフスタイルに応じた省エネ・省CO2対策について、きめ細やかなアドバイスを行う家庭エコ診断制度の創設に向けた基盤整備を行う。家庭向けの診断ツールを用いた診断事業が地方公共団体や民間企業等において適切に実施できるようにするため、制度化に向けた試行的運用を行い、家庭のCO2削減・節電対策を促進する。また、診断の効果向上や信頼性のある診断手法等の高度化を行い、診断の推進基盤の構築を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>家庭部門でのゼロエミッション化を進めるため、各家庭に省CO2行動のアドバイス等を行う家庭エコ診断制度を平成26年度に創設することを目的とし、家庭エコ診断の推進のための基盤整備を行っている。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>・家庭エコ診断ツール等の改良、家庭部門における二酸化炭素排出構造詳細把握、診断実証、制度検討を行うことで、家庭部門の温室効果ガス排出量削減の推進のための家庭エコ診断制度の創設を目指す。</p>  | 020 |

|  |                          |                          |           |     |  |     |
|--|--------------------------|--------------------------|-----------|-----|--|-----|
| (16) 洋上風力発電実証事業<br>(平成23年度)  | 1<br>(1)                 | 581<br>(581)             | 1,600     | -   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> 浮体式洋上風力発電については、世界的にもノルウェーにおいて2.3MW実証機を用いた実証運転がなされているのみである。そこで本事業では、以下の年次計画によって実証事業を実施し、平成27年度以降早期の実用化に向けて必要な知見を得る。<br/> ○気象・海象・環境影響調査(平成23～27年度)<br/> ○試験機及び実証機の詳細設計・建造(平成23～25年度)<br/> ○試験機及び実証機の実海域設置・実証運転(平成24～27年度)<br/> ○事業性等の評価(平成26～27年度)</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/> 浮体式洋上風力発電施設の実証や事業性評価により、平成27年度以降早期の民間ベースでの実用化を目指す。<br/> &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> 浮体式洋上風力発電の実用化により大きな導入ポテンシャルを有する洋上風力発電の飛躍的な導入拡大を通じた温室効果ガス排出量の削減及びエネルギー・セキュリティの確保の実現に寄与。</p> | 051 |
| (17) 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業(15年度)   | 995<br>(772)             | 775<br>(305)             | 818       | 2   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> ・民間事業者等による廃棄物高効率熱回収施設やバイオマスエネルギー利用施設、電動式塵芥収集車の導入等を支援することにより、エネルギー起源CO2の削減を図る。<br/> &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> ・廃棄物の減量や適正処理を確保しつつ、廃棄物エネルギー利用施設や電動式塵芥収集車の導入を促進することにより、エネルギー起源CO2の削減を図ることが可能となる。</p>  | 37  |
| (18) 環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業<br>(平成19年度)<br>【関連:25-35】  | 1,000,000<br>(348,807)   | 800,000<br>(750,494)     | 790,000   | 1   | -  | 039 |
| (19) 風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業(平成25年度から「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」に名称を変更)<br>(平成23年度)<br>【関連:24-40】 | 136,148<br>(134,645)     | 834,348<br>(296,973)     | 1,000,000 | 1,2 | -  | 054 |
| (20) 家庭・事業者向けエコリース促進事業<br>(平成23年度)<br>【関連:25-35】   | 2,000,000<br>(345,529)   | 1,800,000<br>(1,722,377) | 1,800,000 | 1   | -  | 019 |
| (21) チャレンジ25地域づくり事業<br>(平成23年度)<br>【関連:25-36】  | 3,000,000<br>(1,844,295) | 2,700,000<br>(1,869,227) | 2,000,000 | 1   | -  | 031 |

|      |   |                       |                |      |   |   |     |
|------|---|-----------------------|----------------|------|---|---|-----|
| (22) | 低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業<br>(平成23年度)<br>【関連:25-36】 | 1,800,000<br>(51,249) | 300,000<br>(-) | -    | 1 | -   | 046 |
| (23) | 先進的次世代車普及促進事業<br>(平成15年度)【関連:25-8】            | 25<br>(25)            | 10             | 2.52 | 1 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池自動車及び水素自動車の導入費用の一部補助<br/>(事業仕分けの結果を踏まえ、平成23年度からは燃料電池自動車等の取得支援について平成22年度からの継続事業分のみを対象としている。)</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的な次世代低公害車の普及促進</li> <li>・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容</li> <li>・先進的な次世代低公害車の普及を促進することにより、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全並びに地球温暖化防止に寄与する。</li> </ul>  | 026 |
| (24) | 特殊自動車における低炭素化促進事業<br>(平成23年度)【関連:25-8】        | 150<br>(116)          | 130            | 195  | 1 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業におけるハイブリッドオフロード車等(ショベル・ローダ、ブルドーザ及びフォークリフト)の導入費用の一部補助</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染物質及びCO2の排出量の少ない特定特殊自動車の普及促進</li> <li>・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容</li> <li>・大気汚染物質及びCO2の排出量の少ない特定特殊自動車の普及を促進することにより、大気汚染の改善による生活環境の保全及び地球温暖化防止に寄与する。</li> </ul>   | 027 |
| (25) | 海底下CCS実施のための海洋調査事業<br>(平成23年度)【関連:25-10】      | 270<br>(270)          | 270<br>(270)   | 230  | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海底下CCSに係る環境影響評価の基礎的情報を収集するため日本近海のCCS候補海域等において海洋生態系、海水、底質の炭酸指標に係る化学的性状等の現地調査を実施</li> <li>・海底下CCSの超長期的管理体制のあり方について、情報収集、課題の抽出</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋汚染防止法に基づき、二酸化炭素回収・貯留(海底下CCS)事業の許可申請者が実施する海洋環境影響評価における結果の妥当性を的確に判断するために必要な基礎的情報を収集する。また、海底下CCS事業の普及と適正な管理体制を構築するために、超長期的な管理体制のあり方についても検討する。</li> <li>・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容</li> </ul>  | 042 |
| (26) | 自然環境に配慮した再生可能エネルギー推進事業<br>(平成22年度)            | 67<br>(67)            | 86             | 122  | 1 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電施設における希少猛禽類に対する効果的なバードストライク防止策の検討及び実証</li> <li>・地熱発電施設における温泉資源・地下水への影響軽減策の検討</li> <li>・メガソーラー発電施設・地熱発電施設における国立公園の風致景観上の支障の軽減策の検討</li> <li>・中小水力発電施設における河川環境への影響軽減策の検討</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境に配慮した再生可能エネルギーの推進</li> <li>・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容</li> <li>・再生可能エネルギーの大量導入における自然環境への影響軽減策・配慮策を検証し、ガイドラインの策定、規制の見直し等に活用し、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの推進に寄与する。</li> </ul>   | 053 |
| (27) | HEMS利用によるCO2削減試行事業<br>(平成24年度)                | -                     | 94<br>(144)    | 94   | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なHEMS計測機器・サービスを通して得られる家庭のエネルギー消費情報を効率的に収集する仕組みを試行的に構築し、集約された多様な世帯属性のエネルギー消費情報から得られる付加価値の解析的な調査を行う。また、HEMS機器の導入と継続利用のモチベーション増大に繋がるインセンティブ提供方法の調査検討等を行い、HEMSの普及促進とそれによる低炭素なライフスタイルへの転換に資するHEMS利用の付加価値向上に向けた基礎的な知見の獲得を行う。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「見える化」及びエネルギー使用状況に応じた削減アドバイスや他世帯との比較、効果的な情報提供等によるCO2削減効果の向上。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のHEMS設置世帯の大量のデータを基に企業から出資を募り、CO2削減の継続的なインセンティブを設ける自立的な資金メカニズムのシステムモデルを試行的に実施することで、HEMS機器の導入と継続利用のモチベーション増大に繋げる。</li> </ul> | 021 |
| (28) | エコ賃貸住宅CO2削減実証事業<br>(国土交通省連携事業)<br>(平成24年度)    | -                     | 100<br>(95)    | 100  | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸住宅は住宅ストックの約4割を占めているが、低炭素化への躯体や設備の投資は賃貸料金の引き上げに繋がることから、価格低減のために住宅性能が犠牲になる傾向にあった。そこで、賃貸住宅の住宅性能の実測と推計から、標準の光熱費に相当する値を推計し、賃貸住宅の比較の際に低炭素化の効果を明示し、賃貸住宅選択の条件の一つとして提示できるようにすることで、環境価値の内外部化を進め、環境性能の高い賃貸住宅の入居率向上による普及を図る。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅性能の高い賃貸住宅の空室率を低下させ、不動産価値への環境価値の反映を促進する。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅性能のレベルごとの賃貸住宅における断熱性能等の実測や、居住者のエネルギー消費量から、構造や断熱性能等の違いによる光熱費を推計するとともに、環境性能の高い賃貸住宅に対する消費動向に関する調査・実証等を行い、環境性能の高い賃貸住宅の普及を目指す。</li> </ul>                | 022 |

|      |   |   |              |     |   |   |     |
|------|---|---|--------------|-----|---|---|-----|
| (29) | 次世代スマートメーターによる需要側対策促進事業(らくらくCO2削減・節電事業)<br>(平成24年度) | - | 53<br>(53)   | 53  | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>家庭内の複数の家電や住設機器を、ユーザーの要求に応じてアシスト的に管理・自動操作することで、単体機器では実現できない相乗効果を発揮する高機能型のHEMSによる低炭素化サポートシステムを構築する。このシステムを活用し、世帯属性やライフスタイルの違いによる効果と受容性の調査を行うとともに、価格情報による行動誘引との比較及び相乗効果の検証を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>家庭において負担無く継続的な省エネを実施するためのシステム要件やそのサポート方法に適したターゲット世帯等の要件整理を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>照明や家電、空調等の個別機器の管理・自動操作が可能な高機能型のHEMSを用いて、家庭でのCO2削減・省エネ行動をサポートするシステムを提供することにより、各家庭のライフスタイルに合わせた低炭素行動の普及促進を目指す。</p> | 023 |
| (30) | 節電・CO2削減のための構造分析・実践促進モデル事業<br>(平成24年度)              | - | 83<br>(138)  | 83  | 1 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>震災以降に取り組まれた節電の構造を明らかにし、分析するとともに、節電の取組事例やその効果などの基礎情報を整理、公開することで、CO2削減に資する節電の取組を促進する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>節電に係るデータを収集・整理することにより、震災以降の節電の構造を把握し、基礎情報として公開することで、CO2削減に資する当面の電力需給ひっ迫への主体的な取組を促進するとともに、中長期的に節電・CO2削減取組を定着させ、CO2の大幅削減を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>節電及びCO2削減に向けた取組を定着させることにより、現在1990年比で、温室効果ガス排出量が3割程度増加している家庭部門・業務部門において、中長期的にCO2の大幅削減を達成する。</p>  | 024 |
| (31) | 地域における市場メカニズムを活用した低炭素化推進事業<br>(平成24年度)              | - | 188<br>(183) | 188 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>市場メカニズムを活用し、温室効果ガス削減効果に応じて経済的インセンティブを付与するといった取組を地域ぐるみで行うものについて、実施体制の構築・効果検証等を支援し、各地に普及できるよう取組手法の確立を図る。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>先行事例を基に課題・成果を共有・整理し、他地域でも活用可能な取組手法・評価手法の確立を図ることにより、取組の全国展開を目指す。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>市場メカニズムを活用して効率的に地域におけるCO2削減を促す。</p>   | 034 |
| (32) | 病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業(厚生労働省連携事業)<br>(平成24年度)    | - | 786<br>(327) | 214 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>ガスコージェネレーションシステムを医療施設又は福祉関係施設に導入する民間団体に対して、設備設置費用の一部を補助する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>医療施設又は福祉関係施設への、都市ガス又はLPGガスを使用したガスコージェネレーションシステムの導入を支援し、電力供給の安定化を図り、災害時における人命にかかる事態を回避する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>地球環境問題としての温室効果ガス排出、地域環境問題としての大気汚染物質排出の双方を同時に削減する。</p>  | 047 |
| (33) | 物流の低炭素化促進事業(国土交通省連携事業)<br>(平成24年度)                  | - |              |     | - |   |     |
| (34) | マイカー規制による低炭素化促進事業<br>(平成24年度)                       | - | 45<br>(13)   | 45  | 1 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>マイカー規制区間で自動車運送事業を営み、以下の事業を行う事業者に対して補助を行う。</p> <p>① 代替交通手段に使用されるバス、タクシーの低炭素化車両の購入</p> <p>② 燃料供給基地・充電設備の整備</p> <p>補助率は、事業費の1/3とし、補助対象者は、民間団体等とする。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>国立公園の利用における低炭素化の取組の強化及びマイカー規制の一層の拡大を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>上記①及び②の車両等の導入を支援することにより、これらの施設の普及拡大を促進する。</p>  | 028 |

|      |   |              |                            |            |   |  |        |
|------|---|--------------|----------------------------|------------|---|--|--------|
| (36) | 再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューディール基金)(平成24年度)<br>【関連:25-36】 | -            | 12,100,000<br>(12,100,000) | 24,500,000 | 1 | -  | 033    |
| (37) | 東日本大震災復興に係る自然冷媒冷凍等装置導入緊急支援(平成24年度)                      | -            | 260<br>(188)               | 400        | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>東日本大震災の被災地域の復興に関連して冷凍等装置の整備・改修等を行う場合の、自然冷媒冷凍等装置の導入を集中的に支援(装置導入費用の1/3を補助。上限5,000万円。)する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>フロン類冷媒と比べて格段に環境負荷の少ないアンモニア等の自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調装置の導入を促進する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>被災地域の産業の早期回復を支援するとともに、フロン類冷媒の漏洩等による温室効果ガス排出を抜本的に改善し、地球温暖化防止を促進させる。</p>  | 復興庁194 |
| (38) | 気候変動枠組条約・京都議定書拠出金等(平成16年度)【関連:24-2】                     | 102<br>(102) | 102<br>(102)               | 97         | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>国際条約に参加する先進国の一員としての責任を果たすため、排出・吸収量審査のための審査員トレーニングプログラムへの拠出等、同条約及び議定書の実施のために必要な費用の一部を拠出する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>地球温暖化対策の国際的な枠組みである気候変動枠組条約及び京都議定書の実施のために必要な国際的取組を促進する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>国際機関の活動・成果に対し、寄与の内容を設定することは困難。</p>   | 065    |
| (39) | 将来国際枠組みづくり推進費(平成19年度)                                   | 122<br>(112) | 93<br>(78)                 | 117        | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>次期枠組みの構築に係る交渉と温室効果ガスの削減の実施について、主要国に対する働きかけ、次期枠組みに係る我が国提案として望ましい枠組みのあり方の検討を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>気候変動枠組条約・京都議定書の下での国際交渉等において、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築の実現のため、主要国の動向を踏まえつつそうした枠組みのあり方を明らかにし、我が国からの積極的な働きかけを行う。また、開発途上諸国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>世界の排出削減を実現するための2020年以降の実効的な国際枠組み作りに寄与。</p> | 066    |
| (40) | 地域低炭素投資促進ファンド創設事業善(平成25年度)【関連:25-35】                    | -            | -                          | 2,100,000  | 1 | -  | 006    |
| (41) | 環境配慮型設備投資の緊急支援事業(平成24年度)【関連:25-35】                      | -            | -                          | -          | 1 | -  | 288    |

|      |  |   |                 |         |   |  |         |
|------|--|---|-----------------|---------|---|--|---------|
| (42) | 地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(農林水産省連携事業)<br>(平成25年度)【関連:25-36】 | - | -               | 500.000 | 1 | -  | 新25-003 |
| (43) | 住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業<br>(平成25年度)【関連:25-36】          | - | -               | 220.000 | 1 | -  | 新25-004 |
| (44) | 地球温暖化影響の理解及び国民に向けたライフスタイル変革の促進運動事業                     | - | -               | 600     | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>普段から多数に接触し、教える機会の多い者(伝道者)を募集し、必要知識をインプットした上で、国民に対する理解醸成のための各種資料を活用しつつ、メディアや地域セミナー等の国民に身近な場面で温暖化に関する情報を発信し、地球温暖化への理解の伝達を図る。また、関係省庁と連携しつつ、IPCC第5次評価報告書等の最新の科学的知見に基づき、かつ、日本付近のより詳細な気候変動予測シナリオの作成を行うことで、温暖化影響に関する情報をわかりやすい形に加工して説明することを可能にする情報基盤を整備する。さらに、それを利用して、また公開シンポジウムや国際会議の開催等により、広報普及活動を幅広く展開することで、国民に対し温暖化影響をリアリティに理解することを促し、普及啓発の効果を向上させる。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>人から人への直接説得力を持った語りかけの機会を設け、最新の科学的知見を用いた温暖化影響に関する情報を提供し、低炭素社会にふさわしいライフスタイルへの変革と基盤の構築を図ることで、特にCO2排出量増加が著しい民生部門の排出量削減を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>直接的な働きかけや科学的知見の提供により、日々の行動によるエネルギー起源のCO2排出量の削減や省CO2施設・機器の設置促進に寄与</p> | 新25-002 |
| (45) | 耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成のための官民ファンドの創設<br>(平成24年度)          | - | 5000<br>(5,000) | -       | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>補助金の交付を受けた補助事業者が耐震・環境不動産支援基金を造成し、当該基金を活用して、低炭素化が進まない老朽不動産等の改修、建替え又は開発を行い、耐震・環境性能を有する良質な不動産を形成する事業を行う者に出資等を行う投資事業有限責任組合(LPS)に出資を行うことにより、既存ストックの低炭素化、地域再生・活性化に資するまちづくり及び地球温暖化対策を推進する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>民間投資の呼び水効果(本事業によって喚起される民間資金の総額)を150億円とする。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>資金調達等が課題となって再生・利活用が進まない老朽不動産等について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成(改修・建替え・開発事業)を促進する。</p>   | 012     |
| (46) | グリーンビルディング普及促進に向けたCO2削減評価基盤整備事業<br>(平成25年度)            | - | -               | 850     | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>既存の業務ビル、特に中小のビルにおいては、①オーナーの関心不足、②テナントの情報不足、③投資回収の長期化、④省エネ改修の評価不足等といった課題で低炭素化に向けた省エネ改修が進んでいないため、①エネルギー消費、CO2排出実態調査(アンケート調査・実測調査・分析等)、②環境性能に関する消費動向調査(アンケート調査等)、③省エネ改修効果のモデル事業(実測調査・省エネ診断・分析等)、④省エネ改修による価値向上評価事業(分析・検討会等)を実施し、環境性能評価が可能となるよう基盤を構築する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>中小ビルの環境性能評価が可能となるような基盤を構築し、省エネ改修を促進するとともに、地方公共団体の温暖化対策計画の策定に寄与する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>中小ビルのCO2削減余地等をアンケート調査やモデル的な診断を通じて分析し、省エネ改修による付加価値を算定する。</p>  | 新25-001 |
| (47) | 木材利用推進省エネ省CO2実証事業<br>(平成25年度)                          | - | -               | 100     | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>FS調査として、建材や家具等の製品区分ごとに、鉄等のエネルギー集約的素材を使用した場合と木材を利用した場合の、製造から廃棄に至るまでの二酸化炭素排出量についてLCAの観点から比較を行い、木材を素材として使用した場合の二酸化炭素排出削減量を定量的に評価するとともに、排出削減につながる効果的な木材利用方法について検討を行う。また、建築物、家具等への木材の利用を大きく拡大するため、各地域での取組事例等を調査・分析しつつ、二酸化炭素排出抑制に繋がる効果的な手法について実証を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>我が国の森林から生産される木材について、この環境面での貢献を定量的に明らかにしつつ、その効果を消費者に訴え大幅な利用拡大を進め、木材利用による二酸化炭素削減を促し、低炭素社会の実現に寄与する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>①代替材としての木材の省エネ効果をLCAの観点から明確化、②木材利用による二酸化炭素排出削減効果の最大化方法、③木材利用を誘導する効果的な仕組みの調査・分析を行う。</p>  | 新25-002 |

|      |  |             |              |       |   |   |         |
|------|--|-------------|--------------|-------|---|---|---------|
| (48) | 小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業(平成24年度)       | -           | -            | -     | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>本事業は、LED照明の高い省エネ性と長寿命性の利点から生じる光熱費と維持管理費の軽減分を毎年のリース調達の財源として活用し、導入を図るもの。このために必要な事前の現況把握や省エネ性や効率的なコストメリットを確保するための個々の機器のリプレイス設計などの更新計画を作成する必要があるが、こうした業務には、専門的な知見が必要となる。小規模な地方公共団体(都道府県・政令市以外)ではそうしたノウハウや専門職員が不足しているため、専門業者等に外注するための経費を支援する。加えて、リース等の手法により地元企業を活用しつつLED導入を行う際にかかる費用のうち、リース料金等に含まれる取付工事費用について、リース等を実施する民間事業者に対して補助する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>LED照明へのリプレイスを進めることによりCO2排出量が削減され低炭素社会化が推進される。また、リース等を実施する民間事業者に対する取付工事費用を補助することにより、地元経済の活性化を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>街路灯等の屋外照明を従来型電灯から高い省エネ性と長寿命性の利点を持つLED照明へのリプレイスを進めることによりCO2排出量が削減され低炭素社会化が推進される。</p> | 010     |
| (49) | 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金                  | -           | -            | 7,600 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>「低炭素価値向上基金」を造成し、これを活用して、交通体系、災害時等対応型のライフライン施設及び次世代型社会インフラ等の社会システムの整備に当たりエネルギー起源CO2の排出の抑制のための再エネ・省エネ技術等を導入する事業に対して補助金を交付する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>社会システムの整備に当たり「低炭素社会」としての付加価値を創出する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>社会システムにエネルギー起源CO2の排出の抑制のための再エネ・省エネ技術等を組み込むことにより、温室効果ガスの一層の排出抑制を図る。</p>   | 新25-007 |
| (50) | エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費                 | -           | -            | 2,580 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>エネルギー対策特別会計における事業の効果算定手法の検討、技術動向調査及び地域における地球温暖化対策事業の実施状況調査等を行うとともに、交通体系、災害時等対応型のライフライン施設及び次世代型社会インフラ等の社会システムの整備や地域技術シーズの活用といった分野におけるCO2排出削減対策・技術について、実証事業を通じて個別手法の削減効果の検証、削減ポテンシャルの検証及び事業性の検証を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>エネルギー起源CO2の排出の抑制のための再エネ・省エネ技術等の導入を通じて「低炭素社会」を創出する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>エネルギー対策特別会計において効果的に事業を推進することにより、温室効果ガスの一層の排出抑制を図る。</p>  | 新25-015 |
| (51) | 木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業(農林水産省連携事業) | -           | -            | 1,200 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>・地域内における木質バイオマスを利用した熱・電気の需要、未利用間伐材等原料調達の見直し、事業採算性等の実現可能性調査を行う。<br/>・原木の加工・燃料の運搬・木質バイオマスのエネルギー利用等を行うための施設を一体的に導入し、モデル地域づくりの実証を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>森林資源をエネルギーとして有効活用し、低炭素社会の実現、森林整備の推進、雇用の確保等を図るため、木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくりの推進を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>地域資源の循環(森林資源の有効活用と再生)と低炭素社会の実現(カーボンニュートラルの木質資源利用)に寄与。</p>  | 新25-011 |
| (52) | 地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業             | 87<br>(248) | 365<br>(395) | 600   | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>地域主導による再生可能エネルギー事業のため、必要とされる情報整備、協議会の設立・運営、具体的な事業計画策定等の業務を実施し、地域の実情を踏まえた再生可能エネルギー導入に向けた支援を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>・再生可能エネルギーの開発・事業化可能地域に関する情報を住民、事業者等が容易に入手できる環境の整備<br/>・地域の住民等が参画した協議会活動や活動の核となるコーディネーター等の育成を通じた、地域主導型の再生可能エネルギーの導入</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>・地域の特性を考慮した再生可能エネルギープロジェクトの形成を支援し、再生可能エネルギーの導入拡大・低炭素地域づくりに寄与。</p>   | 052     |

|                                   |   |   |       |   |  |         |
|-----------------------------------|---|---|-------|---|--|---------|
| (53) 地熱開発加速化支援・基盤整備事業             | - | - | 250   | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> 地熱発電の推進のため、技術情報等の整備や優良事例の形成に関する以下の3つの事業を実施する。<br/> ①地熱開発技術の最新情報の収集・整備業務：国内外の最新の技術動向の収集・整備・評価による技術的課題の克服。<br/> ②地熱発電の導入ポテンシャルの精密調査・分析：全国規模での、これまでの調査よりも精密なポテンシャル調査の実施。<br/> ③地熱開発の事業形成促進業務：地域における合意形成のための協議会の設置・運営、地熱発電開発の優良事例のノウハウの共有、事業計画策定のための調査・事業・ファイナンススキームの検討支援。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/> 地熱技術開発シーズの発掘、地熱開発の加速化、地元の合意形成・事業計画の策定等。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> 地熱発電の飛躍的な導入に寄与。</p> | 新25-012 |
| (54) 再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統整備等調査事業   | - | - | 300   | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> 今後特に導入拡大が見込まれる風力発電等の再生可能エネルギーのための送電線を対象として、具体的な送電線の整備可能地域の検討、効率的な建設工法の検討等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/> 再生可能エネルギーの導入拡大のための効果的・効率的な系統整備の方法等を提示。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> 将来的な系統整備を促進し、風力発電等再生可能エネルギーの導入に寄与。</p>  | 新25-013 |
| (55) CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業      | - | - | 3,300 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> 将来の規制等対策強化のシナリオに基づき技術開発等の課題を提示し、将来的な対策強化の導入につながり、CO2削減効果が大きく、産業界による自主的な技術開発では社会に導入されない技術開発や実証事業を重点的に支援する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/> 将来的な地球温暖化対策強化につながる効果的な技術の確立及びこれら技術が社会に導入されることによるCO2排出量の大幅な削減を目指す。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> 大幅な二酸化炭素排出量削減による低炭素社会の実現に寄与。</p>   | 新25-014 |
| (56) 再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業 | - | - | 9,000 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> 離島、過疎地域、山間地域等の基幹系統から独立している場合や、防災上の観点から蓄電を必要とする地域等において、再生可能エネルギー発電施設(太陽光発電及び風力発電を想定)に大型蓄電池を導入する取組に対して設置費を補助し、効果的な設置方法、出力安定化・変動緩和効果等の検証を行い、制御手法等を確立する。(補助率：定額)</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/> 再生可能エネルギーの出力安定化による系統への導入の拡大。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> 再生可能エネルギーの導入拡大・自立分散型エネルギー社会の構築に寄与する。</p>   | 011     |



平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-3)

別紙1

| 施策名  | 目標1-3森林吸収源による温室効果ガスの排出抑制                           |            |                   |             | 担当部局名  | 地球環境局 研究調査室           |      |   |            | 作成責任者名<br>(※記入は任意)   | 研究調査室 室長 辻原 浩 |  |
|--|--|------------|-------------------|-------------|--|-----------------------|------|---|------------|--|---------------|--|
| 施策の概要  | 京都議定書の第一約束期間に引き続き、温室効果ガスの吸収量確保に努める。                |            |                   |             | 政策体系上の位置付け   | 1. 地球温暖化対策の推進         |      |   |            |  |               |  |
| 達成すべき目標                                      | 京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進する。<br>(目標については検討中。) |            |                   | 目標設定の考え方・根拠 | 当面の地球温暖化対策に関する方針   |                       |      |   | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月  |               |  |
| 測定指標   | 基準値  |            | 目標値               |             | 年度ごとの目標値   |                       |      |   |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠                                  |               |  |
|  | 基準年度   | 目標年度       | 24年度              | 25年度        | 26年度   | 27年度                  | 28年度 |   |            |  |               |  |
| 1 温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)                        | -  | -          | -                 | -           | -  | -                     | -    | - | -          | 当面の地球温暖化対策に関する方針において、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進するとされているため。 |               |  |
| 2  |  |            |                   |             |  |                       |      |   |            |  |               |  |
| 測定指標   | 基準   |            | 目標                |             | 施策の進捗状況(目標)  |                       |      |   |            | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠                                   |               |  |
|  | 基準年度   | 目標年度       | 24年度              | 25年度        | 26年度   | 27年度                  | 28年度 |   |            |  |               |  |
| 3  |  |            |                   |             |  |                       |      |   |            |  |               |  |
| 測定指標   | 目標   |            | 目標年度              |             | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠   |                       |      |   |            |  |               |  |
| 4  |  |            |                   |             |  |                       |      |   |            |  |               |  |
| 達成手段<br>(開始年度)                               | 補正後予算額(執行額)  |            | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |      |   |            |  |               |  |
|  | 23年度   | 24年度       |                   |             |  |                       |      |   |            |  |               |  |
| 森林等の吸収源対策に関する国内<br>(1) 体制整備確立調査費<br>(平成11年度) | 29<br>(28)   | 23<br>(22) | 23                | 1           | <達成手段の概要><br>京都議定書第一約束期間では、京都議定書付属書 I 国の義務に基づき、温室効果ガスインベントリにおいて、吸収量を気候変動枠組み条約事務局に報告している。吸収量を最終的に報告・確定する平成27年度まで、森林等の二酸化炭素排出・吸収量の算定方法についてデータの収集や検討、修正を行う。また、2013～2020年の計上ルールに基づく吸収量算定方法を検討するとともに、国際交渉における論点の整理・分析を行う。<br><達成手段の目標><br>京都議定書第一約束期間のインベントリ算定方法の改善・IPCC湿地ガイドラインの策定作業への貢献、2013～2020年の計上ルールに基づく吸収量算定方法の検討。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、京都議定書の目標達成計画が達成されるために、森林等の二酸化炭素排出・吸収量についてデータ収集等を行い、国際的なレビューを踏まえ、算定方法の改善等を行う。さらに2013年以降の吸収量算定方法の検討を行う。 | 059                   |      |   |            |  |               |  |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省25-4)

|                              |   |            |                   |                              |  |                       |      |      |      |                               |  |  |  |  |
|------------------------------|---|------------|-------------------|------------------------------|--|-----------------------|------|------|------|-------------------------------|--|--|--|--|
| 施策名                          | 目標1-4市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進   |            |                   |                              | 担当部局名  | 地球環境局 市場メカニズム室        |      |      |      | 作成責任者名<br>(※記入は任意)            | 市場メカニズム室 室長 奥山 祐矢  |  |  |  |
| 施策の概要                        | 京都議定書目標達成計画に基づき基準年総排出量比1.6%に相当する京都メカニズムクレジットの確保を目指すとともに、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する二国間クレジット制度の本格的な運用を開始し、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成に活用する。                                  |            |                   |                              | 政策体系上の位置付け   | 1. 地球温暖化対策の推進         |      |      |      |                               |  |  |  |  |
| 達成すべき目標                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度までに我が国のクレジット取得量(CO2換算ト)の累積量を約1億取得する。</li> <li>二国間クレジット制度の本格導入を行うべく、国内での関連制度の整備や国際的な位置づけの確保に向けたロードマップを早急に策定する。</li> </ul> |            |                   |                              | 目標設定の考え方・根拠  | 京都議定書目標達成計画           |      |      |      | 政策評価実施予定時期                    | 平成26年6月  |  |  |  |
| 測定指標                         | 基準値   | 基準年度       | 目標値               | 目標年度                         | 年度ごとの目標値   |                       |      |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |  |  |  |
|                              |   |            |                   |                              | 24年度   | 25年度                  | 26年度 | 27年度 | 28年度 |                               |  |  |  |  |
| 1                            | クレジット取得量(CO2換算ト)  | -          | -                 | (18年度から25年度までの累積量)約1億        | H25年度  | -                     | -    | -    | -    | -                             | 京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)において、平成25年度までにクレジット取得量(CO2換算ト)を(18年度から25年度までの累積量)約1億とすることとされているため。 |  |  |  |
| 2                            |   |            |                   |                              |  |                       |      |      |      |                               |  |  |  |  |
| 測定指標                         | 基準  | 基準年度       | 目標                | 目標年度                         | 施策の進捗状況(目標)  |                       |      |      |      | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |  |  |  |
|                              |   |            |                   |                              | 24年度   | 25年度                  | 26年度 | 27年度 | 28年度 |                               |  |  |  |  |
| 3                            |   |            |                   |                              |  |                       |      |      |      |                               |  |  |  |  |
| 測定指標                         | 目標  |            | 目標年度              | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |                       |      |      |      |                               |  |  |  |  |
|                              |   |            |                   |                              |  |                       |      |      |      |                               |  |  |  |  |
| 4                            |   |            |                   |                              |  |                       |      |      |      |                               |  |  |  |  |
| 達成手段<br>(開始年度)               | 補正後予算額(執行額)   |            | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標                   | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |      |      |      |                               |  |  |  |  |
|                              | 23年度  | 24年度       |                   |                              |  |                       |      |      |      |                               |  |  |  |  |
| (1) 京都メカニズム運営等経費<br>(平成14年度) | 76<br>(77)  | 88<br>(93) | 99                | 1                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>京都メカニズムの活用に必要な国別登録簿の運用・管理を継続的に行うとともに、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局が主体となって作成された技術仕様の変更等へ適切に対応する。</li> <li>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>京都議定書に基づき付属書 I 国に設置が義務付けられ、我が国の京都議定書の排出削減目標の遵守や、京都メカニズム活用の必要要件である国別登録簿の適正な運用等を行う。</li> <li>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>・平成14年度末にプロトタイプ版を構築し、京都議定書の発効と同時に一部を運用開始。<br/>・平成20年初から京都メカニズムへの参加資格を得て、第一約束期間開始と同時に本格運用。<br/>・平成21年度に利便性向上等のためのシステム改修を実施。</li> </ul> | 060                   |      |      |      |                               |  |  |  |  |

|   |                          |                          |              |          |   |            |
|---|--------------------------|--------------------------|--------------|----------|---|------------|
| <p>京都メカニズムクレジット取得事業<br/>(2) 費<br/>(平成18年度)</p>                        | <p>8,168<br/>(5,457)</p> | <p>6,818<br/>(4,015)</p> | <p>5030</p>  | <p>1</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)にクレジット取得を委託し、CDM・J1・GISプロジェクトによるクレジットをその種別等に応じて以下の形態から適切な手法を用い、効果的に取得する。<br/>①直接取得:個別プロジェクトを実施する民間事業者等と直接クレジット購入契約(分配契約)を締結する。②間接取得:クレジット購入契約(分配契約)等を有する民間事業者等との間でクレジット購入契約(移転契約)を締結する。③GISによる取得:日本国政府と京都議定書附属書B国政府とによる覚書等に基づき、附属書B国政府と排出割当量売買契約を締結する。<br/>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>京都議定書の第一約束期間における削減約束に相当する排出量と同期間における実際の温室効果ガスの排出量との差分について、京都クレジットを活用。<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>平成18年度から、ウクライナ、チェコといった東欧諸国とのGISや、中国、インドといった途上国におけるCDM案件について、各方面と契約を締結し、平成25年4月1日現在、総計約9,756万トン(CO2換算。うち移転実績総量8,959万トン)のクレジットを取得契約済み。</p>   | <p>062</p> |
| <p>新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業<br/>(3) ※「達成手段の概要」参照<br/>(平成16年度)</p> | <p>2,991<br/>(2,813)</p> | <p>3,184<br/>(3,077)</p> | <p>3,503</p> | <p>1</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>・新たなメカニズムや既存メカニズムの改善に関する知見を得るため、途上国等において、我が国企業が実施する具体的削減事業について、実現可能性調査を行う。<br/>・途上国に対し、新メカニズムに対応できる堅固な事業審査及び削減量の算定・報告・検証 体制(審査・MRV体制)の構築支援を行う。<br/>・京都メカニズムの改善提案や、新たなメカニズムについて制度検討等を行う。<br/>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>新たなメカニズムの構築に向けて、我が国の支援により途上国において人材が育成されるとともに、審査・MRV体制の整備を含む各種体制を整えること。<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>○日本の技術、製品、企業活動の貢献が適切に評価されるよう新たなメカニズムを構築するために、途上国における案件発掘・形成のための人材育成支援、審査・MRV体制の構築支援を行う。<br/>○新たなメカニズムの構築やCDMの改善に関する知見を得るため、世界各地でMRVモデル実証調査や実現可能性調査等を行う。<br/>○アジアを中心とした途上国等政府機関に対し、CO2排出削減に係る具体案件を題材とし、地方政府・現地民間事業者に対する、案件発掘・形成能力向上を目的としたセミナーやワークショップを開催し、プロジェクト実施を促進・支援する。<br/>○途上国ごとの情報(窓口政府機関、プロジェクト承認基準、重点・有望プロジェクト分野、プロジェクト実施例、各国内の温暖化対策に関する最新の動き等)、メカニズムの運用ルールや国連での議論・結論に関する最新情報、日本政府による民間事業者への支援策に関する情報等を収集し、専用webサイトにおいて広く一般に提供するとともに、相談窓口を設け、我が国民間企業等からの基礎的な相談に応じる。</p> | <p>061</p> |
| <p>途上国におけるコベネフィット効果<br/>(4) 検証・実証事業<br/>(平成20年度)</p>                  | <p>857<br/>(547)</p>     | <p>515<br/>(140)</p>     | <p>215</p>   | <p>—</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>アジア地域等の途上国においては、著しい経済成長に伴い環境汚染が深刻な課題となっており、地域環境改善と同時に温室効果ガス削減効果が見込めるコベネフィット対策実施の優先度は高いことから、新たな市場メカニズムを念頭におきつつ、現地での環境条件下において適用可能なコベネフィット技術について、実証実験を通じたコベネフィット効果の把握、測定・報告・検証の普遍化、定型化の検討を実施。<br/>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>途上国におけるコベネフィットを有する技術の効果検証・実証<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>新たな市場メカニズムを念頭においた、コベネフィット効果を有する事業実施に向けて、技術的検討等の協力実績を早期に積み上げることにより、途上国の環境汚染対策、我が国の環境技術の普及、途上国による温室効果ガスの削減対策の策定・実施を促進する。</p>   | <p>064</p> |

(別紙 1-2-1)

① 全国地球温暖化防止活動センター（全国センター）運営事業

温対法第 25 条に基づき全国センターが実施する事業である国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態調査及び排出の抑制等のための措置を促進する方策や地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究、情報資料の収集、分析、提供及び普及啓発・広報活動、地域センターや関係主体との連絡調整、地域センター事業の支援手法の検討及び地域センター従事者に対する研修等の事業の一層の円滑化と促進を図る。

② 地域における地球温暖化防止活動促進事業

温対法第 24 条に基づき地域センターの運営、当該センターが実施する地域における日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について、推進員も活用した調査、これらの情報収集・提供・普及啓発・広報活動、地域の関係主体との効果的な連携、連絡調整等の事業の一層の円滑化と促進を図る。

③ 地域活動支援・連携促進事業補助

地域の各主体のアイデアを最大限活かし、草の根の CO2 削減事業の一層の推進を支援する。

具体的には、事業実施主体となるコンソーシアム（\*）を地域地球温暖化防止活動推進センター・地球温暖化防止活動推進員・学校・企業・NPO 等が連携して構築し、温室効果ガスの排出削減効果がより明確で、かつ、地域の特色を活かした取組を実施する場合にこれを支援する。（\*コンソーシアムとは、共同体、共同事業体のこと。特定の目的のために複数の企業等が集まって形成される。（Buzz words より））

④ コンソーシアム事業支援

全国地球温暖化防止活動推進センターを上記コンソーシアム事業の統括的サポート機関として位置付け、有識者を交えての効果測定手法の検討やコンソーシアムへの提示、事業のテーマに則した専門家の派遣や全国センターによる直接支援、インターネット等を活用したコンソーシアム事業の広報や一般への情報提供、各コンソーシアム事業の実施効果の評価や今後の展開に向けた提案・指導を実施する。

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-5)

別紙1

|                |   |       |                              |             |             |                         |      |                    |                   |                               |   |
|----------------|---|-------|------------------------------|-------------|-------------|-------------------------|------|--------------------|-------------------|-------------------------------|---|
| 施策名            | 目標2-1オゾン層の保護・回復   |       |                              |             | 担当部局名       | 地球環境局 地球温暖化対策課フロン等対策推進室 |      | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 地球温暖化対策課 課長 和田 篤也 |                               |   |
| 施策の概要          | オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。        |       |                              |             | 政策体系上の位置付け  | 2. 地球環境の保全              |      |                    |                   |                               |   |
| 達成すべき目標        | オゾン層破壊物質の生産・消費の削減及び既に使用されたオゾン層破壊物質の回収・大気放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を減らす。 |       |                              | 目標設定の考え方・根拠 | モントリオール議定書  |                         |      | 政策評価実施予定時期         | 平成26年6月           |                               |   |
| 測定指標           | 基準値   | 基準年度  | 目標値                          | 目標年度        | 年度ごとの目標値    |                         |      |                    |                   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |
|                |   |       |                              |             | 24年度        | 25年度                    | 26年度 | 27年度               | 28年度              |                               |   |
| 1              | ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPTン)   | 5,562 | H元年度                         | 0%          | H32年度       | -                       | -    | -                  | -                 | -                             | モントリオール議定書において平成32年度までに0とすることとされているため。  |
| 2              | 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量(トン)   | -     | -                            | 増加傾向を維持     | -           | -                       | -    | -                  | -                 | -                             | 既に使用された機器のフロン回収量について、都道府県の登録を受けた回収業者から報告された機器廃棄時及び整備時における回収量を計測し増加傾向を維持することとした。 |
| 3              | PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPTン)   | -     | -                            | 減少傾向を維持     | -           | -                       | -    | -                  | -                 | -                             | PRTR法に基づくオゾン層破壊物質の排出量にオゾン破壊係数を乗じて得られた数の合計を計測し減少傾向を維持することとした。                    |
| 測定指標           | 基準  | 基準年度  | 目標                           | 目標年度        | 施策の進捗状況(目標) |                         |      |                    |                   | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |   |
|                |   |       |                              |             | 24年度        | 25年度                    | 26年度 | 27年度               | 28年度              |                               |   |
| 3              |   |       |                              |             |             |                         |      |                    |                   |                               |   |
| 測定指標           | 目標  | 目標年度  | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |             |             |                         |      |                    |                   |                               |   |
|                |   |       |                              |             |             |                         |      |                    |                   |                               |   |
| 4              |   |       |                              |             |             |                         |      |                    |                   |                               |   |
| 達成手段<br>(開始年度) | 補正後予算額(執行額)   |       | 25年度<br>当初<br>予算額            | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等    |                         |      |                    |                   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号         |   |
|                | 23年度  | 24年度  |                              |             |             |                         |      |                    |                   |                               |   |

|  |                      |                      |            |            |   |            |
|--|----------------------|----------------------|------------|------------|---|------------|
| <p>(1) フロン等対策推進調査費</p>                   | <p>130<br/>(104)</p> | <p>106<br/>(72)</p>  | <p>115</p> | <p>1、3</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> オゾン層破壊物質の排出抑制対策を実施するとともに、温室効果ガスである代替フロン等3ガスの排出抑制を実施するため、フロン類の適正な回収及び破壊の推進やオゾン層の状況の監視等を行い、今後の対策について検討等を行う。<br/> &lt;達成手段の目標&gt;<br/> ・オゾン層の保護・回復と地球温暖化の防止<br/> ・業務用冷凍空調機器の使用時排出抑制対策・ノンフロン製品等の普及加速化による脱フロン社会構築の推進<br/> &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> ・業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄時回収率は約3割と低い水準であり、法律の施行状況の実態把握やフロン類に係る経済的手法の適用可能性の検討を行うことにより、フロン類対策の一層の向上を図ることができる。<br/> ・フロン類等を用いないノンフロン製品の普及を図ることにより、消費者のフロン対策に対する意識を向上するとともに、フロン類等の消費量や排出量の削減を図ることができる。</p>   | <p>013</p> |
| <p>(2) 省エネ型ノンフロン整備促進事業<br/>【関連:24-2】</p> | <p>318<br/>(272)</p> | <p>289<br/>(226)</p> | <p>505</p> | <p>2</p>   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> 業務用の冷凍・冷蔵・空調設備に関し、自然冷媒を使用した省エネ型の冷凍・冷蔵・空調装置を導入しようとする民間事業者に対して、当該設備導入費用の一部(フロン類冷媒を使用した同等の冷凍能力を有する装置を導入する場合の費用との差額の3分の1)を補助する。<br/> &lt;達成手段の目標&gt;<br/> 省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入・普及の促進<br/> &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> 平成20～23年度の補助事業によるCO2削減見込量(累計)は、<br/> 平成20年度 約9,400t-CO2/年<br/> (省エネルギー化約2,900t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約6,500t-CO2/年)<br/> 平成21年度 約23,000t-CO2/年<br/> (省エネルギー化 約7,600t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約15,400t-CO2/年)<br/> 平成22年度 約31,800t-CO2/年<br/> (省エネルギー化約10,700t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約21,100t-CO2/年)<br/> 平成23年度 約46,100t-CO2/年<br/> (省エネルギー化 約14,300t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約31,800t-CO2/年)<br/> 平成24年度 約58,200t-CO2/年<br/> (省エネルギー化 約17,900t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約40,300t-CO2/年)</p> | <p>036</p> |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省25-6)

|                |   |      |                   |             |                                |   |      |      |            |                               |  |  |  |                       |  |  |  |  |
|----------------|---|------|-------------------|-------------|--------------------------------|---|------|------|------------|-------------------------------|--|--|--|-----------------------|--|--|--|--|
| 施策名            | 目標2-2地球環境保全に関する国際連携・協力  |      |                   |             | 担当部局名                          | 地球環境局 研究調査室<br>国際連携課<br>国際地球温暖化対策室<br>国際協力室 |      |      |            | 作成責任者名<br>(※記入は任意)            | 研究調査室 室長 辻原 浩<br>国際連携課 課長 戸田 英作<br>国際地球温暖化対策室 室長 新田 晃<br>国際協力室 室長 川又 孝太郎 |  |  |                       |  |  |  |  |
| 施策の概要          | 環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアをはじめとする各国及び国際機関との連携・協力を進める。                                     |      |                   |             | 政策体系上の位置付け                     | 2. 地球環境の保全                                  |      |      |            |                               |  |  |  |                       |  |  |  |  |
| 達成すべき目標        | 環境に係る主要国際会議の政府対処方針の作成や会議への出席を通じて、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行う。また、アジアをはじめとする各国(大使館等)や主要国際機関との連携・協力を推進する。 |      |                   | 目標設定の考え方・根拠 | 環境基本法第5条(国際的協調による地球環境保全の積極的推進) |   |      |      | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月                       |  |  |  |                       |  |  |  |  |
| 測定指標           | 基準値   | 基準年度 | 目標値               | 目標年度        | 年度ごとの目標値                       |   |      |      |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |  |  |                       |  |  |  |  |
|                |   |      |                   |             | 24年度                           | 25年度  | 26年度 | 27年度 | 28年度       |                               |  |  |  |                       |  |  |  |  |
| 1              |   |      |                   |             |                                |   |      |      |            |                               |  |  |  |                       |  |  |  |  |
| 2              |   |      |                   |             |                                |   |      |      |            |                               |  |  |  |                       |  |  |  |  |
| 測定指標           | 基準  | 基準年度 | 目標                | 目標年度        | 施策の進捗状況(目標)                    |   |      |      |            | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |  |  |                       |  |  |  |  |
|                |   |      |                   |             | 24年度                           | 25年度  | 26年度 | 27年度 | 28年度       |                               |  |  |  |                       |  |  |  |  |
| 3              |   |      |                   |             |                                |   |      |      |            |                               |  |  |  |                       |  |  |  |  |
| 測定指標           | 目標  |      | 目標年度              |             | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠   |   |      |      |            |                               |  |  |  |                       |  |  |  |  |
|                |   |      |                   |             |                                |   |      |      |            |                               |  |  |  |                       |  |  |  |  |
| 4              | 地球環境保全に関する国際的な連携の確保、国際協力の推進等  |      | -                 |             | -                              |   |      |      |            |                               |  |  |  |                       |  |  |  |  |
| 5              | 国際的枠組みへの貢献、各国への連携、支援の進捗状況   |      | -                 |             | -                              |   |      |      |            |                               |  |  |  |                       |  |  |  |  |
| 達成手段<br>(開始年度) | 補正後予算額(執行額)   |      | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等                       |   |      |      |            |                               |  |  |  | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |  |  |  |  |
|                | 23年度  | 24年度 |                   |             |                                |   |      |      |            |                               |  |  |  |                       |  |  |  |  |

|  |                      |                      |            |          |   |            |
|--|----------------------|----------------------|------------|----------|---|------------|
| <p>(1) 経済協力開発機構拠出金等<br/>(平成7年度)</p>        | <p>31<br/>(31)</p>   | <p>29<br/>(29)</p>   | <p>28</p>  | <p>-</p> | <p>&lt;達成手段の概要・目標&gt;<br/>         ・OECD拠出金<br/>         OECDの環境プログラムのうち、気候変動分野における各種分析、気候変動枠組条約の実施を助けるために実施している作業、加盟国等の環境保全成果について相互に審査を行う作業や化学品の有害性評価手法(基準)の策定に関する作業など、環境省で積極的に関与し活用しているものに対し、プログラムごとの金額分配を指定した上で拠出を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         環境分野、とりわけ経済的側面からの環境問題の分析において数々の業績を残している国際機関であるOECDと協働することによって、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>  | <p>013</p> |
| <p>排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等<br/>(平成9年度)</p>  | <p>177<br/>(177)</p> | <p>178<br/>(178)</p> | <p>166</p> | <p>5</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ①気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金(平成9年度～)<br/>         ・IPCCの科学的知見が国際的枠組みの構築の基盤となっていることを踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献すべく、環境省はIPCCに対し拠出金により支援する。<br/>         ②排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金(平成11年度～)<br/>         ・我が国は1998年のIPCC第14回総会において、インベントリー(温室効果ガスの排出目録)の方法論改訂、確立に向けた作業を集中的に実施するためのタスクフォースの事務局(テクニカルサポートユニット)をホストすることを提案、了承された。タスクフォース事務局の活動を拠出金により支援する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>         拠出金の支出<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         拠出金を支出し、IPCC及びインベントリータスクフォースを支援することにより、各国の政策策定に資する科学的知見の取りまとめに貢献するとともに、IPCCの活動における我が国のプレゼンスが増すことが期待される。また、同タスクフォースは、気候変動枠組条約(UNFCCC)からの要請のもと、温室効果ガスの排出量を正確に推計するためのマニュアル等の作成を担当し、国際的な気候変動対策の実施に貢献している。</p>   | <p>068</p> |
| <p>(3) 国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金<br/>(平成21年度)</p> | <p>17<br/>(17)</p>   | <p>16<br/>(15)</p>   | <p>17</p>  | <p>4</p> | <p>&lt;達成手段の概要・目標&gt;<br/>         同事務局に我が国から専門家を派遣し、同事務局との意思疎通を促進することにより求める主な成果は以下のとおり。<br/>         ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備<br/>         ・資金、緩和、持続可能な開発に係る政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援<br/>         ・非附属書1国が国別報告書を作成するにあたっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備<br/>         ・資金、緩和、持続可能な開発に係る政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援<br/>         ・非附属書1国が国別報告書を作成するにあたっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言を行う 等</p>   | <p>070</p> |
| <p>(4) 国際連合環境計画拠出金等<br/>(※「達成手段の概要」参照)</p> | <p>261<br/>(261)</p> | <p>219<br/>(219)</p> | <p>213</p> | <p>-</p> | <p>&lt;達成手段の概要・目標&gt;<br/>         ・UNEP拠出金(H16年度～)<br/>         →国際連合システム内外における環境関連活動の唯一の総合調整機関であるUNEPへ拠出金を拠出することにより、今後のUNEPにおける我が国のプレゼンスを高め、我が国に蓄積された知識、経験、技術等を国際環境政策にインプットし、世界共通の課題に国際的な貢献を行う。<br/>         ・UNEP国際環境技術センター(IETC)拠出金(H16年度～)<br/>         →廃棄物管理分野等における専門的技術やノウハウを開発途上国へ移転する事業を実施するIETCへ拠出金を拠出することにより、その継続的な活動やプログラムの実施を支援することで、その機能を発揮させ我が国の環境分野における大きな国際貢献を実現する。また、IETCを通じて我が国が有する環境分野の制度、技術、ノウハウを世界に提供する。<br/>         ・UNEPアジア太平洋地域事務所拠出金「気候変動に強靱な発展支援プログラム」(H24年度～)<br/>         →アジア・太平洋地域の途上国に対して適応基金へのダイレクトアクセス(直接の支援申請)の能力開発を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         国際連合環境計画(UNEP)は国連の下に設置された環境に関する問題を国際的かつ横断的に扱う唯一の組織であり、当該組織の活動を支援することにより、世界全体の環境保全の推進に貢献するとともに、我が国の有する環境分野の知見・経験・技術等を各国と共有する。</p> | <p>017</p> |



|  |                      |                      |            |            |   |            |
|--|----------------------|----------------------|------------|------------|---|------------|
| <p>(5) 国際連携戦略推進費<br/>(平成23年度)</p>                      | <p>70<br/>(62)</p>   | <p>68<br/>(75)</p>   | <p>76</p>  | <p>-</p>   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>国連持続可能な開発会議(リオ+20)の成果を踏まえ、持続可能な開発目標(ポスト・ミレニアム開発目標)の策定プロセス及びUNEPの強化等の国際環境ガバナンスの議論へ積極的に貢献すべく、各国・関連国際機関のポジション等の調査・分析と、国際環境戦略の検討等を実施する。また、各国の理解と協力を得ながら国際的な議論を牽引していくために、NGOやマスコミ等世論の動向にも配慮しながら、戦略的な国際広報を推進する。加えて、「環境」と「貿易」の観点から、WTOにおける貿易と環境の議論をフォローするとともに、現在交渉中のEPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)又は今後交渉に入ることが予想されるTPP(環太平洋パートナーシップ)協定、EPA/FTAIに環境配慮の観点等を盛り込むことを目指し、戦略的な検討を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>・各国や関連国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を精査し、また「経済」、「社会」と「環境」との関連性も考慮した上で、国際社会に対し、持続可能な発展や環境保全の国際的枠組に関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う。<br/>・環境保全に係る国際的議論を牽引するため、戦略的国際広報を推進する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>各国政府や国際機関における環境分野のポジションや取組状況等について調査・分析を行い、環境保全に係る国際連携戦略の検討を実施し、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な参画を進めていくことで、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>                            | <p>019</p> |
| <p>(6) 環境国際協力推進費<br/>(※「達成手段の概要」参照)</p>                | <p>216<br/>(161)</p> | <p>171<br/>(144)</p> | <p>185</p> | <p>4</p>   | <p>&lt;達成手段の概要・目標&gt;<br/>・東アジア・東南アジア地域において、各種環境政策対話を通じ我が国のクリーンアジア・イニシアティブ(CAI)の取り組みの普及・浸透を図るとともに、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日ASEAN環境協力対話等の機会を捉え我が国の技術及び経験を広め、アジア諸国における持続可能な発展を促す。(平成21年度～)<br/>・東アジアの中核国である日中韓3カ国においては、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)を継続的に開催するとともに、各種TEMMプロジェクトの実施を推進する。(平成10年度～)<br/>・日中環境協力強化にむけ中央政府レベルでの取り組みを共同で調査・研究し、公開セミナーを通じて成果を発表するとともに、日モンゴル、日インドネシア等においても政策対話等を通じて環境協力を推進する(平成21年度～)。<br/>・気候変動対策に関する我が国の政策立案の知見を活用し、緑の機構基金(GCF)の運営及び制度設計プロセスに戦略的に関与するために、本業務では、既存の資金メカニズムの設計及び運用の実態について最新の知見を収集し、今後の基金設計に係る主要論点、各国のポジションについての分析を取りまとめる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>途上国において増大する環境負荷を低減するため、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日中韓三カ国環境大臣会合等において政策対話を進めると同時に、各個別環境協力プロジェクトの形成及び推進を行うことにより、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p> | <p>073</p> |
| <p>(7) 気候変動枠組条約・京都議定書拠出金等(平成16年度)【関連：24-2】</p>         | <p>102<br/>(102)</p> | <p>102<br/>(102)</p> | <p>97</p>  | <p>5</p>   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>国際条約に参加する先進国の一員としての責任を果たすため、排出・吸収量審査のための審査員トレーニングプログラムへの拠出等、同条約及び議定書の実施のために必要な費用の一部を拠出する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>地球温暖化対策の国際的な枠組みである気候変動枠組条約及び京都議定書の実施のために必要な国際的取組を促進する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>国際機関の活動・成果に対し、寄与の内容を設定することは困難。</p>  | <p>065</p> |
| <p>(8) 将来国際枠組みづくり推進費<br/>(平成19年度)</p>                  | <p>122<br/>(112)</p> | <p>93<br/>(78)</p>   | <p>117</p> | <p>5</p>   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>次期枠組みの構築に係る交渉と温室効果ガスの削減の実施について、主要国に対する働きかけ、次期枠組みに係る我が国提案として望ましい枠組みのあり方の検討を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>気候変動枠組条約・京都議定書の下での国際交渉等において、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築の実現のため、主要国の動向を踏まえつつそうした枠組みのあり方を明らかにし、我が国からの積極的な働きかけを行う。また、開発途上諸国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>世界の排出削減を実現するための2020年以降の実効的な国際枠組み作りに寄与。</p>  | <p>066</p> |
| <p>(9) 短期寿命汚染物質削減に関する国際パートナーシップ拠出関連業務<br/>(平成19年度)</p> | <p>-</p>             | <p>-</p>             | <p>303</p> | <p>4.5</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>短期寿命気候汚染物質に関し、国際パートナーシップCCAC(短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリッション)に対する資金供出、アジア地域における汚染の実態調査等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>短期寿命気候汚染物質の削減に向け、CCACへの拠出を通じて国際的な貢献を果たす。また、アジア地域における短期寿命気候汚染物質及びエネルギー起源CO2の一体的削減に寄与する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>短期寿命気候汚染物質を減少させるための国際枠組みに貢献するとともに、ブラックカーボン等の削減を通じたアジア地域への貢献の在り方について検討する。</p>  | <p>009</p> |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省25-7)

|   |  |      |                   |             |                              |            |           |           |            |   |             |  |
|---|--|------|-------------------|-------------|------------------------------|------------|-----------|-----------|------------|---|-------------|--|
| 施策名   | 目標2-3地球環境保全に関する調査研究  |      |                   |             | 担当部局名                        | 研究調査室      |           |           |            | 作成責任者名<br>(※記入は任意)  | 研究調査室長 辻原 浩 |  |
| 施策の概要   | 地球環境分野のモニタリングを推進するとともに、気候変動の影響及び影響に対する適応の情報収集・調査研究などを推進する。 |      |                   |             | 政策体系上の位置付け                   | 2. 地球環境の保全 |           |           |            |   |             |  |
| 達成すべき目標   | 気候変動等の分野に必要な調査研究、監視・観測、基盤技術の開発、情報提供を推進する。                  |      |                   | 目標設定の考え方・根拠 | 第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)  |            |           |           | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月   |             |  |
| 測定指標  | 基準値  | 基準年度 | 目標値               | 目標年度        | 年度ごとの目標値                     |            |           |           |            | 目標2-3地球環境保全に関する調査研究   |             |  |
|   |  |      |                   |             | 24年度                         | 25年度       | 26年度      | 27年度      | 28年度       | 目標2-3地球環境保全に関する調査研究   |             |  |
| 1<br>地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数) | -  | -    | 各年で50%以上          | -           | 50%以上                        | 50%以上      | 50%以上     | 50%以上     | 50%以上      | 地球環境保全試験研究費は、「研究成果の社会的・経済的・行政的価値」、「研究成果の科学的・技術的価値」等の研究成果の社会的価値に関する指標を用い事業終了後「事後評価」を外部評価委員会により実施しているため。優れた研究であったと説明できる4点以上の課題が過半数を占めることが概ね国民理解を得られるラインだと考えられる。 |             |  |
| 2   |  |      |                   |             |                              |            |           |           |            |   |             |  |
| 測定指標  | 基準   | 基準年度 | 目標                | 目標年度        | 施策の進捗状況(目標)                  |            |           |           |            | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |             |  |
|   |  |      |                   |             | 24年度                         | 25年度       | 26年度      | 27年度      | 28年度       |   |             |  |
| 3<br>各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況  | -  | -    | -                 | -           | 成果の施策への活用                    | 成果の施策への活用  | 成果の施策への活用 | 成果の施策への活用 | 成果の施策への活用  | 地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会の実現のために、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても指摘されており、地球温暖化防止等の分野に必要な調査研究、監視・観測、基盤技術の開発、情報提供を推進することとした。       |             |  |
| 測定指標  | 目標   |      | 目標年度              |             | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |            |           |           |            |   |             |  |
|   |  |      |                   |             |                              |            |           |           |            |   |             |  |
| 達成手段<br>(開始年度)  | 補正後予算額(執行額)  |      | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等                     |            |           |           |            | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号   |             |  |
|   | 23年度   | 24年度 |                   |             |                              |            |           |           |            |   |             |  |

|   |                      |                      |            |             |  |            |
|---|----------------------|----------------------|------------|-------------|--|------------|
| <p>(1) 地球環境戦略研究機関拠出金<br/>(平成10年度)</p>                               | <p>500<br/>(500)</p> | <p>500<br/>(500)</p> | <p>500</p> | <p>1</p>    | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>地球環境戦略研究機関では、これまでの活動により築いたネットワークや知名度も活かしつつ、顕在化する環境危機に対してより迅速に取り組み、アジア太平洋地域の途上国をはじめとした各国政府、国際機関の環境政策に採用されるような研究成果を提示していくこととしている。さらに単なる研究のみならず、政府間の情報交換の促進や政策形成の支援といった、民間では実施できない高度な公共性および国際性を要する業務を進めている。<br/>このような活動を行うアジア太平洋地域唯一の国際的環境政策研究機関として、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けた取組みに貢献する研究をリードするため、拠出金により支援するものである。<br/>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>地球環境戦略研究機関が実質的な国際機関としての地位を確立し、国際的なネットワークの形成の促進、国際世論形成に対する貢献などを通じて、地球環境問題に対し、我が国がリーダーシップを果たす上で重要な役割を担うこと。<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>地球環境問題は、我が国の国際貢献が最も期待される分野の一つ。環境省としては、IGESが研究成果や提言を国際的に発信し、科学面から地球環境問題の解決に寄与していくことを期待。<br/>我が国が、このように自国のみの利益を超えた公共・公益的な視点で積極的な国際貢献を行うことは、日本の国際的イメージアップと尊敬の獲得につながり、日本の大きな国益に合致し、施策の達成すべき目標に寄与する。</p> | <p>074</p> |
| <p>(2) 地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金<br/>(平成16年度)</p>                | <p>194<br/>(194)</p> | <p>182<br/>(182)</p> | <p>243</p> | <p>1</p>    | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)は日米韓等の拠出金により公募型の先進国・途上国共同研究の推進やセミナー等の開催による能力開発事業の推進を行う。対象案件は、国際公募した上で厳密な審査を経て政府間委員会が承認し、その成果は政府間委員会に報告される。また、本ネットワークによるセミナーや政策対話を通じて、参加国間の連携を強化するとともに、ウェブ、ニュースレター、研究報告書を通じた情報発信等を行う。<br/>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>競争的資金を活用した効率的な採択を行い、途上国のニーズに応える形で、我が国の科学的知見を共有する。<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>競争的資金により地球環境に関する研究の促進、セミナーの開催、ウェブやニュースレター等による成果の情報提供が促進される。</p>   | <p>075</p> |
| <p>(3) 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による地球環境観測事業<br/>(平成23年度)<br/>【関連:24-41】</p> | <p>-</p>             | <p>-</p>             | <p>-</p>   | <p>1</p>    | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>・既存の技術と「いぶき」のデータ活用を始めとする人工衛星、地上等での直接観測技術及びモデリング技術を組み合わせて、森林インベントリを補完・検証する技術システムを開発する。<br/>・将来的なクレジット化、我が国の中長期目標達成への活用を視野に入れて、途上国における森林減少・劣化からの排出抑制(REDD+)活動の温室効果ガス削減・吸収効果を定量的・客観的に把握する。<br/>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>観測システム概念設計<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>REDD+に関するソフト、ハード面での情報収集を行い、最終的な観測システムの概要、必要なスペック、現状の観測機器の課題等をまとめ、今後の効率的な開発作業に資する。</p>  | <p>076</p> |
| <p>(4) 地球環境保全試験研究費<br/>(平成13年度)<br/>【関連:24-41】</p>                  | <p>302<br/>(301)</p> | <p>270<br/>(269)</p> | <p>280</p> | <p>1, 2</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>・地球環境保全試験研究費(H13年度～)<br/>関係行政機関及び関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究について、効率的かつ総合的な試験研究計画等の推進を図るため、環境省設置法第4条第3号の規定に基づき、関係予算を一括計上し、予算成立後関係行政機関へ移し替えることにより、試験研究の一元的推進を図るもの。<br/>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>-<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>本事業における研究は、中長期的視点も踏まえ、計画的・着実に進めるべきものであり、観測結果等の成果は、地球温暖化対策をはじめ地球環境政策の立案・実施に科学的基盤を与えるものである。</p>  | <p>077</p> |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-8)

別紙1

|  |  |            |                   |            |  |  |      |            |                    |  |
|--|--|------------|-------------------|------------|--|--|------|------------|--------------------|--|
| 施策名  | 目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)   |            |                   |            | 担当部局名  | 総務課<br>大気環境課<br>環境管理技術室<br>自動車環境対策課<br>水・大気環境国際協力推進室 |      |            | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 加藤 庸之<br>大森 豊緑<br>西本 俊幸<br>森下 哲<br>関谷 毅史   |
| 施策の概要                                      | 固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をより的確に把握するため、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。 |            |                   |            | 政策体系上の位置付け   | 3. 大気・水・土壌環境等の保全                                     |      |            |                    |  |
| 達成すべき目標                                    | 大気汚染に係る環境基準達成率の向上及び酸性雨・黄砂等による被害の緩和を図り大気環境の改善、保全を推進する。  |            | 目標設定の考え方・根拠       |            | 環境基本法第16条に定める環境基準<br>越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画  |  |      | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月            |  |
| 測定指標                                       | 基準値  | 基準年度       | 目標値               | 目標年度       | 年度ごとの目標値   |  |      |            |                    | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|  |  |            |                   |            | 24年度   | 25年度   | 26年度 | 27年度       | 28年度               |  |
| 1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)        | -  | -          | 100%              | -          | -  | -  | -    | -          | -                  | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。                     |
| 2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)       | -  | -          | 100%              | -          | -  | -  | -    | -          | -                  | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。                     |
| 3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%) | -  | -          | 100%              | -          | -  | -  | -    | -          | -                  | 自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 |
| 4 EANET分析精度管理目標達成率(%)                      | -  | -          | 100%              | -          | -  | -  | -    | -          | -                  | 酸性雨等の越境大気汚染については、国際的な協調の下、長期的なモニタリングによる信頼性の高いデータの取得が必要であることから、EANET参加国が実施している精度保証・精度管理における管理目標達成率を指標とした。   |
| 達成手段<br>(開始年度)                             | 補正後予算額(執行額)  |            | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号                                |      |            |                    |  |
|  | 23年度   | 24年度       |                   |            |  |  |      |            |                    |  |
| (1) 大気汚染防止規制等対策推進費<br>(昭和47年度)             | 31<br>(26)   | 39<br>(57) | 7                 | 1          | <達成手段の概要><br>・固定発生源から平成23年度に排出された大気汚染物質量の調査<br>・都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査<br><達成手段の目標(25年度)><br>・大気汚染物質に係る環境基準確保のための施策の推進<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・国民の健康の保護、環境基準の確保を図るための規制の適正化に寄与する。  | 080  |      |            |                    |  |
| (2) 光化学オキシダント対策推進費<br>(平成23年度組替)           | 91<br>(94)   | 64<br>(91) | 55                | 1          | <達成手段の概要><br>・光化学オキシダントの測定精度管理体制の構築・運用管理、対策の検討<br>・光化学オキシダントの原因物質であるVOC対策の実施<br><達成手段の目標(25年度)><br>・光化学オキシダントに係る対策の検討の推進<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・光化学オキシダントによる大気汚染の状況に係る新たな知見の入手及びその結果に基づく対策の検討を通じ、光化学オキシダントの環境基準の達成に寄与する。 | 087  |      |            |                    |  |

|  |                      |                      |            |  |            |
|--|----------------------|----------------------|------------|--|------------|
| <p>(3) 微小粒子状物質 (PM2.5) 総合対策費<br/>(平成20年度)</p>      | <p>251<br/>(223)</p> | <p>216<br/>(145)</p> | <p>185</p> | <p>1<br/>         &lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・地方自治体における微小粒子状物質の常時監視体制の整備<br/>         ・成分分析及び二次粒子生成機構把握・発生源寄与解析により、シミュレーションを実施<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・微小粒子状物質に係る対策の検討の推進<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・微小粒子状物質による大気汚染の状況の把握及びその結果に基づく対策の検討を通じ、微小粒子状物質の環境基準の達成に寄与する。</p>   | <p>086</p> |
| <p>(4) 有害大気汚染物質等対策推進費<br/>(平成23年度組替)</p>           | <p>173<br/>(176)</p> | <p>144<br/>(129)</p> | <p>124</p> | <p>1<br/>         &lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・大気環境モニタリングの実施<br/>         ・排出抑制対策技術に係る調査・普及<br/>         ・事業所における排出実態調査<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率の向上<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ①大気環境モニタリング及び排出実態調査の実施による有害大気汚染物質による大気汚染状況や主たる排出源の解明<br/>         ②排出抑制対策技術の普及を進めることによる事業者の自主的な排出抑制対策の推進を通じ、有害大気汚染物質の環境基準の達成に寄与する。</p>   | <p>081</p> |
| <p>(5) 大気環境監視測定網整備推進費<br/>(昭和46年度)</p>             | <p>148<br/>(116)</p> | <p>140<br/>(103)</p> | <p>126</p> | <p>1<br/>         &lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・大気測定局測定データ整備・解析<br/>         ・環境大気測定機器精度管理調査<br/>         ・国設大気環境測定所の維持管理<br/>         ・大気環境監視適正化事業<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・大気汚染状況の継続的把握、測定機器の精度管理体制の検討の推進<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>  | <p>079</p> |
| <p>(6) 大気環境監視システム整備経費<br/>(昭和47年度)</p>             | <p>169<br/>(167)</p> | <p>162<br/>(133)</p> | <p>154</p> | <p>1<br/>         &lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・固定発生源からの大気汚染物質に係る排出量把握<br/>         ・全国の大気汚染常時監視結果や光化学オキシダント注意報等発令状況等を提供<br/>         ・ホームページにおける花粉飛散量のリアルタイムでの公表<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・大気汚染物質排出量の把握及び大気の状態のリアルタイムでの情報提供の継続的実施<br/>         ・花粉観測システムの適切な維持管理及び運用<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じた、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。<br/>         ・花粉による健康被害の未然防止を通じ、大気環境の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p> | <p>088</p> |
| <p>(7) 特殊自動車における低炭素化促進事業<br/>(平成23年度)【再掲:25-2】</p> | <p>150<br/>(116)</p> | <p>130</p>           | <p>195</p> | <p>1<br/>         &lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・民間企業におけるハイブリッドオフロード車等(ショベル・ローダ、ブルドーザ及びフォーク・リフト)の導入費用の一部補助<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・大気汚染物質及びCO2の排出量の少ない特定特殊自動車の普及促進<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・大気汚染物質及びCO2の排出量の少ない特定特殊自動車の普及を促進することにより、大気汚染の改善による生活環境の保全並びに地球温暖化防止に寄与する。</p>  | <p>027</p> |

|   |     |     |      |       |  |     |
|---|-----|-----|------|-------|--|-----|
| (8) 自動車大気汚染対策等推進費<br>(平成23年度組替)               | 265 | 221 | 212  | 1.2.3 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車等移動発生源からの排ガス抑制について施策の効果等を把握</li> <li>・今後の実施すべき施策について整理</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車等移動発生源からの排出ガス対策の推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車等移動発生源からの排ガス対策の促進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</li> </ul>   | 090 |
| (9) 自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進<br>(平成12年度以前)【関連:25-9】 | 115 | 111 | 114  | 1.2.3 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第十一次答申(平成24年8月)等に基づく、乗用車等の世界統一試験サイクル(WLTC)の導入に向けた検討及びディーゼル車のNOx後処理装置の耐久性・信頼性確保に関する検討。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車排出ガス低減対策の推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の排出ガス低減により、大気汚染に係る環境基準達成状況、特に自排局において改善に寄与する。</li> </ul>  | 093 |
| (10) 自動車交通環境監視測定費<br>(昭和38年度)                 | 80  | 80  | 76   | 1.2.3 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国設自動車交通環境測定所の測定データ整備・解析</li> <li>・国設自動車交通環境測定所の維持管理</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染状況の継続的把握</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <p>大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>   | 094 |
| (11) 国際連合地域開発センター拠出金<br>(平成16年度)              | 30  | 30  | 30   | -     | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア地域における環境的に持続可能な交通(EST)の推進活動に対する拠出</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア地域の環境的に持続可能な交通の推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア地域における環境的に持続可能な交通の推進活動を通じて、アジア諸国の大気環境の改善を図ることにより、国内の大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</li> </ul>                                    | 095 |
| 先進的次世代車普及促進事業<br>(12(平成15年度)【再掲25-2】)         | 25  | 10  | 2.52 | 1     | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池自動車及び水素自動車の導入費用の一部補助<br/>(事業仕分けの結果を踏まえ、平成23年度からは燃料電池自動車等の取得支援について平成22年度からの継続事業分のみを対象としている。)</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的な次世代低公害車の普及促進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的な次世代低公害車の普及を促進することにより、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全並びに地球温暖化防止に寄与する。</li> </ul> | 026 |

|   |              |              |     |   |  |     |
|---|--------------|--------------|-----|---|--|-----|
| (13) 越境大気汚染対策推進費<br>(平成23年度組替)              | 388<br>(364) | 276<br>(264) | 305 | 4 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内における越境大気汚染に関するモニタリングの実施</li> <li>東アジア地域におけるEANET等を通じた大気汚染問題の解決に向けた取組の推進</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信頼性のある国内モニタリングデータの取得、国際協力の推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精度保証・精度管理がなされた国内モニタリングの実施、技術指導等を通じたEANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。</li> </ul>  | 089 |
| (14) 東アジア酸性雨モニタリングネット<br>ワーク拠出金<br>(平成14年度) | 85<br>(85)   | 96<br>(96)   | 96  | 4 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東アジア酸性雨モニタリングネットワークの運営経費に対する拠出</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EANETの活動推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EANETのマニュアル整備等の活動を通じた、EANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。</li> </ul>  | 097 |
| (15) アスベスト飛散防止総合対策費<br>(平成23年度組替)           | 49<br>(31)   | 46<br>(20)   | 33  | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染状況の把握</li> <li>飛散防止対策の検討</li> <li>他国への知見の共有</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アスベストによる健康被害の未然防止するため、飛散防止対策の推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アスベストによる健康被害の防止を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</li> </ul>   | 082 |
| (16) 日本モデル環境対策技術等の国際<br>展開<br>(平成21年度)      | 129<br>(119) | 88<br>(80)   | 81  | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中国・ベトナム・インドネシアを対象とした我が国の公害克服経験に基づく「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などのパッケージ展開のための共同研究等協力事業の推進</li> <li>我が国環境産業等やアジア各国への情報の提供</li> <li>アジア各国の国情に応じた環境対策技術等の実証・認証制度等の構築のための制度整備、人材育成の在り方の検討</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二国間協力事業、情報提供等の推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アジア諸国において我が国の優れた環境対策技術等が導入されることにより、大気汚染等の改善に寄与する。</li> </ul> | 099 |
| (17) 在日米軍施設・区域周辺環境保全<br>対策費<br>(昭和53年度)     | 10<br>(9)    | 10<br>(9)    | 11  | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本国に駐留している米軍が使用している施設・区域に起因する環境問題について、環境省が米側との調整の上で調査を実施</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水質は13箇所、大気は6箇所の施設・区域において調査を実施</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・区域内及びその周辺の環境汚染問題の未然防止を図るため、在日米軍施設・区域の環境調査を実施し、排出基準を超過していた場合には、改善・対策の要望等を行う。</li> </ul>   | 083 |

|   |              |              |     |   |   |     |
|---|--------------|--------------|-----|---|---|-----|
| (18) 大気環境基準等設定業務費<br>(昭和49年度)                 | 24<br>(24)   | 18<br>(17)   | 27  | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国及び国際機関等における大気環境基準等の設定・改定状況など大気保全政策の動向に関する最新の情報を収集・整理</li> <li>・既に環境基準等が設定されている物質及び優先順位の高い有害大気汚染物質について、環境目標値の新規設定等に資するべく、健康影響に関する国内外の情報を収集・整理</li> <li>・有害大気汚染物質に関し、得られる科学的知見に制約がある場合の有害性及び曝露評価手法の確立に資するための検討を実施</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな環境目標値の設定及び科学的知見に制約がある場合の健康リスク評価手法等に関するガイドラインの策定</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害大気汚染物質を含む大気汚染物質に係る環境目標値の新規設定等に向けた検討を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護等に寄与する。</li> </ul> | 078 |
| (19) 大気汚染物質による曝露影響研究費<br>(平成23年度組替)【関連25-41】  | 293<br>(284) | 269<br>(258) | 290 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の大気汚染物質による疫学調査等の調査計画の策定及びその実施</li> <li>・環境ナノ粒子等を用いた動物曝露実験や環境ナノ粒子等の性状把握等を行い、生体影響等を明らかにするための検討を実施</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染物質の曝露と健康影響に関する知見の集積</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染物質曝露と健康影響との関連性を明らかにすることを通じ、人の健康の保護等に寄与する。</li> </ul>  | 100 |
| (20) 環境測定等に関する調査費<br>(昭和50年度)【関連:25-10、25-11】 | 38<br>(37)   | 20<br>(20)   | 20  | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境測定分析機関が、均質に調製された環境試料を定められた方法等に従い分析することにより得られる分析結果から、分析機関の分析技術水準の実態を把握</li> <li>・使用測定機器等の違いによる分析結果への影響を解析・調査し、その結果を分析機関にフィードバック</li> <li>・公定法も含め分析方法の改善等に活用</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境測定分析機関における測定分析の精度の向上及び信頼性の確保</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析機関においてより適切な分析手順の普及等の内部精度管理の推進を図り、我が国の分析機関の精度管理の水準確保を通じ、大気汚染の改善等による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</li> </ul>  | 098 |
| (21) 公害防止管理推進調査対策検討費<br>(平成19年度)              | 8<br>(11)    | 4<br>(3)     | 3   | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体の公害防止体制の更なる充実を図ることを目的として、立入検査マニュアル策定の手引きのための調査検討</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体の公害防止体制の充実に向けた調査検討と公害防止取組推進のための仕組みづくり</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止に係る不適正事案を防止し、事業者及び地方自治体における効果的な公害防止の取組が促進されることにより、排出基準が遵守され大気汚染に係る環境基準の達成に寄与する。</li> </ul>  | 085 |
| (22) 国連大学拠出金<br>(平成22年度)                      | 110<br>(110) | 110<br>(110) | 90  | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア諸国等において、コベネフィット型の都市開発が推進されることを目的として、持続可能な都市開発の分野に知見があり、かつ、国際的なネットワークを有する国連大学と連携し、①コベネフィット効果の定量的評価手法を開発し、それらを踏まえた、コベネフィット型対策の推進・阻害要因を明らかにし、②開発された定量的評価手法を用いた事例分析を行い、低炭素・低公害型の都市開発推進のためのマニュアルとしての取りまとめを実施</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コベネフィット型の都市開発の推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市化に伴うエネルギー消費量の増加や公害の悪化に直面している途上国・新興国において、低公害・低炭素に配慮した都市政策・計画の策定を支援することを通じ、環境と地球温暖化対策に配慮した都市開発の推進に寄与すると見込んでいる。</li> </ul>    | 096 |



|   |                      |                    |            |              |   |            |
|---|----------------------|--------------------|------------|--------------|---|------------|
| <p>コベネフィット・アプローチ推進事業<br/>(23 費<br/>平成22年度)</p>                  | <p>152<br/>(114)</p> | <p>128</p>         | <p>105</p> | <p>—</p>     | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・コベネフィット効果を有する事業の拡大及び環境政策等におけるコベネフィット・アプローチの主流化を目的として、①多国間の活動として、アジアの環境所管官庁・国際機関関係者を対象とした、アジア・コベネフィット・パートナーシップを通じた普及・啓発活動、②二国間の活動として、環境大臣間の覚書等に基づく協力における事業実現可能性調査、コベネフィット効果の定量把握に係る共同研究・セミナー/研修等、及び、③コベネフィット分野等の解析モデルの実績を有する国際研究機関の研究活動支援の実施<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・アジア・コベネフィット・パートナーシップでの多国間及び二国間の活動による、コベネフィット・アプローチの普及<br/>         &lt;施策の達成すべき目標への寄与の内容&gt;<br/>         ・アジアを主とする途上国において課題となっている環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減対策を同時に実現するコベネフィット(共通便益)・アプローチを推進することにより、途上国における環境改善効果を図るとともに、途上国の温暖化対策に寄与すると見込んでいる。</p> | <p>084</p> |
| <p>放射性物質による一般環境汚染に<br/>(24 係る基準等調査検討費<br/>平成25年度)【関連:25-10】</p> | <p>0</p>             | <p>0</p>           | <p>36</p>  | <p>—</p>     | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・放射性物質による環境汚染に関する考え方等について国内外の情報を収集・整理<br/>         ・我が国における一般環境中の放射性物質に係る考え方の整理に資する検討を実施<br/>         &lt;達成手段の目標(平成25年度)&gt;<br/>         ・一般環境中の放射性物質に係る考え方の整理及びそれに伴う課題等の抽出・整理<br/>         &lt;施策の達成すべき目標への寄与の内容&gt;<br/>         ・一般環境中の放射性物質に係る考え方等に関する検討を通じ、人の健康の保護等に寄与する。</p>  | <p>—</p>   |
| <p>オフロード特殊自動車排出ガス対<br/>(25 策事業費<br/>平成18年度)</p>                 | <p>65<br/>(44)</p>   | <p>50<br/>(32)</p> | <p>42</p>  | <p>1,2,3</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・規制実施及び強化に係る調査及び技術検討<br/>         ・立入検査に関する体制整備等に係る検討及び運用<br/>         ・届出等各種事務処理の効率化のためのオフロード法情報管理システムの改修および運用保守<br/>         ・地方環境事務所における立入検査に関する事務を履行するための体制整備及び運用<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・特定特殊自動車からの排出ガス対策の推進<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>  | <p>091</p> |
| <p>(26 船舶・航空機排出ガス対策検討調<br/>査<br/>平成19年度)</p>                    | <p>11<br/>(7)</p>    | <p>8<br/>(7)</p>   | <p>8</p>   | <p>1</p>     | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・船舶・航空機排出ガスの実測およびシミュレーションによる実態把握<br/>         ・船舶・航空機排出ガスに関する国際動向調査<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・船舶・航空機排出ガス対策の推進<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         船舶・航空機排出ガス対策の推進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>  | <p>092</p> |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-9)

別紙1

|   |   |                   |  |  |            |                              |
|---|---|-------------------|--|--|------------|------------------------------|
| 施策名   | 目標3-2 大気生活環境の保全   |                   | 担当部局名  | 大気生活環境室<br>環境管理技術室<br>自動車環境対策課   | 作成責任者名     | 室長事務取扱加藤 庸之<br>西本 俊幸<br>森下 哲 |
| 施策の概要   | 騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策を講じることにより、大気生活環境を保全する。                         |                   | 政策体系上の位置付け   | 3. 大気・水・土壌環境等の保全   |            |                              |
| 達成すべき目標   | 交通系騒音(自動車・航空機・新幹線鉄道)、一般環境騒音に係る環境基準達成率の向上、振動・臭気の改善及びヒートアイランド対策を講じ良好な生活環境を保全する。 | 目標設定の考え方・根拠       | 環境基本法第16条に定める環境基準  |  | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月                      |
| 測定指標  | 目標  | 目標年度              | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |            |                              |
| 1 騒音に係る環境基準達成率(%)                               | 100%  | —                 | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。     |  |            |                              |
| 2 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(達成割合(%)/<br>(評価対象:千戸) | 100%  | —                 | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。   |  |            |                              |
| 3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)                  | 100%  | —                 | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。   |  |            |                              |
| 4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)                | 100%  | —                 | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線鉄道騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。 |  |            |                              |
| 達成手段<br>(開始年度)                                  | 補正後予算額(執行額)<br>23年度 24年度  | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標   | 達成手段の概要等   |            | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号        |
| 騒音・振動公害防止強化対策費<br>(1)(平成13年度)                   | 39<br>(30)  | 29<br>(23)        | 28   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法による規制が難しい施設等について、騒音情報の公開や適切な機器の設置・管理に関するガイドラインの策定等による低騒音化の手法についての検討や騒音・振動評価手法及び規制手法等に係る検討</li> <li>・風力発電施設等からの騒音・低周波音について、実態調査及び測定評価方法の検討や低周波音の測定・評価に関する、地方公共団体職員向けの講習会を開催</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に作成した騒音ラベリング制度のマニュアル等をもとに同制度の導入に向けた取組の推進や鉄道騒音等の対策についての検討を実施</li> <li>・風力発電施設からの騒音・低周波音について、測定・予測・評価方法等について取りまとめを行い、公表</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法による規制が難しい施設についても、業界団体等の自主的な取組による低騒音化を促す手法を導入し、騒音問題の未然防止を図ることを通じ、騒音に係る環境基準の達成に寄与する。</li> <li>・風力発電施設の建設・運転に当たっての騒音・低周波音問題が軽減されることに加え、風力発電施設の建設に対する周辺住民の不安を減少させ、再生可能エネルギーの普及に資する。</li> <li>・地方公共団体職員が低周波音に関する正しい知識を持つことにより、低周波音問題についての確に対応がなされる。</li> </ul> |            | 103                          |

|  |                      |                      |            |            |   |            |
|--|----------------------|----------------------|------------|------------|---|------------|
| <p>自動車排出ガス・騒音規制強化等<br/>(2)の推進<br/>(平成12年度以前)【再掲25-8】</p> | <p>115<br/>(113)</p> | <p>111<br/>(103)</p> | <p>114</p> | <p>1.2</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>・中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第二次答申)」(平成24年4月)に基づく、四輪車の加速走行騒音規制の国際基準(R51-03)の導入に向けた検討及びタイヤ騒音規制の適用時期に関する検討。<br/>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>・自動車単体騒音低減対策の推進<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>・自動車単体騒音の低減により、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。</p>   | <p>093</p> |
| <p>(3) 交通騒音振動対策調査検討費<br/>(平成13年度)</p>                    | <p>55<br/>(48)</p>   | <p>39<br/>(38)</p>   | <p>47</p>  | <p>2</p>   | <p>①自動車騒音・道路交通振動対策の推進(平成17年度)<br/>②沿道・沿線対策の推進新幹線鉄道騒音(平成22年度)<br/>③振動対策、航空機騒音対策の推進(平成16年度)<br/>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>①平成24年4月に常時監視業務が一般市へ移譲されたため、確実なデータ収集を行い全国の状況把握を実施(179団体⇒857団体)(業務を行うにあたって必要となる常時監視マニュアルを平成23年9月に公表済)<br/>①道路交通振動については、測定値が要請限度値を超えることは稀であるが依然として苦情が絶えず、振動の評価が現状に即していないことが考えられることから、道路交通振動が及ぼす影響の予測や適切な評価方法の検討を実施<br/>②道路沿道や新幹線鉄道沿線において騒音に配慮した土地利用を推進するため、沿道・沿線の土地利用に関する実態調査や関連法制度の調査を実施するとともに、沿道沿線対策の具体的な方策の検討を実施<br/>③地方公共団体に対し、平成24年11月に作成した航空機騒音測定・評価マニュアル及び平成22年5月に作成した新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアルの定着を図る<br/>③マニュアルに基づく測定調査により実態把握を実施し、対策効果の確認や環境基準達成状況を把握<br/>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>①円滑な自動車騒音常時監視業務の実施のための説明会を開催するとともに、システムの操作性改善のための改良を実施<br/>②沿道沿線対策の具体的な方策の検討を行うとともに、普及推進策及び指針策定へ向けた検討を実施<br/>③航空機騒音については、平成25年4月の新基準施行を受けて、マニュアルに基づく測定調査等を実施するなどして、マニュアルの内容の検証を実施<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>①全国の自動車騒音状況を一元的に把握し公表することで、騒音対策がより効率的、効果的に実施され、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。<br/>②沿道・沿線の住居立地が抑制される等の効果により、新たな騒音問題の未然防止が図られる。また、環境基準達成に向けて、既存の要対策箇所に対する騒音対策が一層推進される。<br/>③測定・評価方法を見直すことにより、現状をより適切に把握することができる。この成果をもとに、環境基準達成に向けて騒音対策がより効率的、効果的に実施される。</p> |            |
| <p>(4) 悪臭公害防止強化対策費<br/>(平成8年度)</p>                       | <p>13<br/>(14)</p>   | <p>8<br/>(7)</p>     | <p>8</p>   | <p>-</p>   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>・臭気指数規制の導入促進<br/>・測定手順の一本化に向けた環境試料と排出口試料の比較実験の実施及びデータ解析<br/>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>・環境試料と排出口試料を同じ手順で測定できるよう、測定手順の見直しを行い嗅覚測定法を理解しやすくすることで、臭気指数規制の導入促進につなげる。<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>・近年の都市型悪臭(複合臭)に有効な臭気指数規制の導入促進や、臭気指数の測定手順の見直しにより、悪臭防止に寄与する。</p>   | <p>104</p> |

|   |  |           |          |  |            |
|---|--|-----------|----------|--|------------|
| <p>(5) 良好な生活環境形成・保全推進費<br/>(昭和63年度)</p> | <p>7<br/>(7)</p> <p>12<br/>(13)</p>    | <p>9</p>  | <p>-</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・前年度における騒音・振動・悪臭に係る法施行データ等を、生活環境情報総合管理システムで管理・集計・分析し、施行状況調査の結果や環境影響評価を行う上での基礎情報等として、報道発表や報告書の公表等により情報を発信<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・騒音・振動・悪臭の法施行状況についての国民や地方公共団体職員の知識や関心を深める。<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・騒音・振動・悪臭に係る法施行データの基礎資料の整備・公表を通じ、国民の関心を深めるとともに、地方公共団体の進める騒音・振動・悪臭防止施策の策定・推進に寄与する。</p>  | <p>101</p> |
| <p>クールシティ推進事業<br/>(6) (平成18年度)</p>      | <p>108<br/>(68)</p> <p>62<br/>(63)</p> | <p>87</p> | <p>-</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・都市における必要な適応策導入量について定量的に把握することによる効率的な適応策の実施方法の明確化<br/>         ・ビニールハウス等熱中症が発生しやすい地点におけるWBGTと気象台におけるWBGTの違いを把握し、よりきめ細やかな情報提供を検討<br/>         ・インターネットを活用した熱中症に関する予防情報の提供<br/>         ・震災の影響や節電の取組を踏まえたヒートアイランド現象及び熱中症の発生状況の把握、ヒートアイランド対策手法の検討を実施<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・街路空間の適応策の導入すべき地点や導入後の効果の検証手法等の検討を行う。<br/>         ・複数の適応策導入の効果を検証するため、モデル的に複数の適応策を実施し、その効果を検証する。<br/>         ・全国841地点(気象庁アメダスデータ)において算出したWBGTの予報値や生活環境を考慮して算出したWBGT及び熱中症による救急搬送者数等の情報をインターネットを通じて提供する。<br/>         ・西日本を中心に震災前から震災後におけるエネルギー需要の変化による排熱状況の変化を把握する。<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・ヒートアイランド対策大綱の見直しにより、適応策が盛り込まれた旨の情報発信を行い、地方公共団体等におけるヒートアイランド対策の普及に寄与する。</p> | <p>102</p> |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-10)

別紙1

|                                     |  |             |   |   |          |   |  |  |
|-------------------------------------|--|-------------|---|---|----------|---|--|--|
| 施策名                                 | 目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)   |             | 担当部局名   | 環境管理技術室<br>水環境課<br>関根 桂   | 作成責任者名   | 西本 俊幸<br>宮崎 正信<br>名倉 良雄<br>坂本 幸彦<br>木村 英雄 |  |  |
| 施策の概要                               | 水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制や油及び有害液体物質による海洋汚染の防止、漂流漂着ごみ対策を図る。また、これらの施策と併せ環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。 |             | 政策体系上の位置付け  | 3. 大気・水・土壌環境等の保全  |          |   |  |  |
| 達成すべき目標                             | 水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上及び油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ごみ対策を図る。また、環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。   |             | 目標設定の考え方・根拠   | 環境基本法第16条に定める環境基準<br>湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画<br>水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針<br>海洋汚染防止法 |          | 政策評価実施予定時期<br>平成26年6月                     |  |  |
| 測定指標                                | 基準値<br>基準年度  | 目標値<br>目標年度 | 年度ごとの目標値<br>24年度 25年度 26年度 27年度 28年度  |   |          |   |  | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
| 1 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等 | —  | —           | 「別紙のとおり」  |   |          |   |  | 閉鎖性海域については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。  |
| 測定指標                                | 目標   | 目標年度        | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |   |          |   |  |  |
| 2 健康項目基準達成率(%)                      | 100%   | —           | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。 |   |          |   |  |  |
| 3 生活環境項目(BOD/COD)基準達成率(%)           | 100%   | —           |   |   |          |   |  |  |
| 4 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万t)            | 170  | H25年度       |   |   |          |   |  | 平成19年4月より海洋投入処分の許可制度を導入し、廃棄物の海洋投入処分は国際条約によって原則禁止になったことを踏まえ、海洋投入処分量を増加させないために、直近の平成24年度の海洋投入処分実績の近似値を目標値とした。また、本数値が少ないことが、海洋環境保全に資するものであり、海洋環境保全の状況を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 |
| 達成手段(開始年度)                          | 補正後予算額(執行額)<br>23年度 24年度   |             | 25年度当初予算額   | 関連する指標  | 達成手段の概要等 |   |  | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号  |

|   |                      |                      |            |            |   |               |
|---|----------------------|----------------------|------------|------------|---|---------------|
| <p>(1) 水質環境基準検討費<br/>(平成24年度)</p>               | <p>237<br/>(217)</p> | <p>186<br/>(143)</p> | <p>170</p> | <p>2.3</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行うための情報収集・検討<br/>         ・適切な科学的判断に基づく、必要な環境基準等の設定及び見直し、類型の適切な当てはめ及び見直し<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行うための情報収集・検討<br/>         ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・水質汚濁に係る環境基準等の目標設定に寄与する。</p>   | <p>106</p>    |
| <p>(2) 排水対策推進費<br/>(平成23年度組替)</p>               | <p>97<br/>(92)</p>   | <p>79<br/>(73)</p>   | <p>83</p>  | <p>2.3</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・水質汚濁防止施策の執行状況やその効果を把握するための調査(公共用水域における水質環境基準の達成状況等)<br/>         ・現在排水規制の対象となっていない項目等への規制の必要性を検討するための排水実態等の調査<br/>         ・暫定排水基準の撤廃・強化に向けた排水処理技術の開発・普及<br/>         ・生物応答を用いた新たな排水管理の方策についての調査<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討を行い、排水基準等の達成状況の改善を図ることに寄与する。</p>                       | <p>107</p>    |
| <p>(3) 水質関連情報利用基盤整備費<br/>(平成23年度組替)</p>         | <p>29<br/>(28)</p>   | <p>17<br/>(17)</p>   | <p>17</p>  | <p>2.3</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・「水質監視業務関連システム」、「水質環境総合管理情報システム」及び「全国水生生物調査システム」について、システムの効率的な一括運営(保守・管理、更新)<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・水環境関連情報の提供・更新等(公共用水域水質データ、水浴場水質データなど)<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・システムを用いて効率的に常時監視結果の収集を行うとともに、広く国民に水環境関連情報をわかりやすく発信することにより、水環境保全施策の推進に寄与する。</p>   | <p>108</p>    |
| <p>水環境の危機管理・リスク管理推<br/>(4) 進事業<br/>(平成25年度)</p> | <p>-</p>             | <p>-</p>             | <p>93</p>  | <p>-</p>   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・潜在的な環境リスクがありうる物質の抽出及びリスク評価(文献調査、ヒアリング、検討会)<br/>         ・環境中における存在状況、工場・事業所からの排出実態等の調査(モニタリング調査、アンケート調査)<br/>         ・自治体、工場・事業所における危機管理・リスク管理のための方策検討(ヒアリング、検討会)<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・潜在的な環境リスクがありうる物質の洗い出し、及びリスク評価や実態調査・危機管理・リスク管理の検討<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・潜在的な環境リスクがありうる物質の抽出、及びリスク評価を行うとともに、環境中の存在状況、工場等からの排出実態等の調査、並びに自治体等における水質事故に備えた危機管理・リスク管理のための方策検討により、水環境の安全・安心の確保に寄与する。</p> | <p>新25-18</p> |

|  |              |            |    |   |   |     |
|--|--------------|------------|----|---|---|-----|
| (5) 地盤沈下等水管理推進費<br>(平成20年度)              | 24<br>(14)   | 18<br>(10) | 20 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水質測定結果、地盤沈下状況調査結果の取りまとめ</li> <li>適正な地下水の保全と利用のための管理方策の検討</li> <li>被災地の地盤沈下地域における地下水利用のあり方検討</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水・地盤環境管理手法の検討</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水流域全体の地下水・地盤環境情報を統合的に捉え、流域の地域特性を踏まえた地下水・地盤環境の管理手法の確立により、適正な地下水の利用と保全及び地盤沈下の防止に資する。</li> </ul>           | 118 |
| (6) 地下浸透の防止による地下水汚染<br>対策推進費<br>(平成21年度) | 17<br>(19)   | 12<br>(11) | 10 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確実かつ安価な漏えい検知技術及び効率的・効果的な定期点検の方法についての検討及び周知</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水汚染未然防止策の実効性の確保及び充実に向けた検討</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水汚染未然防止のための新たな制度、措置についてフォローアップを行い、実効性・効果をより高め、自治体・事業者による地下水汚染対策を推進し、人の健康被害の防止や更なる地下水汚染の未然防止を図る。</li> </ul>                                     | 117 |
| (7) 流域視点からの硝酸性窒素対策推<br>進費<br>(平成23年度)    | 10<br>(10)   | 9<br>(11)  | 8  | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>硝酸性窒素対策促進策及び新たな制度案の検討</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>包括的な取組制度案の検討</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>硝酸性窒素による地下水汚染は、窒素負荷量だけでなく、当該流域の水の流量、窒素形態の変化による影響を受けることから、その汚濁機構を解明し、効果的な対策技術を明らかにするとともに、地域全体による包括的な取組制度を構築することで硝酸性窒素による地下水汚染の対策に資する。</li> </ul>                                      | 116 |
| (8) 湖沼環境対策等推進費<br>(平成23年度組替)             | 130<br>(100) | 90<br>(77) | 51 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>湖沼の水質汚濁メカニズム解明、経済的手法の検討、湖沼の水質保全対策の更なる高度化</li> <li>湖沼の水質保全のための、自然浄化機能活用の検討</li> <li>住民が望む湖沼像、新たな水質指標、現在の水質保全制度の効果の検討、水質保全施策の再構築、水質保全制度の見直し</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健全な水循環の構築のための方策、汽水湖の汚濁メカニズムの検討</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>湖沼の特性及び汚濁原因に応じた、効果的な水質保全対策の推進に寄与する。</li> </ul> | 112 |

|  |                      |                      |            |  |            |
|--|----------------------|----------------------|------------|--|------------|
| <p>総量削減及び瀬戸内海環境保全<br/>(9)等施行業務費<br/>(昭和53年度)</p> | <p>79<br/>(63)</p>   | <p>52<br/>(49)</p>   | <p>96</p>  | <p>1<br/>         &lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・発生源別汚濁負荷量等の状況を経年的に把握し、水質総量削減等の対策の効果を確認<br/>         ・さらなる取組の推進と今後の総量削減制度の在り方の検討を実施<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・発生負荷量の把握及び水質改善に関する実態調査の実施<br/>         ・水質汚濁に関する現状の把握とメカニズムの解析を実施<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・発生負荷量と水質改善状況を経年的に把握し、これをもとに水質総量削減の目標や達成方策を設計、着実に推進を図ることにより、閉鎖性海域の水質改善に寄与する。</p> | <p>109</p> |
| <p>(10) 閉鎖性海域環境保全推進等調査費(平成19年度)</p>              | <p>157<br/>(142)</p> | <p>124<br/>(119)</p> | <p>129</p> | <p>1<br/>         &lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・有明海・八代海等総合調査評価委員会における検討に資するための環境再生に向けた各種調査の実施<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・有明海・八代海等における環境基準等達成率の向上<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・環境悪化の原因・再生方策を調査により把握し、環境基準達成率の向上を効率的・効果的に達成すべき方法を提示することで、閉鎖性海域の水質改善に寄与する。</p>  | <p>110</p> |
| <p>(11) 閉鎖性海域管理方策検討費(平成22年度)</p>                 | <p>95<br/>(79)</p>   | <p>65<br/>(58)</p>   | <p>42</p>  | <p>1<br/>         &lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・海域と陸域が一体となった栄養塩類の円滑な物質循環を達成するための管理方策の確立<br/>         ・生物多様性に富み豊かで健全な海域環境の構築<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・栄養塩類等の循環状況の把握及び管理方策の検討<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・栄養塩類の循環バランスの回復等により生物多様性に富む豊かな海域環境の構築に資する。</p>   | <p>111</p> |
| <p>(12) 海洋環境関連条約対応事業(昭和61年度)</p>                 | <p>89<br/>(81)</p>   | <p>79<br/>(76)</p>   | <p>67</p>  | <p>4<br/>         &lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・ロンドン条約、マルポール条約、OPRC条約やバラスト水管理条約等の関連会合について適切に対処<br/>         ・国際的な動向を把握<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量の削減等<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・海洋環境保全関連条約に関する海外の動向、国内の状況等の情報を踏まえて廃棄物の海洋投入処分量に関する在り方等を検討し、海洋投入処分量の削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。</p>  | <p>120</p> |



|  |                      |                        |              |          |  |            |
|--|----------------------|------------------------|--------------|----------|--|------------|
| <p>(13) 海洋環境モニタリング推進事業<br/>(平成10年度)</p>              | <p>74<br/>(74)</p>   | <p>73<br/>(66)</p>     | <p>70</p>    | <p>—</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本周辺の海域において、測線及び測点地点を設定し、6～8年で一巡するように汚染物質等を調査</li> <li>・衛星画像の活用による油等流出に係るモニタリング手法の検討及びシステムの構築</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量の削減等</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋環境モニタリング調査の結果等を踏まえて廃棄物の海洋投入処分量に関する在り方等を検討し、海洋投入処分量の削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。</li> </ul> </p></p></p>              | <p>121</p> |
| <p>(14) ロンドン議定書実施のための不発<br/>弾陸上処理事業<br/>(平成19年度)</p> | <p>644<br/>(644)</p> | <p>1139<br/>(1139)</p> | <p>1,239</p> | <p>—</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度に発見され、陸上自衛隊が安全化措置を実施した不発弾について、陸上自衛官の所要の指導監督の下、平成25年度末までに民間事業者において処理</li> <li>※4年の国庫債務負担行為として事業を実施</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量の削減等</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不発弾について、引き続き適正に陸上での処理を行うことで、海洋投入処分量の削減に資する。</li> </ul> </p></p></p>                                   | <p>122</p> |
| <p>(15) 水質・底質分析法検討費<br/>(平成23年度組替)</p>               | <p>31<br/>(21)</p>   | <p>32<br/>(28)</p>     | <p>32</p>    | <p>—</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに環境基準等に設定が予定されている物質について公定分析法等の検討・策定</li> <li>・先進的・効率的な分析法の検討</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準等の見直しに係る公定分析法の検討、指定物質に係る汚染状況等の調査方法の検討</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな環境基準項目に対応した先進的・効率的な分析方法を早急に確立し、より効果的な測定の体制を図り、効率的な水環境のモニタリングの実施や水環境の状況の的確な把握により、水環境保全施策の推進に寄与する。</li> </ul> </p></p></p> | <p>113</p> |
| <p>(16) 水環境保全活動普及促進事業<br/>(平成22年度組替)</p>             | <p>10<br/>(9)</p>    | <p>5<br/>(5)</p>       | <p>5</p>     | <p>—</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの水生生物に着目した水環境保全活動報告の募集、優れた取組の表彰。指導者向けの研修の実施。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども等の国民の意識啓発と取組促進。</li> </ul> <p>&lt;政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要&gt;<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活での水質汚濁防止などの水環境保全活動を促進するとともに、直接水環境とふれあうことを通じて水環境への関心を喚起し、水辺の水環境問題や自然保護など、環境保全に対する理解の活動の水深に寄与する。</li> </ul> </p></p></p>  | <p>114</p> |

|  |                      |                      |            |          |  |               |
|--|----------------------|----------------------|------------|----------|--|---------------|
| <p>気候変動による水質への影響評価<br/>(17 億、適応策検討費<br/>(平成21年度)</p>     | <p>18<br/>(16)</p>   | <p>11<br/>(11)</p>   | <p>17</p>  | <p>—</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・気候変動が公共用水域の水質等に与える影響についての、既存の研究調査・長期トレンドデータ等の収集、過去における気候変動と水温上昇及び水質変動等の分析<br/>         ・気候変動に伴う公共用水域の水理・水温・水質等の変動を予測するための、モデル水域を選定しシミュレーションモデルによる定量的な影響予測評価<br/>         ・特異現象、レジームシフト等の情報収集・整理・分析<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・気候変動の影響と適応策検討<br/>         &lt;政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要&gt;<br/>         ・気候変動が公共用水域の水質及び生態系に与える影響を適切に把握するとともに、将来の気候変動に伴う水環境変化の予測を行い、想定される影響に対して適切な対策を講じることにより、水環境の保全に寄与する。</p>  | <p>115</p>    |
| <p>国際的な水環境改善活動推進等経費<br/>(18 億<br/>(平成22年度組替)</p>         | <p>267<br/>(252)</p> | <p>251<br/>(236)</p> | <p>175</p> | <p>—</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・中国の農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業、国際セミナー等の実施<br/>         ・水環境の悪化が顕著なアジア・モンスーン地域において、水環境管理に携わる関係者間の協力体制の構築、各国の政策課題分析や政策担当者の能力向上への支援<br/>         ・ウォーターフットプリントに関する既往事例や研究事例等調査、水環境への負荷を反映する指標とするための技術的検討<br/>         ・国連水と衛生に関する諮問委員会(UNSGAB)の活動の支援<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・国際的な水環境問題の改善の取組推進<br/>         &lt;政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要&gt;<br/>         ・水環境対策の最先進国である我が国が、経験と技術を多くの地域に最大限伝え、国際的な水環境問題を中心にその改善の取組を推進する。</p>   | <p>119</p>    |
| <p>我が国の優れた水処理技術の海外展開支援<br/>(19 億<br/>(平成25年度組替)</p>      | <p>—</p>             | <p>—</p>             | <p>73</p>  | <p>—</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査(FS)や現地実証試験を支援し、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・国際的な水環境問題の改善の取組推進<br/>         &lt;政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要&gt;<br/>         ・我が国企業の海外進出を支援することにより国際的な水環境の保全に寄与する。</p>   | <p>新25-19</p> |
| <p>海底下CCS実施のための海洋調査事業<br/>(2 億<br/>(平成23年度)【再掲:25-2】</p> | <p>270<br/>(270)</p> | <p>270<br/>(270)</p> | <p>230</p> | <p>—</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・海底下CCSに係る環境影響評価の基礎的情報を収集するため日本近海のCCS候補海域等において海洋生態系、海水、底質の炭酸指標に係る化学的性状等の現地調査を実施<br/>         ・海底下CCSの超長期的管理体制のあり方について、情報収集、課題の抽出<br/>         &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>         ・海洋汚染防止法に基づく、二酸化炭素回収・貯留(海底下CCS)事業の許可申請者が実施する海洋環境影響評価における結果の妥当性を的確に判断するために必要な基礎的情報を収集する。また、海底下CCS事業の普及と適正な管理体制を構築するために、超長期的な管理体制のあり方についても検討する。<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・当該調査については、海底下CCS事業の許可申請者が実施する海洋環境影響評価の結果の妥当性を的確に判断するために必要なものであり、審査を行うまでは成果は表れず、また、審査を行ったからといって直ちに数値として成果が出せる性質のものではない。</p> | <p>042</p>    |

|   |             |            |    |   |  |     |
|---|-------------|------------|----|---|--|-----|
| 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方<br>(21) 策総合検討事業<br>(平成19年度)            | 125<br>(92) | 78<br>(68) | 79 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漂流・漂着・海底ごみの実態把握</li> <li>・原因究明及び発生源対策について検討</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漂流・漂着・海底ごみの削減</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漂流・漂着・海底ごみの実態把握、適切な回収・処理手法の推進、原因究明及び発生源対策の検討等により、各地域において漂流・漂着・海底ごみ対策が推進される。</li> </ul>  | 123 |
| (22) 環境測定等に関する調査費<br>(昭和50年度)【再掲25-8】                   | 38<br>(37)  | 20<br>(20) | 20 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境測定分析機関が、均質に調製された環境試料を定められた方法等に依り分析することにより得られる分析結果から、分析機関の分析技術水準の実態を把握</li> <li>・使用測定機器等の違いによる分析結果への影響を解析・調査し、その結果を分析機関にフィードバック</li> <li>・公定法も含め分析方法の改善等に活用</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境測定分析機関における測定分析の精度の向上及び信頼性の確保</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析機関においてより適切な分析手順の普及等の内部精度管理の推進を図り、我が国の分析機関の精度管理の水準確保を通じ、大気汚染の改善等による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</li> </ul> | 098 |
| 放射性物質による一般環境汚染に<br>(23) 係る基準等調査検討費<br>(平成25年度)【再掲:25-8】 | 0           | 0          | 36 | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質による環境汚染に関する考え方等について国内外の情報を収集・整理</li> <li>・我が国における一般環境中の放射性物質に係る考え方の整理に資する検討を実施</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標(平成25年度)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般環境中の放射性物質に係る考え方の整理及びそれに伴う課題等の抽出・整理</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般環境中の放射性物質に係る考え方等に関する検討を通じ、人の健康の保護等に寄与する。</li> </ul>  | -   |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-11)

別紙1

|   |   |      |                            |       |  |   |                                |      |      |  |         |                   |  |  |  |  |
|---|---|------|----------------------------|-------|--|---|--------------------------------|------|------|--|---------|-------------------|--|--|--|--|
| 施策名                                     | 目標3-4 土壌環境の保全   |      |                            |       | 担当部局名  | 土壌環境課   |                                |      |      | 作成責任者名   | 加藤 庸之   |                   |  |  |  |  |
| 施策の概要                                   | 土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。  |      |                            |       | 政策体系上の位置付け   | 3. 大気・水・土壌環境等の保全                                |                                |      |      |  |         |                   |  |  |  |  |
| 達成すべき目標                                 | 市街地等土壌汚染対策として土壌汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壌環境を保全する。また、指定調査機関の信頼性の確保のため技術管理者試験を実施する。<br>農用地について、土壌汚染の防止、除去等の必要な措置を講じ、人の健康を損なうおそれがある農作物等の生産等を防止することで、国民の健康を保護する。<br>ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において、対策事業を実施するとともに、ダイオキシン類による複合汚染時における挙動を明らかにし、科学的知見に基づく調査・対策を可能にする。 |      |                            |       | 目標設定の考え方・根拠  | 土壌汚染対策法<br>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律<br>ダイオキシン類対策特別措置法 |                                |      |      | 政策評価実施予定時期   | 平成26年6月 |                   |  |  |  |  |
| 測定指標                                    | 目標  |      | 目標年度                       |       | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠   |   |                                |      |      |  |         |                   |  |  |  |  |
| 1 土壌汚染対策法に基づく、要措置区域における汚染の除去等の措置の実施率(%) | 100%  |      | -                          |       | 土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置の実施率を指標として選定した。 |   |                                |      |      |  |         |                   |  |  |  |  |
| 2 農用地土壌汚染対策地域の指定解除率(%)                  | 100%  |      | -                          |       | 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壌汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。このことから、農用地土壌汚染対策地域の指定解除率は対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。       |   |                                |      |      |  |         |                   |  |  |  |  |
| 3 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)              | 100%  |      | -                          |       | ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。  |   |                                |      |      |  |         |                   |  |  |  |  |
| 測定指標                                    | 基準  | 基準年度 | 目標                         | 目標年度  | 施策の進捗状況(目標)  |   |                                |      |      | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠   |         |                   |  |  |  |  |
|   |   |      |                            |       | 24年度   | 25年度  | 26年度                           | 27年度 | 28年度 |  |         |                   |  |  |  |  |
| 4 複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動調査                 | -   | -    | 複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする | H26年度 | 有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする。   | 有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする。              | 油との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする。 | -    | -    | ダイオキシン類汚染土壌の下に非汚染土壌が敷設されていれば、ダイオキシン類は当該非汚染土壌で捕捉され、地下水へ移行する可能性は低いことが明らかになった。しかし、有機化合物等との複合汚染の場合にあっては、ダイオキシン類が当該有機化合物等に吸着し、地下水へ移行するという報告が確認されたため、複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにすることを測定指標として設定した。 |         |                   |  |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                              | 補正後予算額(執行額)   |      | 25年度当初予算額                  |       | 関連する指標   |   | 達成手段の概要等                       |      |      |  |         | 平成25年行政事業レビュー事業番号 |  |  |  |  |
|   | 23年度  | 24年度 |                            |       |  |   |                                |      |      |  |         |                   |  |  |  |  |

|  |                      |                      |            |   |            |
|--|----------------------|----------------------|------------|---|------------|
| <p>(1) 農用地土壌汚染対策費<br/>(平成19年度)</p>           | <p>55<br/>(47)</p>   | <p>42<br/>(29)</p>   | <p>36</p>  | <p>1</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> ・土壌汚染対策地域の指定要件の見直しに資するため、土壌及び農作物中の有害物質の濃度の相関関係や農作物がどのように土壌から有害物質を吸収するか等の基礎データを収集<br/> &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/> ・畑作物について、土壌及び作物中のカドミウム濃度の相関関係についてのデータを収集<br/> &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> ・得られたデータを活用し、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壌汚染対策地域の指定要件等を見直すことで、農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止し、国民の健康保護に寄与する。</p>   | <p>126</p> |
| <p>(2) 市街地土壌汚染対策費<br/>(平成14年度)</p>           | <p>317<br/>(190)</p> | <p>266<br/>(172)</p> | <p>248</p> | <p>2</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握するため、都道府県・政令市へ調査を行い、土壌汚染対策の基礎データ収集を実施<br/> ・指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施<br/> ・環境基準項目等の追加、基準値の見直しを行うことを目的とした未規制物質の基礎データの調査・検討を実施<br/> &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/> ・都道府県・政令市に対し調査票を発送して調査結果を回収し結果の解析を実施<br/> ・技術管理者試験を実施し技術管理者証を発行<br/> ・1-4ジオキサン等についての土壌中での挙動等に関する基礎データの収集<br/> &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握することにより、土壌汚染対策法に係わる省令・通知・ガイドライン等の改正の際の基礎資料として活用し、土壌環境の保全に寄与する。<br/> ・技術管理者試験を実施することにより、指定調査機関の信頼性確保に寄与し土壌環境の保全に寄与する。<br/> ・市街地の土壌汚染による人の健康被害を防止するため、未規制物質の環境基準項目等の追加、見直しが必要であり、本事業は環境基準項目等検討の際の基礎データとして活用し土壌環境の保全に寄与する。</p> | <p>127</p> |
| <p>(3) ダイオキシン類土壌汚染対策費<br/>(平成12年度)</p>       | <p>44<br/>(17)</p>   | <p>26<br/>(19)</p>   | <p>22</p>  | <p>3</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> ・都道府県知事がダイオキシン類土壌汚染対策地域として指定したものの、汚染原因者に負担を求められず、地方公共団体が負担せざるを得ない場合、当該負担の一部を補助<br/> ・ダイオキシン類と有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を調査<br/> &lt;達成手段の目標(平成25年度)&gt;<br/> ・新たにダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された場合、速やかに対策を完了<br/> ・カラム試験を用いて、有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を調査<br/> &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> ・ダイオキシン類土壌汚染対策地域として指定されたものの、汚染原因者が不明・不存在であることから、汚染原因者に負担を求められず、地方公共団体が負担せざるを得ない場合において、当該負担の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壌汚染対策に寄与する。<br/> ・有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を把握することで、科学的知見に基づく調査・対策の実現に寄与する。</p>  | <p>128</p> |
| <p>(4) 環境測定等に関する調査費<br/>(昭和50年度)【再掲25-8】</p> | <p>38<br/>(37)</p>   | <p>20<br/>(20)</p>   | <p>20</p>  | <p>-</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> ・環境測定分析機関が、均質に調製された環境試料を定められた方法等に従い分析することにより得られる分析結果から、分析機関の分析技術水準の実態を把握<br/> ・使用測定機器等の違いによる分析結果への影響を解析・調査し、その結果を分析機関にフィードバック<br/> ・公定法も含め分析方法の改善等に活用<br/> &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/> ・環境測定分析機関における測定分析の精度の向上及び信頼性の確保<br/> &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> ・分析機関においてより適切な分析手順の普及等の内部精度管理の推進を図り、我が国の分析機関の精度管理の水準確保を通じ、大気汚染の改善等による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>  | <p>098</p> |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-12)

別紙1

|            |  |  |                              |   |   |                      |      |            |                 |                               |   |  |
|------------|--|--|------------------------------|---|---|----------------------|------|------------|-----------------|-------------------------------|---|--|
| 施策名        | 目標3-5 ダイオキシソ類・農業対策   |  |                              |   | 担当部局名   | ダイオキシソ対策室<br>農業環境管理室 |      | 作成責任者名     | 加藤 庸之<br>更田 真一郎 |                               |   |  |
| 施策の概要      | ダイオキシソ類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率を100%に近づける。また、農業について水産動植物の被害防止に係る新たな登録保留基準を速やかに設定する。                     |  |                              |   | 政策体系上の位置付け  | 3. 大気・水・土壤環境等の保全     |      |            |                 |                               |   |  |
| 達成すべき目標    | ダイオキシソ類について、次期計画の削減目標を目標期間に達成し、全ての地点で環境基準を達成する。農業について、農業登録保留基準を速やかに設定するとともに、農業の環境リスクの新たな評価・管理手法の開発を行う。 |  |                              | 目標設定の考え方・根拠   | ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく環境基準<br>ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく国の削減計画<br>農業取締法に基づく農業登録保留基準及び農業使用基準   |                      |      | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月         |                               |   |  |
| 測定指標       | 基準値  | 基準年度                                   | 目標値                          | 目標年度  | 年度ごとの目標値  |                      |      |            |                 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |  |
|            |  |  |                              |   | 24年度  | 25年度                 | 26年度 | 27年度       | 28年度            |                               |   |  |
| 1          | ダイオキシソ類排出総量(g-TEQ/年)   | 315~343                                | H22年度                        | 176   | 当面の間  | 176                  | 176  | 176        | 176             | 176                           | ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※)の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。<br>(※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する(削減目標量:176g-TEQ/年)) |  |
| 測定指標       | 基準   | 基準年度                                   | 目標                           | 目標年度  | 施策の進捗状況(目標)   |                      |      |            |                 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |   |  |
|            |  |  |                              |   | 24年度  | 25年度                 | 26年度 | 27年度       | 28年度            |                               |   |  |
| 2          | 新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農業数(累計)   | -                                      | -                            | 543   | H30年度   | 231                  | 283  | 335        | 387             | 439                           | 農業取締法に基づく水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準の迅速かつ的確な設定により、農業の環境リスクの低減に資することができるため、登録保留基準の設定農業数を測定指標として設定した。なお、目標値は、農業登録申請数を踏まえて設定した。                              |  |
| 測定指標       | 目標   | 目標年度                                   | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |   |                      |      |            |                 |                               |   |  |
|            |  |  |                              |   |   |                      |      |            |                 |                               |   |  |
| 3          | ダイオキシソ類に係る環境基準達成率(%)   | 100%                                   | -                            | ダイオキシソ類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシソ類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 |   |                      |      |            |                 |                               |   |  |
| 4          | 臭素系ダイオキシソ等非意図的生成POPsに係るリスクへの対応   | 法附則2条に係る情報の充実(臭素系ダイオキシソ類の排出実態に係る情報の充実) |                              | -   | ダイオキシソ類対策特別措置法附則第2条及びPOPs条約COP5にて定められた臭素系難燃剤廃絶に向けた作業プログラムに沿って、また、平成23年度のワークショップにおける討議結果等を踏まえ、臭素系ダイオキシソ類の排出実態等の情報を充実させることを目標とした。 |                      |      |            |                 |                               |   |  |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)  |  | 25年度当初予算額                    | 関連する指標  | 達成手段の概要等  |                      |      |            |                 | 平成25年行政事業レビュー事業番号             |   |  |
|            | 23年度   | 24年度                                   |                              |   |   |                      |      |            |                 |                               |   |  |

|  |                      |                     |            |  |            |
|--|----------------------|---------------------|------------|--|------------|
| <p>(1) ダイオキシン類総合対策費<br/>(平成12年度)</p>           | <p>51<br/>(38)</p>   | <p>42<br/>(30)</p>  | <p>41</p>  | <p>1, 3</p> <p>①ダイオキシン類対策環境情報調査(平成17年度)<br/>②POPs条約に基づくダイオキシン類非意図的生成物に係るBAT/BEP推進事業(平成18年度)<br/>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>①ダイオキシン類対策特別措置法施行状況、常時監視結果、排出量データのとりまとめ<br/>①ダイオキシン類分析機関の精度管理に係る審査を実施<br/>②POPs条約BAT/BEPガイドライン改訂委員会の動向把握、情報収集、情報提供等を実施<br/>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>①ダイオキシンの排出実態等を正確に把握<br/>②今年度の委員会の活動内容等の情報収集<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>①排出実態等を把握することで、目標達成に向けた効果的な対策の検討を行うことができる。<br/>①極微量分析にともなう精度管理が要求されるダイオキシン類分析において分析機関の精度管理水準の維持・向上に寄与する。<br/>②非意図的生成POPsの排出抑制等のリスク削減につながる情報等の取得により、我が国でのBAT/BEP利用促進によるダイオキシン類などの非意図的生成物質の削減に貢献する。</p> | <p>130</p> |
| <p>(2) 臭素系ダイオキシン類実態説明調査<br/>(平成13年度)</p>       | <p>39<br/>(39)</p>   | <p>38<br/>(33)</p>  | <p>32</p>  | <p>4</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>・臭素系ダイオキシン類等の排出可能性がある施設からの排出量、周辺一般環境での汚染状況等を測定・データを蓄積<br/>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>・臭素系ダイオキシン類の排出量の正確な把握<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>・平成23年度のワークショップにおける討議結果等を踏まえ、臭素化ダイオキシン類の排出実態等の情報を充実させることにより、効果的な対策の検討を行うことができる。</p>  | <p>131</p> |
| <p>(3) 農薬登録保留基準等設定費<br/>(平成17年度)</p>           | <p>109<br/>(97)</p>  | <p>104<br/>(90)</p> | <p>94</p>  | <p>2</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>・農薬登録保留基準の設定に必要な情報収集や毒性データの分析<br/>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>・基準値設定農薬の累計:283<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>・農薬登録保留基準は、農薬の毒性等の評価に基づき設定するものであり、そのための情報収集や毒性データの分析が不可欠。</p>  | <p>129</p> |
| <p>(4) 農薬健康・環境影響対策費<br/>(平成22年度)【関連:25-41】</p> | <p>144<br/>(123)</p> | <p>117<br/>(68)</p> | <p>116</p> | <p>-</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>・無人ヘリ散布農薬による人への健康影響や農薬による生物多様性への影響を評価・管理する手法を開発するための調査等を実施<br/>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>・農薬の吸入毒性試験や生物群集に対する農薬影響に関する調査等の実施<br/>&lt;施策の達成すべき目標への寄与の内容&gt;<br/>・農薬の環境リスクの新たな評価・管理手法の開発に向けた知見の集積やそれに基づく検討の実施に資する。</p>   | <p>132</p> |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-12)

別紙1

|                                 |   |                |   |  |   |   |
|---------------------------------|---|----------------|---|--|---|---|
| 施策名                             | 目標3-6 東日本大震災への対応  |                | 担当部局名   | 大気環境課<br>水環境課<br>海洋環境室<br>地下水・地盤環境室<br>環境安全課 | 作成責任者名  | 大森 豊緑<br>宮崎 正信<br>坂本 幸彦<br>木村 英雄<br>上田 康治 |
| 施策の概要                           | 被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。また、アスベストの大気濃度調査を踏まえ、更なるアスベストの飛散・ばく露防止対策を推進する。 |                | 政策体系上の位置付け  | 3. 大気・水・土壌環境等の保全                             |   |   |
| 達成すべき目標                         | 被災地周辺の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。                               | 目標設定の考え方・根拠    | 総合モニタリング計画<br>大気汚染防止法   | 政策評価実施<br>予定時期                               | 平成26年6月   |   |
| 測定指標                            | 目標  | 目標年度           | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |   |   |
| 1 アスベスト大気濃度暫定基準値(10[f/l])達成率(%) | 100%  | -              | 暫定基準値はWHOにより一般大気中に存在しうるアスベスト濃度として示されているものであり、その達成率は人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 |  |   |   |
| 達成手段(開始年度)                      | 補正後予算額(執行額)<br>23年度 24年度  |                | 25年度<br>当初<br>予算額   | 関連する<br>指標                                   | 達成手段の概要等  | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号                     |
| (1) 環境モニタリング調査(平成23年度)          | 589<br>(318)  | 1,452<br>(908) | 1,159   | 1  | <p>①アスベスト大気濃度モニタリング調査(平成23年度)</p> <p>②水環境放射性物質モニタリング調査等(平成24年度)</p> <p>③地下水の放射性物質モニタリング調査(平成24年度)</p> <p>④被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成24年度)</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>①被災地周辺におけるアスベスト大気濃度の調査</p> <p>②放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣県)の公共用水域における水質、底質、水生生物の放射性物質のモニタリング調査等</p> <p>③放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣県)における地下水の放射性物質濃度のモニタリング調査等</p> <p>④東日本大震災の被災海域における海水、海底堆積物の環境基準項目(生活環境項目、健康項目)、有害物質、放射性物質などのモニタリング調査等。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;</p> <p>①被災地のアスベスト大気濃度の暫定基準値達成率の向上</p> <p>②水環境における放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表</p> <p>③地下水中の放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表</p> <p>④被災地海域の水質や有害物質濃度の把握及び調査結果の公表</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <p>①汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。また、測定結果をアスベストの飛散・ばく露防止対策にフィードバックすることにより、大気汚染の防止を図り、人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p> <p>②水環境中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。</p> <p>③地下水中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。</p> <p>④被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。</p> | 133                                       |



|   |                      |                    |            |  |            |
|---|----------------------|--------------------|------------|--|------------|
|   |                      |                    |            |  |            |
| <p>東日本大震災の被災地における化学物質環境実態追跡調査【関連：25-13】</p> | <p>100<br/>(100)</p> | <p>99<br/>(90)</p> | <p>150</p> | <p>—</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・被災地において、POPs等環境残留性や有害性が高い物質及び被災したPRTR届出事業所の届出データより選定した物質について、水質、底質、生物及び大気を対象とした詳細な調査を実施。<br/>         ・達成手段の目標(平成25年度)&gt;<br/>         ・100地点数・各媒体30物質での調査実施<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・被災地における化学物質の環境汚染による二次被害の未然防止に貢献し、環境リスク低減及び安全な社会の構築に資する。</p> | <p>179</p> |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-44)

別紙1

| 施策名            | 目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等                                     |  | 担当部局名                        | 放射性物質汚染対処特措法<br>施行チーム   |          | 作成責任者名   | 森下 哲    |  |
|----------------|--|--|------------------------------|---|----------|--|---------|--|
| 施策の概要          | 放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。                                  |  | 政策体系上の<br>位置付け               | 10. 放射性物質による環境の汚染への対処   |          |  |         |  |
| 達成すべき目標        | 東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。 |  | 目標設定の<br>考え方・根拠              | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、<br>「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」等 |          | 政策評価実施<br>予定時期   | 平成26年6月 |  |
| 測定指標           | 目標   |  | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |          |  |         |  |
|                |  | 目標年度                                     |                              |   |          |  |         |  |
| 1              | 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域   | 当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)    | 平成25年度(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要) | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針  |          |  |         |  |
| 2              | 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量                             | 年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指す                  | 長期的な目標                       | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針  |          |  |         |  |
| 3              | 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、一般公衆の年間追加被ばく線量                        | 平成23年8月末と比べて(放射性物質の物理的減衰等を含めて)約50%減少した状態 | 平成25年8月末まで                   | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針  |          |  |         |  |
| 4              | 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、子どもの年間追加被ばく線量                         | 平成23年8月末と比べて(放射性物質の物理的減衰等を含めて)約60%減少した状態 | 平成25年8月末まで                   | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針  |          |  |         |  |
| 5              | 中間貯蔵施設の供用開始  | 供用開始                                     | 平成27年                        | 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」                           |          |  |         |  |
| 達成手段<br>(開始年度) | 補正後予算額(執行額)  |  | 25年度<br>当初<br>予算額            | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等 | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号  |         |  |
|                | 23年度   | 24年度                                     |                              |   |          |  |         |  |
| (1)            | 放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施(平成23年度)                                     | 199,662,<br>(73,949)                     | 372,090<br>(160,463)         | 497,796   | 1,2,3,4  | 放射性物質汚染対処特措法の内容を迅速に実施し、いち早く事故による汚染を除去するため、除染特別地域の生活圏における除染、線量が相当高い地域における除染実証事業、地方公共団体における除染活動の支援等を行う。                  | 324     |  |
| (2)            | 中間貯蔵施設検討・整備事業(平成23年度)【関連:25-43】                                    | 1,050,<br>(495)                          | 2000<br>(7)                  | 14,645  | 5        | 除染に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等や一定程度以上に汚染されている廃棄物を一定の期間、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備に向け、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、中間貯蔵施設の設計に係る検討等を行う。 | 325     |  |



平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-14)

別紙1

| 施策名  | 目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築  |        |                   |            | 担当部局名  | 循環型社会推進室   |      |   |   | 作成責任者名<br>(※記入は任意)   | 河本 晃利   |  |
|--|---|--------|-------------------|------------|--|--|------|---|---|--|---------|--|
| 施策の概要  | 循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。                                     |        |                   |            | 政策体系上の位置付け   | 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進  |      |   |   |  |         |  |
| 達成すべき目標  | 循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成をめざす。 |        |                   |            | 目標設定の考え方・根拠  | 循環型社会形成推進基本法に基づき、我が国の経済社会を、大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な循環型社会へ変革する。 |      |   |   | 政策評価実施予定時期   | 平成26年6月 |  |
| 測定指標   | 基準値   |        | 目標値               |            | 年度ごとの目標値   |  |      |   |   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |         |  |
|  | 基準年度  | 目標年度   | 24年度              | 25年度       | 26年度   | 27年度   | 28年度 |   |   |  |         |  |
| 1 資源生産性(GDP/天然資源等投入量)(万円/トン)<br>※基準年が平成17年に改定されてGDPで算出。そのため、過去の計画や点検結果とは一致しない。 | 24.8  | H12年度  | 46                | H32年度      | —  | —  | —    | — | — | 循環型社会形成推進基本法に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画(H25年5月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。 |         |  |
| 2 循環利用率(循環利用量/総物質投入量)(%)   | 10.0  | H12年度  | 17                | H32年度      | —  | —  | —    | — | — | 循環型社会形成推進基本法に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画(H25年5月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。 |         |  |
| 3 廃棄物最終処分量(百万トン)   | 56  | H12年度  | 17                | H32年度      | —  | —  | —    | — | — | 循環型社会形成推進基本法に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画(H25年5月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。 |         |  |
| 達成手段<br>(開始年度)   | 補正後予算額(執行額)   |        | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号  |      |   |   |  |         |  |
|  | 23年度  | 24年度   |                   |            |  |  |      |   |   |  |         |  |
| (1) 循環型社会形成年次報告策定事務費<br>(平成13年度)   | 11(16)  | 8(11)  | 8                 | 1.2.3      | <達成手段の概要><br>循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会白書を作成し、国会に提出する。また白書の国民への普及啓発事業、広く海外等へ情報発信を行う。<br><達成手段の目標(25年度)><br>循環型社会白書を作成し、国会に提出する。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>循環型社会について、広く国民に向け普及啓発を行うことにより、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。 | 134  |      |   |   |  |         |  |
| (2) 循環型社会形成推進基本計画見直しに向けたフォローアップ・高度化推進費<br>(平成13年度)                             | 64(58)  | 38(36) | 113               | —          | <達成手段の概要><br>循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の評価・点検に資するため、物質フロー会計、物質フロー指標及び各主体の取組状況等のフォローアップ及び各指標のさらなる分析、精緻化、改善の調査、検討等を行う。<br><達成手段の目標(25年度)><br>—<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>—   | 135  |      |   |   |  |         |  |

|  |                 |                 |            |              |   |            |
|--|-----------------|-----------------|------------|--------------|---|------------|
| <p>(3) 適正な資源循環を支える消費を通じた循環型のライフスタイルへの変革推進</p>    | <p>48(31)</p>   | <p>66(64)</p>   | <p>0</p>   | <p>1.2.3</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>国民の意識の変化を3Rに結びつく具体的な行動の変化につなげ、循環型社会の構築に向けたライフスタイルの変化を促す。3R対策の一層の充実に向けて3Rの環境負荷削減効果の明確化、情報提供を通じ、国民における3Rの理解と取組を促進し、個々の課題の解決に努めることで、循環型社会形成がなされる。<br/>また、施策の成果や先進事例を全国に普及する場を設けることにより、循環型社会形成のさらなる加速を図る。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>3R対策の一層の充実を図り、循環型社会形成がなされること。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>リデュース・リユースを重視した3Rによる循環型社会づくりを推進することで、天然資源等の投入量減少による資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p>                                 | <p>136</p> |
| <p>(4) 分散・自立型の持続的で災害に強い地域循環圏整備推進事業</p>           | <p>57(69)</p>   | <p>33(32)</p>   | <p>0</p>   | <p>1.2.3</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>各地域において、構想段階から関係主体が連携・協働し、かつ、地域計画に基づく具体的な事業実施を行うことで、その地域の実情や循環資源の性質に応じた、きめ細かな地域循環圏を実現することが可能となる。また、エコタウン地域を中核とした地域循環圏を構築することで、循環型社会ビジネスの振興も含めた地域活性化に役立つ循環型社会の形成促進につながる。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>地域の特性を活かし、かつ、循環資源の性質に応じた最適な規模の地域循環圏を構築することにより、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していく。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>地域の特性を活かし、かつ、循環資源の性質に応じて最適な規模の物質循環を形成することで、効率的に3Rを進め、天然資源の投入量の減少に伴う資源生産性の向上、循環利用率向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p> | <p>137</p> |
| <p>(5) 循環型社会形成推進事業費(地方環境対策分)<br/>(平成18年度)</p>    | <p>25(25)</p>   | <p>20(18.2)</p> | <p>20</p>  | <p>1.2.3</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>全国7ブロックにおいて地方環境事務所が主催し、各地域の循環型社会形成に向けた各種の取組の紹介、イベントの実施、マイバックキャンペーン等を通じ、国民一人ひとりの意識改革を図るとともに、「3R推進全国大会」との連携を取りながら、循環型社会に向けた地方からの施策の取組を進める。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>循環型社会の形成に向けた市民運動に対して積極的に支援するとともに、市民の参加を得て全国的な規模で普及啓発事業を展開することにより、循環型社会の形成を推進する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>循環型社会について、地域に密着した形で広く普及啓発を行うことにより、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p>   | <p>143</p> |
| <p>(6) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業<br/>(平成25年度組み替え)</p> | <p>252(244)</p> | <p>434(326)</p> | <p>434</p> | <p>—</p>     | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>我が国循環産業の戦略的国際展開を促進する。<br/>国際展開の具体的な計画のある事業について、実現可能性調査、現地関係者との合同ワークショップ、研修等の支援を行う。また、海外の廃棄物処理に関する情報の収集・共有、我が国循環産業・技術の海外への情報発信を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>先進的な我が国循環産業が、海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷の低減を実施するとともに、我が国経済の活性化につなげる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>—</p>  | <p>142</p> |
| <p>(7) アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業<br/>(平成21年度)</p> | <p>137(107)</p> | <p>84(82)</p>   | <p>67</p>  | <p>—</p>     | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>アジアをはじめとして国際社会における3R推進のリーダーシップを発揮するとともに、我が国循環産業の海外展開促進にも貢献するため、アジアにおける循環型社会づくりのための政策立案支援、優良取組事例の支援、政策・技術に関する知見の共有等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>アジアにおいて温暖化政策にも貢献しつつ、循環型社会の構築を実現する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>—</p>  | <p>141</p> |

|  |               |               |           |          |   |            |
|--|---------------|---------------|-----------|----------|---|------------|
| <p>アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金<br/>(平成21年度)</p>   | <p>24(24)</p> | <p>22(22)</p> | <p>22</p> | <p>—</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア3R推進フォーラム」を開催するため、国連機関(国連地域開発センター(UNCRD))に対して拠出を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>「アジア3R推進フォーラム」の開催により、ハイレベルでの政策対話が行われ、アジアにおける3Rが促進される。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>—</p>                    | <p>140</p> |
| <p>UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」支援<br/>(平成20年度)</p> | <p>15(15)</p> | <p>14(14)</p> | <p>14</p> | <p>—</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に対し、拠出金等の支援を行う事で、天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見を同パネルでの議論に反映し、また我が国の関心事項に対応した議論を同パネルで行ってもらう。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>「持続可能な資源管理に関する国際パネル」の活動により、世界の資源消費に伴う環境負荷の低減に関する知見を得て、我が国及び世界の課題解決に寄与する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>—</p> | <p>139</p> |
| <p>日中韓三カ国環境大臣会合関連事業<br/>(平成23年度)</p>           | <p>7(0)</p>   | <p>6(0.7)</p> | <p>4</p>  | <p>—</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>日中韓共通の課題である、廃棄物の不適切な処理に関する問題に三カ国が協力して取り組むために、循環型社会に関するプロジェクトの一層の推進を図る。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>環境の現状や課題及び対策について、情報や認識を共有することにより、循環型社会形成に関する政策や活動の充実に図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>—</p>  | <p>138</p> |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-15)

別紙1

| 施策名   | 目標4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進                    |            |                   |             | 担当部局名  | リサイクル推進室              | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 室長 庄子 真憲 |          |  |
|---|---|------------|-------------------|-------------|--|-----------------------|--------------------|----------|----------|--|
| 施策の概要   | 各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。                     |            |                   |             | 政策体系上の位置付け   | 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進     |                    |          |          |  |
| 達成すべき目標   | 定められた計画地・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。 |            |                   | 目標設定の考え方・根拠 | 各リサイクル法、施行令、省令、施行規則、基本方針   |                       | 政策評価実施予定時期         | 平成26年6月  |          |  |
| 測定指標  | 基準値   | 基準年度       | 目標値               | 目標年度        | 年度ごとの目標値   |                       |                    |          |          | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|   |   |            |                   |             | 24年度   | 25年度                  | 26年度               | 27年度     | 28年度     |  |
| 1 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)                            | -   | -          |                   |             |  |                       |                    |          |          | 第6期市町村分別収集計画(平成22年)における分別収集見込量に基づき設定   |
| 2 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%)                            | -   | -          |                   |             |  |                       |                    |          |          | 特定家庭用機器再商品化法施行令に基づき設定  |
| 3 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)               | -   | -          |                   |             |  |                       |                    |          |          | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき設定  |
| 4 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)                         | -   | -          |                   |             |  |                       |                    |          |          | 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針に基づき設定  |
| 5 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)                 | -   | -          |                   |             |  |                       |                    |          | 「別紙のとおり」 | パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令に基づき設定 |
| 6 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%) | -   | -          |                   |             |  |                       |                    |          |          | 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定   |
| 7 小型家電リサイクル法における小型家電の回収量[万t]                              | -   | -          |                   |             |  |                       |                    |          |          | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定   |
| 8 (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]      | -   | -          |                   |             |  |                       |                    |          |          | 第6期市町村分別収集計画(平成22年)における分別収集見込量に基づき設定   |
| 9 (間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体人口(全人口に対する割合)[万人(%)]           | -   | -          |                   |             |  |                       |                    |          |          | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定   |
| 達成手段<br>(開始年度)  | 補正後予算額(執行額)   |            | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |                    |          |          |  |
|   | 23年度  | 24年度       |                   |             |  |                       |                    |          |          |  |
| (1) 循環型社会づくりビジネス支援事業<br>(平成22年度)                          | 180<br>(156)  | 71<br>(59) | 42                | -           | <達成手段の概要><br>循環ビジネスの底上げにつながる新たな取組であるが、単独の事業者で取り組むには限界があるものについて実証事業を行う。<br><達成手段の目標(25年度)><br>循環型社会ビジネス市場の規模を拡大させる。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>- | 144                   |                    |          |          |  |

|                                      |              |              |     |     |   |     |
|--------------------------------------|--------------|--------------|-----|-----|---|-----|
| (2) 容器包装リサイクル推進事業費(平成18年度)           | 58<br>(46)   | 55<br>(50)   | 54  | 1.8 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>容器包装リサイクル法の円滑な運用や高度化のために必要な調査検討、普及啓発等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(及び参加市町村数)を増加させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>容器包装リサイクル法の適正な運用を通じて市町村の適切な事務の遂行・住民の参加意識の向上等を促進することにより、分別収集量(及び参加市町村数)の増加に寄与する。</p> | 145 |
| (3) 家電リサイクル推進事業費(平成19年度)             | 12<br>(26)   | 8<br>(20)    | 14  | 2   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>家電リサイクル法の高度化及び適正な施行に資する調査検討等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>特定家庭用機器の再商品化率を向上させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>家電リサイクル法の高度化および適正な施行を推進することで、特定家庭用機器の再商品化率の向上に寄与する。</p>  | 146 |
| (4) 資源の有効利用促進に係る適正化事業費(平成19年度)       | 12<br>(22再掲) | 5<br>(20再掲)  | 2   | 5   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品の回収率・再資源化率の更なる向上等のための調査検討等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>パソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率を向上させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>指定再資源化製品に関する法の施行状況の把握及び製造事業者等による適正な回収・リサイクルの確保等により、再資源化率の向上に寄与する。</p>               | 147 |
| (5) 食品リサイクル推進事業費(平成19年度)             | 15<br>(8)    | 6<br>(1)     | 9   | 3   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>食品リサイクル法の円滑な施行のための調査検討や、食品リサイクルループの形成を促進するための事業を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>食品循環資源の再生利用等実施率を向上させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>食品リサイクル法の円滑な施行を図り、また、リサイクルループの形成を促進することにより、再生利用等実施率の向上に寄与する。</p>                            | 148 |
| (6) 建設リサイクル推進事業費(平成19年度)             | 10<br>(0)    | 5<br>(4)     | 4   | 4   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>解体工事に伴い発生する廃石膏ボードに係る再資源化方策の検討等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>廃石膏ボードに係るより適正かつ効率的な再資源化方策を検討する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>廃石膏ボードの再資源化等を進めることにより建設リサイクルの推進を図り、ひいては特定建設資材の再資源化等の実施率の向上に寄与する。</p>                                | 149 |
| (7) 自動車リサイクル推進事業費(平成22年度)            | 11<br>(12)   | 9<br>(22)    | 7   | 6   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>自動車リサイクル法の円滑な施行や高度化を図るための調査検討等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>自動車破砕残さやガス発生器の再資源化率を向上させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>自動車リサイクル法の円滑な施行及び高度化を図り、再資源化率の向上に寄与する。</p>   | 150 |
| (8) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(平成25年度組み替え) | 253<br>(314) | 212<br>(186) | 206 | -   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が次世代の静脈産業メジャーとして海外展開できるよう、ビジネスモデル構築を支援する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>循環型社会ビジネス市場の規模を拡大させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>-</p>  | 142 |
| (9) 使用済小型電気電子機器リサイクル推進事業費(平成24年度)    | -            | 739<br>(189) | 453 | 7.9 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>小型家電リサイクル法の施行を受けて、いくつかの地域で小電の回収等を行う実証事業等を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt;<br/>使用済小型電子機器等の再資源化率(及び参加市町村数)を向上させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>小型家電リサイクル法の円滑な施行を図り、再資源化率(及び参加市町村数)の向上に寄与する。</p>                                      | 151 |



平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-16)

別紙1

| 施策名  | 目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)              |                      |                            |            |  | 担当部署名                 | 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部<br>廃棄物対策課 |      | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 山本昌宏  |  |
|--|--|----------------------|----------------------------|------------|--|-----------------------|----------------------------|------|--------------------|---|--|
| 施策の概要  | 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。                 |                      |                            |            |  | 政策体系上の<br>位置付け        | 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進          |      |                    |   |  |
| 達成すべき目標  | 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 |                      |                            |            |  | 目標設定の<br>考え方・根拠       | 廃棄物処理施設整備計画等               |      | 政策評価実施予定時期         | 平成26年6月   |  |
| 測定指標   | 基準値  | 基準年度                 | 目標値                        | 目標年度       | 年度ごとの目標値   |                       |                            |      |                    | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |
|  |  |                      |                            |            | 24年度   | 25年度                  | 26年度                       | 27年度 | 28年度               |   |  |
| 1 一般廃棄物の排出量(百万トン)  | 55   | H12年度                | 41                         | H32年度      | -  | -                     | -                          | 49   | -                  | 第三次循環型社会形成推進基本計画<br>※H27年度目標値は、廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針による |  |
| 2 一般廃棄物のリサイクル率(%)  | 22<br>(見込み)                                  | H24年度                | 26                         | H29年度      | -  | -                     | -                          | 24   | -                  | 廃棄物処理施設整備計画<br>※H27年度目標値は、廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針による      |  |
| 3 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)  | 6.4  | H9年度                 | 5.0                        | H27年度      | -  | -                     | -                          | 5.0  | -                  | 廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針                                   |  |
| 4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)  | 33   | H22年度                | 33                         | 当面の間       | -  | -                     | -                          | -    | -                  | 我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画  |  |
| 達成手段<br>(開始年度)   | 補正後予算額(執行額)<br>(百万円)                         |                      | 25年度<br>当初<br>予算額<br>(百万円) | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |                            |      |                    |   |  |
|  | 23年度   | 24年度                 |                            |            |  |                       |                            |      |                    |   |  |
| (1) 循環型社会形成推進交付金(公共)<br>(平成17年度)   | 41,817<br>(45,863)                           | 55,278<br>(48,124)   | 35,722                     |            | <達成手段の概要><br>・市町村等が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業の費用に交付金を交付する。<br>・効率的かつ的確な施設整備事業の実施のために必要な調査を実施する。<br>・東日本大震災等に起因する電力不足が生じている状況に鑑み、発電効率23%相当以上の「高効率ごみ発電施設」の早期整備を推進する。<br><達成手段の目標><br>3 市町村等の自主性と創意工夫を活かした総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、地域における循環型社会の形成を推進する。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進 | 161<br>復187           |                            |      |                    |   |  |
| (2) 廃棄物処理等に係る情報提供経費<br>(平成10年度)  | 19<br>(14)                                   | 11<br>(13)           | 8                          |            | <達成手段の概要><br>・廃棄物処理関係PRTR届出データ取りまとめ・支援システムの改善<br>1 廃棄物処理技術等情報提供システムの改善<br>2 廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理運営<br><達成手段の目標><br>4 循環型社会構築の促進、普及啓発等<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進   | 154                   |                            |      |                    |   |  |
| (3) 災害等廃棄物処理事業費補助金<br>(昭和49年度)   | 1,896<br>(1,868)                             | 285,231<br>(278,204) | 88,601                     | —          | <達成手段の概要><br>市町村が実施した災害廃棄物及び漂着ごみの収集・運搬・処分に係る事業に対し補助を行う。<br><達成手段の目標><br>災害等により発生した廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図る。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>一般廃棄物の適正処理の推進  | 158<br>復181           |                            |      |                    |   |  |
| (4) ダイオキシン削減対策総合推進費<br>(平成11年度)  | 5<br>(2)                                     | 5<br>(5)             | 4                          | 4          | <達成手段の概要><br>・ダイオキシン類排出実態調査<br>・一般廃棄物処理施設の技術管理者に対する講習会<br><達成手段の目標><br>4 ダイオキシン類による環境汚染の防止又はその除去等のための施設の設置又は改善<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>一般廃棄物の適正処理の推進   | 153                   |                            |      |                    |   |  |
| (5) 環境研究総合推進費補助金<br>(循環型社会形成推進科学研究費<br>補助金は平成23年度より環境研究<br>総合推進費と統合)<br>(平成13年度) | 2,304<br>(2,246)                             | 1,836<br>(1,799)     | 1,663                      |            | <達成手段の概要><br>・循環型社会形成推進研究事業(廃棄物の適正処理、循環型社会推進、科学技術水準の向上に関する研究)<br>2 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業(廃棄物の適正処理、循環型社会形成等の推進に関する実用化が見込まれ、経済性、効率性に優れた技術の開発)<br><達成手段の目標><br>4 学際的、国際的な観点から総合的に調査研究及び技術開発を推進し、もって持続可能な社会構築のための環境保全に資する。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>一般廃棄物のリサイクル、適正処理の推進  | 312                   |                            |      |                    |   |  |
| (6) 廃棄物処理施設災害復旧費補助金<br>(平成23年度)  | 16,606<br>(4,165)                            | 9,585<br>(4,946)     | 0                          | —          | <達成手段の概要><br>市町村が実施した災害により被災した一般廃棄物処理施設の復旧に係る事業に対し補助を行う。<br><達成手段の目標><br>災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設を復旧させることで、廃棄物処理体制の回復を図る。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>一般廃棄物の適正処理の推進  | 162<br>復188           |                            |      |                    |   |  |
| (7) 震災廃棄物対策指針の改訂<br>(平成24年度)   | —  | 9<br>(15)            | 7                          | —          | <達成手段の概要><br>現行指針を見直し、地方公共団体に対して、津波による被害をも想定した新たな計画策定を要請し、今後の震災に備える。<br><達成手段の目標><br>・津波を含む大規模な震災による災害廃棄物の迅速・円滑な処理を目指した計画を作成する地方公共団体を支援する。<br>・災害廃棄物等の広域的な処理・処分計画の策定率の向上を図るとともに計画内容の充実を推進する。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>一般廃棄物の適正処理の推進   | 160                   |                            |      |                    |   |  |
| (8) 廃棄物発電の高度化支援事業  | —  | —                    | 90                         |            | <達成手段の概要><br>・廃棄物発電の増強方策の検討・実証<br>・廃棄物発電における固定価格買取の円滑な実施支援<br>・地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用システム検討と導入マニュアル作成<br>1 市町村の廃棄物処理システムの合理性・効率性を確認する為のツールの導入支援<br>2 <達成手段の目標><br>廃棄物分野における資源循環、再生可能エネルギー供給を促進し、温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減を図る。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>一般廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進  | 新25-008               |                            |      |                    |   |  |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-〇〇)

別紙1

|                        |  |              |                              |             |  |                       |                    |                              |  |
|------------------------|--|--------------|------------------------------|-------------|--|-----------------------|--------------------|------------------------------|--|
| 施策名                    | 目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)               |              |                              |             | 担当部局名  | 産業廃棄物課                | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 塚本 直也                        |  |
| 施策の概要                  | 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。                 |              |                              |             | 政策体系上の位置付け   | 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進     |                    |                              |  |
| 達成すべき目標                | 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 |              |                              | 目標設定の考え方・根拠 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律   |                       | 政策評価実施予定時期         | 平成26年6月                      |  |
| 測定指標                   | 基準値<br>基準年度                                  | 目標値<br>目標年度  | 年度ごとの目標値                     |             |  |                       |                    |                              | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|                        |  |              | 25年度                         | 26年度        | 27年度   | 28年度                  | 29年度               | 32年度                         |  |
| 1 産業廃棄物の排出量(百万トン)      | 419<br>H19年度                                 | 423<br>H27年度 | -                            | -           | 423  | -                     | -                  | -                            | 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針                                   |
| 2 産業廃棄物のリサイクル率(%)      | 52<br>H19年度                                  | 53<br>H27年度  | -                            | -           | 53   | -                     | -                  | -                            | 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針                                   |
| 3 産業廃棄物の最終処分量(百万トン)    | 20<br>H19年度                                  | 13<br>H32年度  | -                            | -           | 18   | -                     | -                  | 13                           | 第三次循環型社会形成推進基本計画<br>※H27年度目標値は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針による |
| 測定指標                   | 基準<br>基準年度                                   | 目標<br>目標年度   | 施策の進捗状況(目標)                  |             |  |                       |                    | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |
|                        |  |              | 24年度                         | 25年度        | 26年度   | 27年度                  | 28年度               |                              |  |
| 3                      |  |              |                              |             |  |                       |                    |                              |  |
| 測定指標                   | 目標   |              | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |             |  |                       |                    |                              |  |
|                        | 目標年度   |              |                              |             |  |                       |                    |                              |  |
| 4                      |  |              |                              |             |  |                       |                    |                              |  |
| 達成手段<br>(開始年度)         | 補正後予算額(執行額)                                  |              | 25年度<br>当初<br>予算額            | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |                    |                              |  |
|                        | 23年度   | 24年度         |                              |             |  |                       |                    |                              |  |
| (1) 廃棄物処理システム開発費(18年度) | 11<br>(10)                                   | 14<br>(5)    | 14                           | -           | <達成手段の概要><br>・国による統一番号付与及び自治体の許可情報等を共有する活用基盤として適正かつ効率的な運用に必要な保守、更改等の拡充整備を行う。<br><達成手段の目標><br>・国及び自治体事務の効率化及び適正な行政処分の実施。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・処理業者による適正処理の確保・推進。            | 128                   |                    |                              |  |
| (2) 廃棄物処分基準等設定費(4年度)   | 94<br>(67)                                   | 68<br>(87)   | 55                           | 1.2.3       | <達成手段の概要><br>・既存の最終処分場等産業廃棄物処理施設について、環境負荷を低減するために必要な処分基準等の設定・改正に向けた調査等を行う。<br><達成手段の目標><br>・廃棄物を巡る諸条件の変化に即した、処理基準及び施設の技術上の基準等の設定<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・安心・安全な産業廃棄物最終処分場の確保。 | 129                   |                    |                              |  |

|      |                               |                    |                   |       |       |   |     |
|------|-------------------------------|--------------------|-------------------|-------|-------|---|-----|
| (3)  | 水銀廃棄物の処分に係る技術的基準の検討業務費(22年度)  | 0                  | 9<br>(11.6再掲)     | 7     | -     | <達成手段の概要><br>水銀廃棄物の最終処分技術の検討調査及びあるべき最終処分の基準の方向性について検討を行う。<br><達成手段の目標><br>・水銀廃棄物の処分方法の基準策定<br>・水銀廃棄物の処分に係るマニュアル策定<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・水銀廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現する。   | 901 |
| (4)  | 移動式廃棄物処理施設に係る基準設定検討事業(22年度)   | 16<br>(0)          | 11<br>(10)        | 6     | 1.2.3 | <達成手段の概要><br>・移動式廃棄物処理施設による課題と対応についての調査検討及び、施設基準の検討。<br><達成手段の目標><br>・移動式廃棄物処理施設の共通・個別基準の策定<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・移動式処理施設の基準を策定することによる、廃棄物リサイクルや有害廃棄物の適正処理の推進。   | 130 |
| (5)  | 産業廃棄物等処理対策推進費(23年度組み替え)       | 22<br>(14)         | 22<br>(21)        | 16    | 1.2.3 | <達成手段の概要><br>①産業廃棄物の排出実態を調査。<br>②産業廃棄物の検定方法の改正について検討を行う。<br>③環境大臣認定制度(広域、再生利用、無害化処理)の現地調査。<br>④大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の調査、検討。<br><達成手段の目標><br>①産業廃棄物の排出・処理状況のとりまとめ<br>②産業廃棄物の検定方法の改正等について検討を行う。<br>③大臣認定事業者等の認定基準の適合を担保<br>④大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の認定基準の策定<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>①新たな目標設定や公共関与による効果的な施設整備の実施にあたっての基礎資料とする。<br>②産業廃棄物の検定方法について、現状に則した見直しを行うための基礎資料を作成する。<br>③大臣の認定制度において、効率的な廃棄物の適正処理が確保されることを目指す。<br>④再生利用認定制度の対象の拡充等を図ることにより、循環型社会推進形成基本計画掲げる再生利用量の目標の達成に寄与。 | 131 |
| (6)  | 産業廃棄物処理業優良化推進事業費(22年度)        | 6<br>(1)           | 5<br>(1)          | 4     | -     | <達成手段の概要><br>・弁護士等暴力団排除の専門家を講師に招き、産廃業者、自治体等に対する講習会を開催、資料の配布等により、積極的な啓発活動を行う。<br><達成手段の目標><br>・暴力団の徹底的な排除による健全な産廃処理業界の構築<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・処理業者による適正処理の確保・推進。   | 133 |
| (7)  | ITを活用した循環型社会づくり基盤整備事業(16年度)   | 96<br>(82)         | 72<br>(68)        | 50    | -     | <達成手段の概要><br>・電子 manifests の機能強化及び、電子 manifests の普及のための説明会等を実施する。<br><達成手段の目標><br>・電子 manifests の推進を図る<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・産廃排出事業者、処理業者の情報管理及び行政の監視業務の合理化を図る。  | 135 |
| (8)  | 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業(19年度)      | 12<br>(12)         | 8<br>(7)          | 6     | -     | <達成手段の概要><br>・石綿含有廃棄物等の処理について、高度な無害化技術を有する事業者を国が認定する。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・石綿含有廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現する。   | 136 |
| (9)  | 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業(12年度)       | 755<br>(1,159)     | 1,508<br>(1,078)  | 994   | 1.2.3 | <達成手段の概要><br>・産業廃棄物の処理施設の円滑な整備を推進するため、廃棄物処理センター等による産業廃棄物のモデル的な処理施設の整備を行うもの。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・公共関与による産業廃棄物処理施設整備を促進することにより、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保することが可能となる。  | 142 |
| (10) | 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業(15年度)     | 995<br>(772)       | 775<br>(305)      | 818   | 2     | <達成手段の概要><br>・民間事業者等による廃棄物高効率熱回収施設やバイオマスエネルギー利用施設、電動式塵芥収集車の導入等を支援することにより、エネルギー起源CO2の削減を図る。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・廃棄物の減量や適正処理を確保しつつ、廃棄物エネルギー利用施設や電動式塵芥収集車の導入を促進することにより、エネルギー起源CO2の削減を図ることが可能となる。  | 316 |
| (11) | 廃棄物処理センター整備基本計画調査(3年度)        | 12<br>(15)         | 11<br>(11)        | 10    | -     | <達成手段の概要><br>・廃棄物処理センターによる廃棄物処理施設整備に係る基礎調査を実施する。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・本調査により、施設の基本構想の策定を支援することにより、廃棄物処理センターによる適正な処理を図ることが可能となる。   | 142 |
| (12) | PCB廃棄物処理に係る拠点の広域処理施設の整備(13年度) | 14,107<br>(14,107) | 11,720<br>(7,720) | 7,025 | 1.2.3 | <達成手段の概要><br>・日本環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点の広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。<br><達成手段の目標><br>・北海道増設施設の稼働<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・PCB廃棄物の拠点の広域処理施設の処理体制を確保する。   | 142 |

|                                 |                  |                  |       |   |     |
|---------------------------------|------------------|------------------|-------|---|-----|
| (13) PCB廃棄物対策推進費補助金(13年度)       | 1,500<br>(1,500) | 1,500<br>(1,500) | 1,500 | 1.2.3<br><達成手段の概要><br>・処理費用負担能力の小さい中小企業者のPCB廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行う。<br><達成手段の目標><br>・中小事業者に対する助成額の合計:約30億円<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・中小企業者等が保有するPCB廃棄物の適正な処理を確保する。  | 141 |
| (14) PCB廃棄物適正処理対策推進事業(23年度組み替え) | 97<br>(104)      | 114<br>(108)     | 146   | <達成手段の概要><br>・処理困難なPCB廃棄物の適正処理や、低濃度PCB廃棄物、PCB汚染物に関する適正な処理を推進するため、技術的な観点から調査を行う。<br><達成手段の目標><br>・実証試験評価数:8<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・多種多様なPCB廃棄物の適正処理の確保を図る。   | 137 |
| (15) 製造業者と連携した循環産業形成支援事業(25年度)  | -                | -                | 60    | <達成手段の概要><br>①製造業者、流通業者、産廃処理業者により構成されるフォーラムの開催等を行う。<br>②優良産廃処理業者に関する情報発信を行う。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>①製造業者等と産廃処理業者の連携・協働を支援し、より付加価値の高い循環利用を行う循環産業を育成する。<br>②産業廃棄物の排出事業者が多数の産廃処理業者の中から優良業者を容易に選別して処理を委託しやすい仕組みを整備する。 | 902 |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-18)

別紙1

| 施策名                       | 目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等  |       |                      |       | 担当部局名       | 適正処理・不法投棄対策室   |      |      |      | 作成責任者名<br>(※記入は任意)  |         |
|---------------------------|---|-------|----------------------|-------|-------------|--|------|------|------|---|---------|
| 施策の概要                     | 不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。   |       |                      |       | 政策体系上の位置付け  | 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進  |      |      |      |   |         |
| 達成すべき目標                   | 不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を推進する。 |       |                      |       | 目標設定の考え方・根拠 | ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)<br>○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法)<br>○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法) |      |      |      | 政策評価実施<br>予定時期  | 平成26年6月 |
| 測定指標                      | 基準値   |       | 目標値                  |       | 年度ごとの目標値    |  |      |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |         |
|                           | 基準値   | 基準年度  | 目標値                  | 目標年度  | 24年度        | 25年度   | 26年度 | 27年度 | 28年度 |   |         |
| 1 産業廃棄物の不法投棄件数            | 1,049   | H11年度 | H11年度<br>に対し概<br>ね半減 | H22年度 | -           | -  | -    | -    | -    | 不法投棄撲滅アクションプランに規定されているため。   |         |
| 2 産業廃棄物の不法投棄量(万トン)        | 43.3  | H11年度 | H11年度<br>に対し概<br>ね半減 | H22年度 | -           | -  | -    | -    | -    | 不法投棄撲滅アクションプランに規定されているため。   |         |
| 3 5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数 | -   | H11年度 | 0                    | H21年度 | -           | -  | -    | -    | -    | 不法投棄撲滅アクションプランに規定されているため。   |         |
| 4 有害廃棄物の適正な処理の確保          | -   | -     | -                    | -     | -           | -  | -    | -    | -    | 有害廃棄物は、排出の段階から処理までの間、特に注意して取り扱わなければならないもので、普通の産業廃棄物とは別に処理基準が定められ、区別されているため。       |         |
| 5 クリアランス物のトレーサビリティの確保     | -   | -     | -                    | -     | -           | -  | -    | -    | -    | 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づくクリアランス制度の厳格な運用を行うため。   |         |
| 6 放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の確保    | -   | -     | -                    | -     | -           | -  | -    | -    | -    | 東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質により汚染された廃棄物が発生し、その処理に当たっては安全面に万全を期す必要があるため。 |         |
| 7 バーゼル法輸出承認件数             | -   | -     | -                    | -     | -           | -  | -    | -    | -    | 特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。      |         |
| 8 バーゼル法輸入承認件数             | -   | -     | -                    | -     | -           | -  | -    | -    | -    | 特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、バーゼル法に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。                              |         |
| 9 廃棄物処理法輸出確認件数            | -   | -     | -                    | -     | -           | -  | -    | -    | -    | 廃棄物の適正な輸出入等の確保については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。                        |         |

|                |   |                                   |              |                    |                             |  |          |   |   |  |                       |
|----------------|---|-----------------------------------|--------------|--------------------|-----------------------------|--|----------|---|---|--|-----------------------|
| 10             | 廃棄物処理法輸入許可件数                              | -                                 | -            | -                  | -                           | -  | -        | - | - | 廃棄物の適正な輸出入等の確保については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。                           |                       |
| 11             | パーゼル法・廃掃法(輸出入関連)違反に係る告発件数                 | -                                 | -            | -                  | -                           | -  | -        | - | - | 特定有害廃棄物等の輸出入はパーゼル法により、また廃棄物の輸出入は廃棄物処理法により、それぞれ規制されており、法に違反した者には適切な対応を行っていることを確認するため。 |                       |
| 達成手段<br>(開始年度) |   | 補正後予算額(執行額)<br>23年度<br>単位:百<br>万円 |              | 24年度<br>単位:百<br>万円 | 25年度<br>当初<br>予算額<br>単位:百万円 | 関連する<br>指標   | 達成手段の概要等 |   |   |  | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |
| (1)            | 産業廃棄物不法投棄等防止ネット<br>ワーク強化事業<br>(平成17年度)    | 10<br>(9)                         | 4<br>(4)     | 4                  | 1,2,3                       | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>全国7地方環境事務所等を核とするネットワークを強化し、都道府県等との連携を確保しながら、ブロック連絡会議や、パンフレット等による啓発活動を合同で実施する。また、都道府県等向けの研修として、知識が豊富な都道府県等職員等や専門家をこうして、管内の都道府県等の担当職員に対し、現場対応、法令研究、事例研究等の研修を実施する。さらに、不法投棄等事案の現場調査やパトロール等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>地方環境事務所等を核とした関係機関によるネットワークの確率及び都道府県等と連携した立入検査等の円滑かつ効率的な実施により、産業廃棄物不法投棄の未然防止や早期解決等に資する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>都道府県と連携して、情報共有や監視体制を強化することにより、不法投棄等の未然防止等を図り、目標値の達成に寄与することができる。</p>           | 179      |   |   |  |                       |
| (2)            | 産業廃棄物不法投棄等原状回復<br>措置推進費補助金<br>(平成10年度)    | 7870<br>(7152)                    | 170<br>(170) | 200                | -                           | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>平成9年の廃棄物処理法改正法の施行日である平成10年6月17日以降に行われた不法投棄等に起因する支障の除去等の措置の円滑な実施のために、基金の造成に必要な経費を補助する。また、平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等に起因する支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し必要な経費を補助する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>平成10年6月17日以降の不法投棄等については、都道府県等が円滑に不法投棄等による支障の除去等を行えるよう基金の造成を図り、産業界からの出えんが安定的に行われるよう努めている。平成10年6月16日以前の不法投棄等については、各事業について支障の除去等が行われるよう、都道府県等における取組を促進する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>都道府県等に対し必要額を補助することにより、計画的に生活環境保全上の支障除去等を行うことができる。</p> | 178      |   |   |  |                       |
| (3)            | 産業廃棄物適正処理推進費<br>(平成10年度)                  | 145<br>(38)                       | 58<br>(32)   | 30                 | 1,2,3                       | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>専門家チームの現地への派遣による不法投棄等事案に係る現地調査・支障除去等対策の円滑かつ適正な実施の支援、不法投棄の残存件数などの網羅的な調査等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>不法投棄等の未然防止・拡大防止等を図る。また、都道府県等に対し不法投棄等の関与者への責任追及や支障除去等の手法について助言を行うことで支障除去等措置に係る公費負担を軽減させる。さらに、不法投棄等の残存事案に対する対応方針を策定する。(残存事案に対するきめ細やかな対応を行い、行政に対する国民の不信任感を払拭し、安心・安全を確保する。)</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>都道府県と連携し、情報共有や監視体制の強化等の不法投棄等の未然防止等を進めることにより、目標値の達成に寄与することができる。</p>  | 179      |   |   |  |                       |
| (4)            | 廃棄物処分基準等設定費<br>・特別管理廃棄物処理基準設定費<br>(平成4年度) | 36<br>(36)                        | 28<br>(42)   | 26                 | 4                           | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>「特別管理廃棄物」については通常の廃棄物とは別に処理基準を定めているが、次々と新たな化学物質が製造・使用されている状況において、化学物質管理に係る国際的動向等を踏まえた的確な対応を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>水銀条約化対策、有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組の推進等を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>環境中で有害性等が懸念される化学物質等の廃棄に伴うリスクを低減し、有害性が懸念される廃棄物による生活環境保全上の支障等の発生などの社会問題化の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築する。</p>  | 164      |   |   |  |                       |
| (5)            | クリアランス廃棄物対策関連費<br>(平成18年度)                | 20<br>(11)                        | 9<br>(2)     | 2                  | 5                           | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>原子力施設の解体や研究施設等から発生する放射性物質に汚染された物質のうち、放射線防護の観点から安全上問題がないクリアランスレベル以下であることが確認された「クリアランス物」については、再生利用または通常の廃棄物として処分することを可能とする「クリアランス制度」において、クリアランス物の適正かつ円滑な処理を確保する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>クリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用等をするとともに地方環境事務所による立ち入り検査の実施及びそれに伴う知識の習得・放射線測定機器の点検整備を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>クリアランス物のトレーサビリティを確保し、万一の事態への迅速かつ適切な対応を図る体制を整備することにより、クリアランス制度の社会的受容性が高まり、クリアランス制度の適正かつ円滑な運用が可能となる。</p> | 176      |   |   |  |                       |

|  |                    |                      |           |                   |  |            |
|--|--------------------|----------------------|-----------|-------------------|--|------------|
| <p>放射性物質汚染廃棄物の適正処理等調査検討事業<br/>(平成24年度)</p> | <p>—</p>           | <p>192<br/>(138)</p> | <p>55</p> | <p>6</p>          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質により汚染された廃棄物が発生しているため、その適正かつ円滑な処理を確保する。<br/>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>放射性物質に汚染された廃棄物の処理について、焼却や埋立てに伴う放射性物質の挙動に関する知見を集積し、現場のニーズに即した放射性物質の簡易測定方法等の確立を図ることで、放射性物質に汚染された廃棄物の現場における円滑な処理の実施に資するとともに、処理基準等の検討の基礎とする。<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>放射性物質に汚染された廃棄物等の測定やその測定方法の検討を行うことにより、放射性物質を含む廃棄物の適正な処理が確保され、国民の安心・安全に資することができる。</p>   | <p>196</p> |
| <p>廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費<br/>(平成13年度)</p> | <p>69<br/>(63)</p> | <p>60<br/>(77)</p>   | <p>46</p> | <p>6,7,8,9,10</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>バーゼル条約に基づく有害廃棄物等の適正な輸出入を確保するための、事業者等への国内法規制の周知徹底、不正輸出を防止する為の水際対策及び国内法の規制対象の明確化等の実施。<br/>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>国内法の規制内容の周知徹底及び廃棄物等の不正輸出防止のための水際対策の強化を行うとともに、環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方策を検討する。<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>・輸出入業者等に対し、国内外法規制度について全国各地で説明会を実施することで、効率的に法令の周知徹底を図ることができる。<br/>・廃棄物等輸出入管理システムを用いた廃棄物輸出入状況についての税関等関係者とのタイムリーな情報共有や規制対象物の明確化に資する指針等の策定により、不正輸出入防止のための水際対策の効率的実施を図ることができる。<br/>・アジア圏の循環資源の流通動向及び廃棄物処理の実態を調査し、これを基に、環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方策を展開し、規制の重点化・効率化については国際資源循環に資する。</p> | <p>177</p> |
| <p>コンピュータ機器廃棄物適正管理事業等拠出金<br/>(平成18年度)</p>  | <p>32<br/>(32)</p> | <p>29<br/>(29)</p>   | <p>30</p> | <p>—</p>          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>コンピュータ機器廃棄物及びアジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物の環境上適正な管理のための各種プロジェクト支援事業及びアジアにおける有害廃棄物等の不法輸出入防止のための国際ネットワーク(アジアネットワーク)事業等の実施。<br/>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>コンピュータ機器廃棄物等の環境上適正な管理により環境汚染・健康被害を未然防止するとともに、近隣諸国との連携強化によりアジアにおけるバーゼル条約実施能力を向上させる。<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>・国際機関であるバーゼル条約事務局が実施しているコンピュータ機器廃棄物適正管理プロジェクト等には、アジア太平洋地域の国々が広く参加していることから同プロジェクトに拠出を行うことによって、アジアの関係諸国における政策連携を効率的に図ることができ、アジア地域の国々におけるコンピュータ機器廃棄物等による環境汚染・健康被害等の問題の解決に資する。</p>  | <p>175</p> |

|   |            |          |                   |  |                |
|---|------------|----------|-------------------|--|----------------|
| <p>使用済電子機器等に係る輸出入の<br/>(9)適正化事業費<br/>(平成25年度)</p> | <p>- -</p> | <p>8</p> | <p>6.7.8.9.10</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         使用済電子機器等の不法輸出に係る疑義案件対応等に関する対応マニュアルの策定、廃棄物等輸出入輸出入管理システムの改修等、輸出入管理体制の整備。<br/>         &lt;達成手段の目標&gt;<br/>         地方環境事務所における水際対策を強化し、使用済電子機器等の不法輸出入を防止する。<br/>         &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・水際対策の強化により、バーゼル法・廃棄物処理法に基づき必要な手続きを行うよう関係事業者に促すとともに、不法輸出入を確実に監視することができる。</p> | <p>新25-021</p> |
|---|------------|----------|-------------------|--|----------------|



平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-19)

別紙1

| 施策名                               | 目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正処理                             |              |                              |             | 担当部局名  | 浄化槽推進室           | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 浄化槽推進室長<br>高澤 哲也              |                       |       |  |
|-----------------------------------|---|--------------|------------------------------|-------------|--|------------------|--------------------|-------------------------------|-----------------------|-------|--|
| 施策の概要                             | 環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる                          |              |                              |             | 政策体系上の位置付け   | 4 廃棄物・リサイクル対策の推進 |                    |                               |                       |       |  |
| 達成すべき目標                           | 中山間地域等の汚水処理施設整備として、浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。 |              |                              | 目標設定の考え方・根拠 | 浄化槽法、廃棄物処理施設整備計画   |                  | 政策評価実施予定時期         | 平成26年6月                       |                       |       |  |
| 測定指標                              | 基準値   | 目標値          | 年度ごとの目標値                     |             |  |                  |                    | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |                       |       |  |
|                                   | 基準年度  | 目標年度         | 25年度                         | 26年度        | 27年度   | 28年度             | 29年度               |                               |                       |       |  |
| 1                                 | 浄化槽処理人口普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)(%)                        | 9.0%         | 平成24年度                       | 12.0%       | 平成29年度   | -                | -                  | -                             | -                     | 12.0% | 廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月31日閣議決定)において、平成29年度までに、浄化槽処理人口普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)を、12%とすることとされているため。 |
| 2                                 |   |              |                              |             |  |                  |                    |                               |                       |       |  |
| 測定指標                              | 基準  | 目標           | 施策の進捗状況(目標)                  |             |  |                  |                    | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |                       |       |  |
|                                   | 基準年度  | 目標年度         | 24年度                         | 25年度        | 26年度   | 27年度             | 28年度               |                               |                       |       |  |
| 3                                 |   |              |                              |             |  |                  |                    |                               |                       |       |  |
| 測定指標                              | 目標  |              | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |             |  |                  |                    |                               |                       |       |  |
| 4                                 |   |              |                              |             |  |                  |                    |                               |                       |       |  |
| 達成手段<br>(開始年度)                    | 補正後予算額(執行額)<br>百万円                                      |              | 25年度<br>当初<br>予算額            | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等   |                  |                    |                               | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |       |  |
|                                   | 23年度  | 24年度         |                              |             |  |                  |                    |                               |                       |       |  |
| (1) 浄化槽指導普及事業費<br>(昭和63年度)        | 44<br>(36)  | 37<br>(28)   | 37                           | 1           | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)は、自治体において対応の度合いにばらつきがあるため、実態等を調査し、維持管理に係る制度・手法の見直しに関する検討を行う。</li> <li>・平成12年の浄化槽法改正により原則新設禁止となった単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するための有効な手法の検討を行う。</li> <li>・浄化槽整備の市町村による計画的な推進を目的に、浄化槽整備計画の策定支援を行うとともに、民間活用の普及を促進する。</li> <li>・災害時に応急仮設住宅等に導入される浄化槽について、東日本大震災の経験を活かし、施工や維持管理、有効利用の技術的検討を行う。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽整備手法の知見の普及と単独転換に関する意識啓発</li> <li>・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容</li> </ul> <p>汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が促進され、浄化槽処理人口普及率が向上する。</p> |                  |                    |                               | 181                   |       |  |
| (2) 浄化槽管理士国家試験費<br>(昭和59年度)       | 3<br>(3.3)  | 3.2<br>(3.2) | 3                            | -           | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験合格者、講習修了者からの免状交付申請書の内容を確認し、免状を作成・発送する。また、免状の記載事項に変更があった場合の書換等に対応するため、これまでに交付した浄化槽管理士の情報を台帳として整備・更新する。</li> </ul>  |                  |                    |                               | 182                   |       |  |
| (3) 浄化槽整備推進費<br>(平成16年度)          | 28<br>(6)   | 13<br>(7)    | 12                           | 1           | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・市町村の浄化槽行政担当者に対し、浄化槽の具体的な整備内容・方法や課題への取り組み等に関して、環境省調査情報の還元や自治体との情報交換等の実施を通じ、国及び自治体間での連携を高め、ネットワークを構築・情報交換を活発化させる(浄化槽行政ブロック会議)。</li> <li>・NPOとの連携により浄化槽に関する情報を提供・共有することによりネットワークの形成を促進する(浄化槽フォーラム)。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽整備手法の知見の普及と単独転換に関する意識啓発</li> <li>・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容</li> </ul> <p>汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が促進され、浄化槽処理人口普及率が向上する。</p>  |                  |                    |                               | 183                   |       |  |
| (4) し尿処理システム国際普及推進事業費<br>(平成21年度) | 16<br>(15)  | 15<br>(14)   | 14                           | -           | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の関係者へ日本のし尿処理に関する経験と技術を発信し、途上国等におけるし尿処理の課題を共有するためのネットワークを構築する。</li> <li>・各国の研究者と協同して現地に適したし尿処理技術の適応可能性調査を行う。</li> <li>・現地での指導的立場にある技術者に対して日本のし尿処理に係る法制度や技術の教育を行うとともに、現地における技術者養成プログラムの構築、実践を行う。</li> </ul> <p>・上記の取組を展開していくために、各種事例のケーススタディ、プロジェクト調査や開発の検討を連携して行うワーキングチームを構築する。</p>  |                  |                    |                               | 185                   |       |  |

平成25年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省25-20)

|  |   |   |  |                            |  |                       |
|--|---|---|--|----------------------------|--|-----------------------|
| 施策名  | 目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)  |   | 担当部局名  | 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部<br>廃棄物対策課 | 作成責任者名   | 山本 昌宏                 |
| 施策の概要                                      | 東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。  |   | 政策体系上の<br>位置付け   | 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進          |  |                       |
| 達成すべき目標                                    | 平成26年3月末までを目途に災害廃棄物の処理・処分を完了する。<br>福島県については、一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。 | 目標設定の<br>考え方・根拠                                     | 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針<br>(マスタープラン)   |                            | 政策評価実施<br>予定時期   | 平成26年6月               |
| 測定指標                                       | 目標  | 目標年度  | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |                            |  |                       |
| 1 災害廃棄物の処理・処分割合(%)                         | 100   | H25年度<br>※木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、適切な期間を設定。 | マスタープランに基づき設定。<br>ただし、福島県については、一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。 |                            |  |                       |
| 達成手段<br>(開始年度)                             | 補正後予算額(執行額)<br>(百万円)  |   | 25年度<br>当初<br>予算額<br>(百万円)   | 関連する<br>指標                 | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |
|  | 23年度  | 24年度  |  |                            |  |                       |
| (1) 災害等廃棄物処理事業費補助金                         | 664,903<br>(267,650)  | 295,842<br>(44,620)                                 | 118,366  | 1                          | 市町村が実施した東日本大震災により発生した災害廃棄物の収集・運搬・処分に係る事業に対し補助率を嵩上げて補助を行う。  | 158<br>復181           |
| (2) 災害廃棄物処理代行業                             | 4,769<br>(84)   | 20,837<br>(4,390)                                   | 6,289  | 1                          | 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、特定被災地方公共団体である市町村から要請があった場合、必要があると認められるときは、当該市町村における災害廃棄物処理事業を国が代行して行う。                                   | 186<br>復182           |
| (3) 震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業(グリーンニューディール基金) | 67,964<br>(50,877)  | 49,214<br>(21,107)                                  | 0  | 1                          | 地域における持続可能な社会の構築や雇用の創出に資する事業を実施するために造成された基金を活用し、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体である市町村が行う災害廃棄物処理事業の負担費用の軽減、その他災害廃棄物の処理の促進を行う。 | 187<br>復183           |
| (4) 災害廃棄物広域処理等支援事業                         | 0   | 198<br>(1,792)                                      | 1,911  | 1                          | 東日本大震災により生じた多量かつ多種・多様な災害廃棄物の円滑かつ早期な処理を行うため、被災地に専門家(コンサルタント等)を派遣し、当該市町村の処理事業を支援するとともに、環境省の職員と専門家が被災自治体を個別に訪問し、災害廃棄物処理に係る指導、助言を行う。             | 復184                  |
| (5) 循環型社会形成推進交付金                           | 24,547<br>(4,283)   | 18,614<br>(15,120)                                  | 8,262  | 1                          | 被災地の市町村等や広域処理により災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対して財政措置による支援を行う。   | 161<br>復187           |

| 測定指標     |    | 1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト] <p>ア. 無色のガラス製容器 イ. 茶色のガラス製容器 ウ. その他の色のガラス製容器<br/>           エ. 紙製容器包装 オ. ペットボトル カ. プラスチック製容器包装 キ. スチール製容器<br/>           ク. アルミ製容器 ケ. 段ボール製容器 コ. 飲料用紙製容器</p> 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率[%] <p>ア. 家庭用エアコン イ. ブラウン管式テレビ ウ. 液晶・プラズマテレビ エ. 冷蔵庫・冷凍庫<br/>           オ. 洗濯機・衣類乾燥機</p> 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] <p>ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業</p> 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%] <p>ア. コンクリート塊 イ. アスファルト・コンクリート塊 ウ. 建設発生木材</p> 5. 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%]           (※処理された廃棄物の重量に対する再資源化量の割合) <p>ア. デスクトップパソコン イ. ノートブックパソコン ウ. ブラウン管式表示装置<br/>           エ. 液晶式表示装置 オ. ニカド電池 カ. ニッケル水素電池 キ. リチウムイオン電池<br/>           ク. 小形制御弁式鉛蓄電池</p> 6. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] <p>ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類)</p> 7. 小型家電リサイクル法における小型家電の回収量[万ト]           8. (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)] <p>ア. 無色のガラス製容器 イ. 茶色のガラス製容器 ウ. その他の色のガラス製容器<br/>           エ. 紙製容器包装 オ. ペットボトル カ. プラスチック製容器包装 キ. スチール製容器<br/>           ク. アルミ製容器 ケ. 段ボール製容器 コ. 飲料用紙製容器</p> 9. (間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体人口(全人口に対する割合)[万人(%)] |      |      |      |      |                                  |              |  |  |
|----------|----|--|------|------|------|------|----------------------------------|--------------|--|--|
| 年度ごとの目標値 |    | 24年度   | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 目標年度                             | 目標値          |  |  |
| 指標       | 1ア | 341  | 339  | 338  | 337  | —    | 27年度                             | 337<br>(計画値) |  |  |
|          | イ  | 293  | 292  | 291  | 290  | —    |                                  | 290<br>(計画値) |  |  |
|          | ウ  | 180  | 179  | 179  | 179  | —    |                                  | 179<br>(計画値) |  |  |
|          | エ  | 130  | 133  | 137  | 139  | —    |                                  | 139<br>(計画値) |  |  |
|          | オ  | 305  | 306  | 307  | 308  | —    |                                  | 308<br>(計画値) |  |  |
|          | カ  | 818  | 846  | 857  | 866  | —    |                                  | 866<br>(計画値) |  |  |
|          | キ  | 248  | 247  | 245  | 244  | —    |                                  | 244<br>(計画値) |  |  |
|          | ク  | 141  | 141  | 141  | 141  | —    |                                  | 141<br>(計画値) |  |  |
|          | ケ  | 697  | 697  | 698  | 698  | —    |                                  | 698<br>(計画値) |  |  |
|          | コ  | 23   | 23   | 24   | 24   | —    | 24<br>(計画値)                      |              |  |  |
|          | 2ア | —  | —    | —    | —    | —    | 各年度                              | 70           |  |  |
|          | イ  | —  | —    | —    | —    | —    |                                  | 55           |  |  |
|          | ウ  | —  | —    | —    | —    | —    |                                  | 50           |  |  |
|          | エ  | —  | —    | —    | —    | —    |                                  | 60           |  |  |
|          | オ  | —  | —    | —    | —    | —    |                                  | 65           |  |  |
|          | 3ア | 85   | —    | —    | —    | —    | 24年度<br>(平成25年度以降も暫定的に平成24年度の目標) | 85           |  |  |
|          | イ  | 70   | —    | —    | —    | —    |                                  | 70           |  |  |
|          | ウ  | 45   | —    | —    | —    | —    |                                  | 45           |  |  |

|    |    |                  |                  |                  |                   |   |        |                            |
|----|----|------------------|------------------|------------------|-------------------|---|--------|----------------------------|
|    | エ  | 40               | —                | —                | —                 | — | 標値を継続) | 40                         |
|    | 4ア | —                | —                | —                | —                 | — | 22年度   | 95                         |
|    | イ  | —                | —                | —                | —                 | — |        | 95                         |
|    | ウ  | —                | —                | —                | —                 | — |        | 95                         |
|    | 5ア | —                | —                | —                | —                 | — | 各年度    | 50                         |
|    | イ  | —                | —                | —                | —                 | — |        | 20                         |
|    | ウ  | —                | —                | —                | —                 | — |        | 55                         |
|    | エ  | —                | —                | —                | —                 | — |        | 55                         |
|    | オ  | —                | —                | —                | —                 | — |        | 60                         |
|    | カ  | —                | —                | —                | —                 | — |        | 55                         |
|    | キ  | —                | —                | —                | —                 | — |        | 30                         |
|    | ク  | —                | —                | —                | —                 | — | 50     |                            |
|    | 6ア | —                | —                | —                | —                 | — | 各年度    | 50(~26年度)<br>70(27年度~)     |
|    | イ  | —                | —                | —                | —                 | — |        | 85                         |
|    | 7  | —                | —                | —                | 14<br>(21.0%)     | — | 27年度   | 14<br>(21.0%)<br>(計画値)     |
| 指標 | 8ア | 1709<br>(97.7%)  | 1714<br>(97.9%)  | 1714<br>(97.9%)  | 1719<br>(98.2%)   | — | 27年度   | 1,719<br>(98.2%)<br>(計画値)  |
|    | イ  | 1710<br>(97.7%)  | 1714<br>(97.9%)  | 1714<br>(97.9%)  | 1719<br>(98.2%)   | — |        | 1,719<br>(98.2%)<br>(計画値)  |
|    | ウ  | 1712<br>(97.8%)  | 1714<br>(97.9%)  | 1714<br>(97.9%)  | 1719<br>(98.2%)   | — |        | 1,719<br>(98.2%)<br>(計画値)  |
|    | エ  | 886<br>(50.6%)   | 897<br>(51.3%)   | 912<br>(52.1%)   | 920<br>(52.6%)    | — |        | 920<br>(52.6%)<br>(計画値)    |
|    | オ  | 1722<br>(98.4%)  | 1724<br>(98.5%)  | 1726<br>(98.6%)  | 1,730<br>(98.9%)  | — |        | 1,730<br>(98.9%)<br>(計画値)  |
|    | カ  | 1386<br>(79.2%)  | 1396<br>(79.8%)  | 1401<br>(80.1%)  | 1,411<br>(80.6%)  | — |        | 1,411<br>(80.6%)<br>(計画値)  |
|    | キ  | 1743<br>(99.6%)  | 1743<br>(99.6%)  | 1743<br>(99.6%)  | 1,743<br>(99.6%)  | — |        | 1,743<br>(99.6%)<br>(計画値)  |
|    | ク  | 1,745<br>(99.7%) | 1,745<br>(99.7%) | 1,745<br>(99.7%) | 1,745<br>(99.7%)  | — |        | 1,745<br>(99.7%)<br>(計画値)  |
|    | ケ  | 1683<br>(96.2%)  | 1683<br>(96.2%)  | 1,685<br>(96.3%) | 1,685<br>(96.3%)  | — |        | 1,685<br>(96.3%)<br>(計画値)  |
|    | コ  | 1519<br>(86.8%)  | 1520<br>(86.9%)  | 1522<br>(87.0%)  | 1,523<br>(87.0%)  | — |        | 1,523<br>(87.0%)<br>(計画値)  |
|    | 9  | —                | —                | —                | 10,000<br>(80.0%) | — | 27年度   | 10,000<br>(80.0%)<br>(計画値) |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省25-21)

| 施策名                                      | 目標5-1基盤的施策の実施及び国際的取組   |                        |                   |             | 担当部局名  | 自然環境計画課<br>野生生物課      |      | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 亀澤 玲治<br>中島 慶二 |   |
|--|--|------------------------|-------------------|-------------|--|-----------------------|------|--------------------|----------------|---|
| 施策の概要                                    | 生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。                       |                        |                   |             | 政策体系上の位置付け   | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 |      |                    |                |   |
| 達成すべき目標                                  | 生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。 |                        |                   | 目標設定の考え方・根拠 | 生物多様性国家戦略2012-2020   |                       |      | 政策評価実施予定時期         | 平成26年6月        |   |
| 測定指標                                     | 基準値  |                        | 目標値               |             | 年度ごとの目標値   |                       |      |                    |                | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |
|  | 基準年度   | 基準年度                   | 目標年度              | 目標年度        | 24年度   | 25年度                  | 26年度 | 27年度               | 28年度           |   |
| 1 「生物多様性」の認識状況                           | 30%  | 平成16年度                 | 75%               | 平成31年度      | 50%  | -                     | -    | -                  | -              | 生物多様性国家戦略2012-2020において、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の横断的・基盤的施策の一つとして「生物多様性の主流化の促進」を掲げており、その数値目標として、同測定指標を用いているため。                                     |
| 2 生物多様性地域戦略策定済自治体数                       | 18都道府県   | 平成24年度                 | 47都道府県            | 平成32年度      | -  | -                     | -    | -                  | -              | 生物多様性国家戦略2012-2020において、おおむね平成32年度までの間に重点的に取り組むべき施策の方向性を示した基本戦略の一つとして「生物多様性を社会に浸透させる」ことを掲げており、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進していく際の数値目標として、同測定指標を用いているため。 |
| 3 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[図面数/図面数] | 国土の約35%  | 平成18年度                 | 国土の約69%           | 平成25年度      | 国土の約64%  | 国土の約69%               | -    | -                  | -              | 生物多様性国家戦略2012-2020等において、国土の自然環境の基本情報図である縮尺1/2.5万植生図については、平成32年までに国土の可能な限り広い面積を整備するなど早期の全国整備を進めるとしており、今後も需要が多い地域を中心に、整備を進める必要があるため。                |
| 達成手段<br>(開始年度)                           | 補正後予算額(執行額)  |                        | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等   |                       |      |                    |                | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号   |
|  | 23年度   | 24年度                   |                   |             |  |                       |      |                    |                |   |
| (1) 熱帯林等森林保全対策調査経費<br>(平成19年度)           | 26<br>百万円<br>(25<br>百万円)   | 21百万円<br>(18百万<br>円)   | 19百万円             | -           | <達成手段の概要><br>世界の森林の保全及び持続可能な経営、砂漠化対処に関する国際的枠組の推進に向けた自然資源の保全・管理手法の検討。<br><達成手段の目標><br>世界の森林の持続可能な利用と生物多様性の保全を図るためのモデル・ガイドラインを検討すること、また、乾燥地における持続可能な牧草地管理のための住民参加による計画立案・管理モデルの検討を行うこと。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>世界の森林の保全及び持続可能な経営の推進方策の検討及び砂漠化対処手法の検討調査等を実施し、生物多様性条約、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に積極的に貢献することで、世界の森林地域及び乾燥地域における生物多様性の保全等に寄与する。  |                       |      |                    |                | 200   |
| (2) 南極地域自然環境保全対策費(平成9年度)                 | 30<br>百万円<br>(22<br>百万円)   | 23百万円<br>(16百万<br>円)   | 19百万円             | -           | <達成手段の概要><br>南極地域の環境保全に関する国際的枠組の遵守とその発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理手法の検討。<br><達成手段の目標><br>南極地域の環境実態把握モニタリングの実施、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極特別保護地区等の変更に対する国内担保措置、第41南極特別保護地区の管理計画の改定に向けた対応、南極環境保護法に基づく手続きの更なる周知徹底を行うこと。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>南極地域の保全により国際的枠組への参加を通じた地球規模の生物多様性保全に寄与する。   |                       |      |                    |                | 190   |
| (3) 国際分担金等経費(昭和54年度)                     | 4,236<br>百万円<br>(4,236<br>百万円)   | 255百万円<br>(255百万<br>円) | 277百万円            | -           | <達成手段の概要><br>・生物多様性条約事務局に長期専門家派遣し連絡調整を図るとともに、生物多様性日本基金の運営管理を通じて、愛知目標の達成に向けた取組を推進する。<br>・国連大学に拠出し、SATOYAMAイニシアティブの推進に向け国際パートナーシップの運営や広報、SATOYAMAイニシアティブを具現化する各国でのパイロットプロジェクトを行う。<br><達成手段の目標><br>・愛知目標達成に向け、各国の国家戦略の策定・改定を進めるための国際ワークショップが世界各地で開催される。<br>・SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの参加団体数を増加させる。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>・国際ワークショップの開催等により、各国の愛知目標達成に向けた取組が促進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化を図る。<br>・SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの参加団体数を増加させることで取組の裾野を広げ、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組が強化される。 |                       |      |                    |                | 189   |

|                                |                          |                      |       |   |  |     |
|--------------------------------|--------------------------|----------------------|-------|---|--|-----|
| (4) 生物多様性センター維持運営費<br>(平成10年度) | 69<br>百万円<br>(59<br>百万円) | 68百万円<br>(53百万<br>円) | 70百万円 | - | <達成手段の概要><br>生物多様性センターの維持運営に必要な施設維持管理、標本等資料の収集・保管等<br><達成手段の目標><br>適切な施設の維持・運営<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>各種具体的な施策に必要な情報の収集に寄与する。 | 192 |
|--------------------------------|--------------------------|----------------------|-------|---|--|-----|

| 達成手段<br>(開始年度)  | 補正後予算額(執行額)                |                    | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |
|---|----------------------------|--------------------|-------------------|------------|--|-----------------------|
|   | 23年度                       | 24年度               |                   |            |  |                       |
| (5) 自然環境保全基礎調査費(昭和48年度)   | 250<br>百万円<br>(248<br>百万円) | 221百万円<br>(227百万円) | 199百万円            | 3          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>1/2.5万植生図の整備、人間活動や開発等による生態系の変化状況の把握等、自然環境に関する全国的な基盤情報データを着実に蓄積</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合:国土の約69%</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>各種具体的な施策に必要な情報の収集に寄与する。</p>  | 192                   |
| (6) 地球規模生物多様性モニタリング推進事業費(平成15年度)  | 510<br>百万円<br>(475<br>百万円) | 437百万円<br>(393百万円) | 381百万円            | —          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>国内の各生態系の調査サイトにおけるモニタリングの実施、データの整理・発信。<br/>東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備、分類学能力構築のための研修の実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>モニタリングサイト1000調査の継続実施</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>各種具体的な施策に必要な情報の収集、更に、国際的枠組みへの参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全に寄与する。</p>   | 193                   |
| (7) 地球規模生物多様性情報システム整備推進費(平成6年度)   | 96<br>百万円<br>(96<br>百万円)   | 95百万円<br>(94百万円)   | 94百万円             | —          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGIS技術を用いた提供を行うなど生物多様性保全に係る情報の利活用の推進を図る。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>J-IBISの機能及び提供情報の拡充。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>各種具体的な施策に必要な情報の収集・整備・提供に寄与する。</p>   | 194                   |
| (8) 生物多様性基本施策関係経費(平成20年度)   | 47<br>百万円<br>(41<br>百万円)   | 35百万円<br>(36百万円)   | 36百万円             | —          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>・平成22年10月に開催されたCOP10で採択された愛知目標の達成に向け、平成24年9月に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020に基づき生物多様性関連施策の着実な推進を図る。<br/>・生物多様性の状況及び政府の施策に関する年次報告を作成し、国会に提出する。<br/>・生物多様性の状況等に関する評価地図を作成し、広く国民が活用しやすいよう提供する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>・平成26年3月末までに生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検を行い、第5回国別報告書を作成する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>・生物多様性国家戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画であり、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全に関する施策実施の根拠となることから、同戦略の見直しは、施策の達成すべき目標に対して直接寄与する。<br/>・年次報告は広く国民にも読まれるため、普及啓発、理解の促進につながる。<br/>・評価地図の作成は、生物多様性の状況を可視化し、自然環境保全のための政策決定に寄与する。</p>                               | 195                   |
| (9) 「国連生物多様性の10年」推進事業費(平成23年度)  | 59<br>百万円<br>(62<br>百万円)   | 21百万円<br>(18百万円)   | 21百万円             | 1          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>「国連生物多様性の10年日本委員会」を主要なセクターの参画を得て設立し、各セクターや地域における取組のサポート、セクター間の連携促進、国民的理解と参画の増進、生物多様性国家戦略改定へのインプット、他国の委員会とのネットワーク構築を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>・愛知目標の達成に向け、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域セミナーの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの作成等を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>・国連生物多様性の10年の記念事業を実施・推進することで、「生物多様性」に関する国民的な認知度向上、理解増進に寄与する。<br/>・生物多様性に関する各セクターの取組を後押しすることで、生物多様性の保全と持続的な利用を促進し、生物多様性を社会に浸透させることに寄与する。</p>   | 197                   |
| (10) 愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費(平成24年度)<br>ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費 | 96<br>百万円<br>(88<br>百万円)   | 90百万円<br>(85百万円)   | 72百万円             | —          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>・生物多様性国家戦略に掲げた名古屋議定書の締結に向けた国内措置の具体的な検討を行う。<br/>・平成24年度調査の結果を活用して業種・業界毎の目標や行動計画の策定等の検討を行うとともに、引き続き国際動向も含めた経済社会における生物多様性の主流化に関する情報を収集する。<br/>・国内の自然保護地域や自然環境保全施策により保全される生物多様性が有する経済的価値評価を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>・名古屋議定書に対応する国内措置案を策定する。<br/>・「経済社会における生物多様性の主流化」に関する情報の集約及び発信を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>・国内措置案を策定することで名古屋議定書を締結し、早期発効に貢献する。<br/>・経済社会における生物多様性の主流化に関する情報を一元的に扱うホームページで情報を作成・公開することにより、民間部門における自発的な生物多様性の取組が推進され、自然環境の保全に寄与する。<br/>・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及広報等を推進することで、生物多様性の主流化に貢献する。</p> | 198                   |

| 達成手段<br>(開始年度)                              | 補正後予算額(執行額)                |                            | 25年度<br>当初<br>予算額  | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |
|---|----------------------------|----------------------------|--------------------|------------|--|-----------------------|
|   | 23年度                       | 24年度                       |                    |            |  |                       |
| (11) アジア太平洋地域生物多様性保全<br>推進費(昭和57年度)         | 104<br>百万円<br>(99<br>百万円)  | 66百万円<br>(72百万<br>円)       | 52百万円              | —          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア・オセアニア地域において国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の活動を主導し、サンゴ礁保護区ネットワークの実現を目指す。</li> <li>・アジアの重要湿地において登録湿地数が増加するよう普及啓発活動等を実施する。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンガポールにおいて第9回ICRI東アジア地域会合を開催し、地域の意見をまとめ、ICRI総会にも出席する。</li> <li>・ラムサール情報票の更新及び登録湿地の保全及び賢明な利用の推進のための普及啓発活動等を実施する。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <p>「国際的枠組みへの参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全」に寄与する。</p> | 199                   |
| (12) 生物多様性保全活動支援事業(平<br>成20年度)(関連:環境省25-22) | —<br>(目標5-2<br>(1)に記<br>載) | —<br>(目標5-2<br>(1)に記<br>載) | —<br>(目標5-2(1)に記載) | 2          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>地方公共団体が生物多様性地域戦略の案を作成するために必要となる経費について支援する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <p>地方公共団体が本事業を活用して作成する新たな生物多様性地域戦略の案の数を、平成25年度末時点で累計23(うち都道府県は8)とする。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <p>都道府県が実施する生物多様性地域戦略の案を作成する事業は、測定指標2. の達成に直接的に寄与する。</p>   | 205                   |



平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省25-22)

|                                       |   |                        |                   |            |  |   |              |                    |                |  |
|---------------------------------------|---|------------------------|-------------------|------------|--|---|--------------|--------------------|----------------|--|
| 施策名                                   | 目標5-2自然環境の保全・再生   |                        |                   |            | 担当部局名  | 自然環境計画課<br>国立公園課  |              | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 亀澤 玲治<br>桂川 裕樹 |  |
| 施策の概要                                 | 原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。   |                        |                   |            | 政策体系上の位置付け   | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進   |              |                    |                |  |
| 達成すべき目標                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。</li> <li>・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。</li> <li>・過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。</li> <li>・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。</li> <li>・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保</li> </ul> |                        |                   |            | 目標設定の考え方・根拠  | 生物多様性国家戦略2012-2020<br>自然再生推進法<br>自然公園法<br>生物多様性地域連携促進法<br>自然環境保全法 |              | 政策評価実施予定時期         | 平成26年6月        |  |
| 測定指標                                  | 基準値   | 基準年度                   | 目標値               | 目標年度       | 年度ごとの目標値   |   |              |                    |                | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|                                       |   |                        |                   |            | 24年度   | 25年度  | 26年度         | 27年度               | 28年度           |  |
| 1 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率      | -   | -                      | 100%              | -          | 100%<br>(7地区)  | 100%<br>(3地区)   | 100%<br>(未定) | 100%<br>(未定)       | 100%<br>(未定)   | 国立・国定公園の保護管理を適正に行うため、公園区域及び公園計画について点検等の見直しを必要に応じて行っている。見直しを行う場合は、あらかじめ基本方針とスケジュールを含む見直しの計画を立てて行うこととしており、当該計画の着実な実施が目標の達成に最も寄与すると考えられる。<br>このため、当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画のうち、計画のとおり実現ができたものの数が100%となることを指標とする。 |
| 2 地域連携保全活動計画作成数                       | 0   | 平成23年度                 | 15                | 平成27年度     | 0  | 10  | 12           | 15                 | -              | 地域連携保全活動計画の作成数は、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性の保全のための活動の進捗状況を示す指標となるため。   |
| 達成手段<br>(開始年度)                        | 補正後予算額(執行額)   |                        | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要等   |   |              |                    |                | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号  |
|                                       | 23年度  | 24年度                   |                   |            |  |   |              |                    |                |  |
| (1) 生物多様性保全活動支援事業(H20年度)(関連:環境省25-21) | 245<br>百万円<br>(184<br>百万円)  | 211百万円<br>(189百万<br>円) | 191百万円            | 2          | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>生物多様性の保全上重要な地域における法定計画の作成、法定計画に基づく実証を支援。また、世界自然遺産地域における生物多様性の保全・再生に資する地域の活動を支援。</li> <li>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動の実施</li> <li>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>本達成手段は、自然再生実施計画の作成支援に加え、ラムサール条約湿地、世界自然遺産地域、自然公園といった生物多様性の保全上重要な地域の保全・再生活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献。</li> </ul>   |   |              |                    |                | 205  |
| (2) 遺産地域等貴重な自然環境保全推進費(H21年度)          | 84<br>百万円<br>(81<br>百万円)  | 92百万円<br>(91百万<br>円)   | 79百万円             | -          | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>世界自然遺産の屋久島、白神山地、知床については、植生の変化、シカの食害、外来種の影響など長期的なモニタリングを実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理を一層充実させる。<br/>平成23年度に新たに登録された小笠原諸島については、順応的な保全管理を推進するとともに、科学委員会や地域連絡会議の体制の強化等を行う。</li> <li>また、国内候補地については、世界遺産の新規登録に向けて必要な各種資料の作成を行うとともに、動植物に係る情報の整理、保全管理上の課題についての検討を行う。</li> <li>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>順応的な保全管理体制の構築(遺産地域等の適切な保全管理)</li> <li>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>最新の科学的知見に基づく保全管理体制の強化などにより、遺産地域等の保全管理の質を高めるとともに、生物多様性保全の先進地域としてのモデルを示し、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与。</li> </ul> |   |              |                    |                | 206  |
| (3) 自然再生活動推進費(H15年度)                  | 26<br>百万円<br>(26<br>百万円)  | 11百万円<br>(10百万<br>円)   | 6百万円              | -          | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>全国的なレベルで自然環境に関する専門的知識を有する学識経験者等による自然再生専門家会議を組織することにより、自然再生の技術課題の解決を図る。</li> <li>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>自然再生の技術課題の解決を行う(自然再生事業実施計画の審査)。</li> <li>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>自然再生の技術課題の解決を図ることは、全国での自然再生の推進に寄与。</li> </ul>  |   |              |                    |                | 207  |

| 達成手段<br>(開始年度)   | 補正後予算額(執行額)              |                      | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |
|--|--------------------------|----------------------|-------------------|------------|--|-----------------------|
|  | 23年度                     | 24年度                 |                   |            |  |                       |
| (4) 里地里山保全活用行動推進事業費<br>(H23年度)<br>(H22以前:SATOYAMAイニシアティブ推進事業費) | 91<br>百万円<br>(90<br>百万円) | 24百万円<br>(23百万<br>円) | 22百万円             | —          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>保全再生の取組を全国的に推進するため特徴的な取組事例の調査・分析と、その成果の発信。また、地域での自律的な保全再生を促進するため自然資源の管理・利活用方策や保全再生活動への多様な主体の参加手法について検討を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>保全活動の推進に資する効果的な情報発信と手法の構築に向けた検討の実施</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>保全活動を進めるために有効な取組事例や技術方策等の発信により、地域の活動の継続・促進が図られ、また、里地里山の自然資源の有効利活用手法や多様な主体の参加を得るための社会システムを構築することにより、地域での自律的な里地里山の保全再生に寄与。</p>  | 208                   |
| (5) 特定地域自然林保全整備事業費<br>(H4年度)                                   | 11<br>百万円<br>(11<br>百万円) | 7百万円<br>(6百万円)       | 5百万円              | —          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>世界自然遺産地域等において、モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>遺産地域等の基幹的施設の整備・更新(遺産地域等の適切な保全管理)</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行うことにより、世界自然遺産地域等の適切な保全管理を実施することができ、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与。</p>  | 219                   |
| (6) 原生的な自然環境の危機対策事業<br>(H22年度)                                 | 13<br>百万円<br>(15<br>百万円) | 7百万円<br>(7百万円)       | 5百万円              | —          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>自然環境保全地域等について、危機状況を把握するための調査を実施する。また、調査結果を分析・評価した上で、必要な対策を検討・実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等の実施(自然環境保全地域等の適切な保全管理)</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施することにより、当該地域の適切な保全管理を実施することができ、これにより自然資源の保全、生物多様性の保全の一層の促進に寄与。</p>   | 204                   |
| (7) 国立・国定公園総点検事業費(国立・国定公園新規指定等推進事業<br>(平成19年度))                | 33百万円<br>(34百万<br>円)     | 32百万円<br>(17百万<br>円) | 154百万円            | 1          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張の候補地とされた地域について、利用計画を検討して土地所有者や地域の関係者等との調整に必要な調査を行うとともに、その他の国立・国定公園についても、海域公園地区の指定を含め見直しに必要な自然環境や利用関係のデータ収集等の調査を行う。</p> <p>海洋基本法・海洋基本計画・生物多様性国家戦略・海洋生物多様性保全戦略に基づき、海洋の生物多様性保全を推進するため、保護すべき重要な海域を抽出し、海洋保護区設定の検討材料とする。また、サンゴ礁生態系保全行動計画の実施を促進する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>国立公園の新規指定又は大規模拡張の推進。海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しの推進。</p> <p>重要海域抽出のための検討会を立ち上げ、抽出方法を定め、データ収集を行い、重要海域を抽出する。サンゴ礁生態系保全行動計画の点検を実施する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>国立公園の新規指定又は大規模拡張、海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しの根拠となる自然環境や公園利用に関するデータを収集することにより、関係者の理解を得ながら調整を進めることにより、点検等の見直しが進む。</p> <p>サンゴ礁生態系を含めた海洋生物多様性に関する知見の充実と理解の促進に寄与する。</p> | 209                   |
| (8) 小笠原諸島世界遺産保全管理拠点<br>基本計画等策定費                                | —                        | 7百万円<br>(7百万円)       | 25百万円             | —          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>小笠原諸島の世界遺産としての価値を維持するため、希少種保護や外来種対策等の保全管理の推進に必要な機能を有する小笠原諸島世界遺産センター(仮称)を整備するための基本計画を策定する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>小笠原諸島世界自然遺産地域の保全管理の推進と世界遺産としての価値の維持</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>小笠原諸島への新たな外来種の侵入を防止し、希少種等を保護することで小笠原諸島の生態系を維持し、生物多様性保全の推進につなげる。</p>   | 223                   |
| (9) 生物多様性保全回復施設整備交付<br>金事業(H25年度)                              | —                        | —                    | 100百万円            | —          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>国の自然環境を代表する自然特性を有する地域と生態学的に密接な関連を有する地域で、条例等に基づき指定された保護地域その他重要な自然環境を有する地域として選定された里地里山、湿地等において、地方公共団体が行う地域の生態系の保全・回復を図るための生物の生息空間の整備事業のうち、先進的・効果的で全国的な観点から波及効果が期待される事業に対し、その工事に要する費用の一部を補助する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域に隣接するなど生態学的に密接な関連を有する地域において、地方公共団体が実施する生物多様性の保全・回復のための事業を促進することにより、地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>地域の特性を踏まえて地方公共団体が行う生物多様性の保全・回復のための事業を支援することにより地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保し、もって国土全体の生物多様性の保全・回復を促進し、愛知目標の達成、自然共生社会の実現に資する。</p>   | 新25-027               |

|   |          |          |              |   |                |
|---|----------|----------|--------------|---|----------------|
| <p>(10) 生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費(平成25年度)</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>36百万円</p> | <p>—</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ・生物多様性と生態系サービスの評価等に関する調査を実施する。<br/>         ・既存の観測データ、調査結果の収集を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>         ・生物多様性と生態系サービスの評価等に関する調査を報告書にまとめる。<br/>         ・既存の観測データ、調査結果の収集を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ・評価及び予測結果について広く広報や啓発を行うことにより、生物多様性・生態系サービスと暮らしのつながりについての理解を深め、生態系等の重要性が認識され保全や持続可能な利用に向けた取組の一層の推進を図る。<br/>         ・IPBES等に対して、科学的評価や生物多様性情報等のサブスタンスに係るインプットを積極的に行い貢献する。</p> | <p>新25-024</p> |
|---|----------|----------|--------------|---|----------------|

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

別紙1

|  |   |                    |                   |            |  |                       |             |             |             |   |         |  |
|--|---|--------------------|-------------------|------------|--|-----------------------|-------------|-------------|-------------|---|---------|--|
| 施策名  | 目標5-3野生生物の保護管理  |                    |                   |            | 担当部局名  | 野生生物課                 |             |             |             | 作成責任者名<br>(※記入は任意)  | 中島 慶二   |  |
| 施策の概要  | 希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。 |                    |                   |            | 政策体系上の位置付け   | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 |             |             |             |   |         |  |
| 達成すべき目標  | 新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。                   |                    |                   |            | 目標設定の考え方・根拠  | 種の保存法。鳥獣保護法。外来生物法。    |             |             |             | 政策評価実施予定時期  | 平成26年6月 |  |
| 測定指標   | 基準値   |                    | 目標値               |            | 年度ごとの目標値   |                       |             |             |             | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |         |  |
|  |   | 基準年度               |                   | 目標年度       | 24年度   | 25年度                  | 26年度        | 27年度        | 28年度        |   |         |  |
| 1 希少野生動植物の現状把握と保護増殖の進捗状況                       | -   | -                  | レッドリストの継続的見直し     | -          | 第4次レッドリストの公表   | レッドデータブックの作成          | レッドリストの改訂作業 | レッドリストの改訂作業 | レッドリストの改訂作業 | 希少野生動植物の保全を効果的に推進するためには、レッドリストの改訂等による定期的な現状把握を行い、その結果をもとに必要なに応じ、種の保存法に基づく種の指定や見直し等を行う必要があるため。 |         |  |
| 2 特定外来生物の国内における定着防止や防除の進捗状況(特定外来生物の防除事業の実施箇所数) | 9カ所   | 平成18年度             | 特定外来生物の防除事業の実施    | -          | 20カ所   | 20カ所                  | 20カ所        | 20カ所        | 20カ所        | 既に野外に定着し、影響を及ぼしている特定外来生物について、生態系等への影響を防止するため、防除の取組状況を指標とするもの。                                 |         |  |
| 3 野生鳥獣の保護管理の進捗状況                               | -   | -                  | 鳥獣保護制度の継続的見直し     | -          | 法の施行状況の点検  | 点検結果を踏まえた見直しの検討       | -           | -           | -           | 野生鳥獣の安定的・長期的な存続や生態系への被害防止のためには、自然的・社会的な状況に応じた鳥獣保護制度の継続的な見直しを行い、鳥獣の適切な保護管理を効果的に推進する必要があるため。    |         |  |
| 達成手段<br>(開始年度)                                 | 補正後予算額(執行額)   |                    | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |             |             |             |   |         |  |
|  | 23年度  | 24年度               |                   |            |  |                       |             |             |             |   |         |  |
| (1) 希少種保護推進費<br>(平成5年度)                        | 453百万円<br>(437百万円)  | 379百万円<br>(378百万円) | 409百万円            | 1          | <達成手段の概要><br>レッドリストの見直し、保護増殖事業の実施等の絶滅危惧種の保全に関する事業<br><達成手段の目標><br>絶滅危惧種の保全施策の実施<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>希少野生動植物の生息状況等の現状把握、保護増殖事業の実施等により種の保存に寄与。 | 227                   |             |             |             |   |         |  |
| (2) トキ生息環境保護推進協力費<br>(平成13年度)                  | 20百万円<br>(20百万円)  | 16百万円<br>(13百万円)   | 16百万円             | -          | <達成手段の概要><br>日中のトキ保護協力に関する事業<br><達成手段の目標><br>絶滅危惧種の保全施策の実施<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>中国におけるトキの生息状況等の現状把握等により、日本のトキ野生復帰の取組等に寄与。                     | 225                   |             |             |             |   |         |  |
| (3) 野生生物保護センター等維持費<br>(平成4年度)                  | 121百万円<br>(118百万円)  | 125百万円<br>(122百万円) | 125百万円            | -          | <達成手段の概要><br>野生生物保護センター、水鳥・湿地センター、世界遺産センター等維持管理<br><達成手段の目標><br>施設の適切な維持・運営<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>絶滅危惧種の調査や野生復帰、利用者への普及啓発により種の保存等に寄与。          | 237                   |             |             |             |   |         |  |
| (4) 野生生物専門家活用事業<br>(平成19年度)                    | 30百万円<br>(33百万円)  | 30百万円<br>(32百万円)   | 30百万円             | -          | <達成手段の概要><br>希少野生動植物の生息状況調査等を実施するための野生生物専門家を雇用<br><達成手段の目標><br>絶滅危惧種の保全施策の実施<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>専門家が実施する絶滅危惧種の生息状況調査等により種の保存に寄与。            | 238                   |             |             |             |   |         |  |

|      |                             |                    |                    |        |   |  |     |
|------|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------|---|--|-----|
| (5)  | 野生生物との共生推進費<br>(平成12年度)     | 15百万円<br>(13百万円)   | 9百万円(8<br>百万円)     | 7百万円   | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ジュゴンの生息状況等の把握及び保護し共生する社会づくりの検討</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>         ジュゴンの生息海域周辺での共生施策の推進</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         絶滅のおそれのあるジュゴンの生息する地域社会との共生を図り、その保全に寄与。</p>   | 229 |
| (6)  | 野生生物保護管理施設等整備費<br>(平成20年度)  | 354百万円<br>(343百万円) | 234百万円<br>(184百万円) | 48百万円  | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         希少野生動植物の保護増殖の推進、水鳥の観察等を通じた自然環境学習の推進等を図るための施設整備</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>         ツシマヤマメコ順化施設の施工</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         絶滅のおそれの最も高い種の1つであるツシマヤマメコの順化施設の整備による種の保存に寄与。</p>   | 233 |
| (7)  | ワシントン条約対策費<br>(昭和61年度)      | 9百万円<br>(10百万円)    | 8百万円(9<br>百万円)     | 7百万円   | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ワシントン条約の科学当局としての任務(①野生動植物の国際取引に際し、その取引がその種の存続を脅かすことにならないかを判断し、管理当局に助言すること、②標本の同定等、条約の適正な実施に必要な科学的知見の集積・提供等を行うこと)を遂行するため、条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的データの整備や保全状況の把握等の業務を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>         条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的データや保全状況等の把握。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標への寄与の内容&gt;<br/>         ワシントン条約締約国としての責任を遂行し、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることに寄与する。</p>  | 224 |
| (8)  | 外来生物対策費<br>(平成16年度)         | 59百万円<br>(45百万円)   | 54百万円<br>(50百万円)   | 38百万円  | 2 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ①特定外来生物等の選定作業、②外来生物全般に係る侵入・生態及び流通実態等の調査(水際における定点モニタリング調査等を含む)、③「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用等。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>         達成手段の概要の①～③の通常業務を継続する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         特定外来生物等への選定は、外来生物法に基づく規制対象の追加に資する。外来生物全般に係る調査は、海外から我が国に侵略的な外来生物が導入されること等を阻止し、また今後の防除等の対策のための基礎的情報を提供する。「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用は、外来生物法に基づき規制されている特定外来生物の飼養等の規制を担保するために必要なシステムの維持に貢献する。</p>  | 230 |
| (9)  | 外来生物対策管理事業地方事務費<br>(平成18年度) | 40百万円<br>(28百万円)   | 23百万円<br>(20百万円)   | 23百万円  | 2 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         ①外来生物法に基づく申請・届出の審査、規制内容の申請者への周知及び防除の確認・認定の諸業務を実施するために必要な派遣職員を雇用する。②水際(税関)において任意放棄された特定外来生物等の個体並びに警察及び地方公共団体から引渡された特定外来生物の個体について、引取及び処分等を行うほか、輸入業者・旅行者等への普及啓発事業を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>         ①及び②の業務を継続し、外来生物法の実効性を確保する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         外来生物法関連の諸業務を実施するために必要な派遣職員の雇用により、同法に基づく特定外来生物の飼養等の規制を担保する。また、任意放棄された特定外来生物の引取等により、特定外来生物の野外における拡散や被害を防ぐ。</p>  | 235 |
| (10) | 特定外来生物防除等推進事業費<br>(平成18年度)  | 372百万円<br>(366百万円) | 325百万円<br>(320百万円) | 419百万円 | 2 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         特定外来生物について、外来生物法第11条に基づく防除を実施するもの。①希少種の生息地域や国立公園など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域において特定外来生物の防除を行い生態系等への被害を防止するとともに、②全国的に分布し被害を発生させている特定外来生物について、各地域の行政機関、民間団体及び地域住民が連携して防除を行えるよう、防除モデル事業により防除技術や実施体制について検討を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>         ①及び②の業務を継続することにより、特定外来生物の防除の取組を推進し、特定外来生物による被害を軽減することで、外来生物法の実効性を確保する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         ①希少種の生息地域や国立公園など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域における特定外来生物の防除を自ら実施し、生息数を削減することで生態系等への被害を防止する。<br/>         ②防除モデル事業により特定外来生物の防除を自ら実施し、生態系等への被害を防止するとともに、その成果をマニュアル化して周知することで、地域における防除の推進に資する。</p> | 236 |
| (11) | 遺伝子組換え生物対策事業費<br>(平成16年度)   | 29百万円<br>(25百万円)   | 23百万円<br>(19百万円)   | 18百万円  | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         遺伝子組換え生物の使用承認に当たっての法に基づく学識経験者への意見聴取会合の開催、立入検査の実施、遺伝子組換え生物に関する情報の収集、リスク評価手法の検討、野外での遺伝子組換え生物の生育状況監視、ホームページ(J-BCH)による国民への情報提供等を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>         国内における遺伝子組換え生物の使用等の規制</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         遺伝子組換え生物の使用等の規制を行うとともに、最新の知見に基づく規制を実施するための情報収集や国民への情報提供を行い、我が国の生物多様性の確保に寄与する。</p>  | 232 |

|                                       |                   |                    |        |   |   |     |
|---------------------------------------|-------------------|--------------------|--------|---|---|-----|
| (12) 鳥獣保護基盤整備費<br>(平成10年度、一部平成19年度)   | 52百万円<br>(63百万円)  | 38百万円<br>(48百万円)   | 40百万円  | 3 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>科学的で計画的な鳥獣保護管理の推進の基礎となる情報収集等を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>情報収集等による鳥獣保護管理の基盤整備。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>鳥獣保護管理の基盤を整備することにより、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p>  | 226 |
| (13) 鳥獣保護管理強化事業費<br>(平成24年度)          | 0                 | 285百万円<br>(236百万円) | 285百万円 | 3 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>鳥獣保護管理を担う人材の確保・育成に係る人材登録事業や技術者研修、地域ぐるみの捕獲を推進するモデル事業、特定鳥獣や広域的に分布する鳥獣の保護管理の適切な推進を図るための特定計画策定に係るガイドライン検討や、広域管理の検討その他各種調査等を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成、地域ぐるみでの捕獲の推進、特定鳥獣や広域的に分布する鳥獣の保護管理の推進</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>鳥獣保護管理の担い手の確保・育成、地域ぐるみでの捕獲、特定鳥獣及び広域分布型鳥獣の保護管理等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護管理の強化に寄与する。</p> | 218 |
| (14) 野生鳥獣感染症対策事業費<br>(平成17年度)         | 98百万円<br>(115百万円) | 76百万円<br>(89百万円)   | 70百万円  | 3 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング、各種調査等の実施による危機管理体制の整備。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>通常時のサーベイランス等を適切に実施し、発生時に備える。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>野生鳥獣の感染症対策を実施することにより、国民の安全・安心な生活の確保とともに、野生鳥獣の保護管理の適正に推進に寄与する。</p>   | 231 |
| (15) 国指定鳥獣保護区対策費<br>(昭和46年度、一部平成21年度) | 49百万円<br>(58百万円)  | 27百万円<br>(26百万円)   | 27百万円  | 3 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>国指定鳥獣保護区における鳥獣の生息状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進すること等により、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p>   | 228 |
| (16) 希少野生動植物種生息地等保護区管理費<br>(平成18年度)   | 11百万円<br>(11百万円)  | 8百万円(7百万円)         | 8百万円   | — | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種及びその生息・生育環境の適切な保護管理を推進。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>生息地等保護区の適切な保護管理を推進すること等により、国内希少野生動植物種の保存に寄与する。</p>  | 234 |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省25-〇〇)

| 施策名   | 目標5-4 動物の愛護及び管理  |                  |                   |            | 担当部局名  | 動物愛護管理室   |        |        |                               | 作成責任者名<br>(※記入は任意)  | 田邊 仁    |  |
|---|--|------------------|-------------------|------------|--|---|--------|--------|-------------------------------|---|---------|--|
| 施策の概要   | 飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。 |                  |                   |            | 政策体系上の位置付け   | 5.生物多様性性の保全と自然との共生の推進                                   |        |        |                               |   |         |  |
| 達成すべき目標   | 自治体における犬及び猫の引取り数の半減、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増                              |                  |                   |            | 目標設定の考え方・根拠  | 動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号) |        |        |                               | 政策評価実施予定時期  | 平成26年6月 |  |
| 測定指標  | 基準値  |                  | 目標値               | 年度ごとの目標値   |  |   |        |        | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |         |  |
|   | 基準年度   | 目標年度             |                   | 24年度       | 25年度   | 26年度  | 27年度   | 28年度   |                               |   |         |  |
| 1 自治体における犬及び猫の引取り数の半減                                       | 418千頭  | 平成16年度           | 209千頭             | 平成29年度     | 減少傾向維持   | 減少傾向維持  | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持                        | 国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成29年度までに図られるよう努めるものとされているため。 |         |  |
| 2 犬及び猫の殺処分率の減少  | 94%  | 平成16年度           | 減少傾向維持            | 平成29年度     | 減少傾向維持   | 減少傾向維持  | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持                        | 国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成29年度までに図られるよう努めるものとされているため。 |         |  |
| 3 犬及び猫の所有明示の実施率の倍増  | 犬33%<br>猫18%   | 平成15年度           | 犬66%<br>猫36%      | 平成29年度     | 上昇傾向維持   | 上昇傾向維持  | 上昇傾向維持 | 上昇傾向維持 | 上昇傾向維持                        | 国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成29年度までに図られるよう努めるものとされているため。 |         |  |
| 達成手段<br>(開始年度)  | 補正後予算額(執行額)  |                  | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号                                   |        |        |                               |   |         |  |
|   | 23年度   | 24年度             |                   |            |  |   |        |        |                               |   |         |  |
| (1) 調査連絡事務費(平成13年度 ※総<br>理府からの移管前においては昭和<br>49年度から)         | 59百万円<br>(89百万円)   | 54百万円<br>(56百万円) | 83<br>百万円         | 1、2、3      | <達成手段の概要><br>自治体等の連絡会議の開催、動物愛護管理行政関係資料の作成、動物再飼養支援データベースの運用等<br><達成手段の目標><br>自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>自治体に収容された犬猫を、1頭でも多く元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する機会をつくることで、殺処分率の減少に寄与する。                           | 239   |        |        |                               |   |         |  |
| (2) 動物適正飼養推進・基盤強化事業<br>(平成13年度 ※総理府からの移管<br>前においては昭和52年度から) | 9百万円<br>(9百万円)   | 85百万円<br>(8百万円)  | 75<br>百万円         | 1、2、3      | <達成手段の概要><br>普及啓発、動物愛護センサス、基本指針の点検などの総合的な施策を実施<br><達成手段の目標><br>動物愛護管理施策の総合的な推進<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図るとともに、動物の取扱状況の実態等について継続的に調査及び評価を行うことで課題の着実な達成とさらなる効果的な施策の展開につなげる。                 | 239   |        |        |                               |   |         |  |
| (3) 飼養動物の安全・健康保持推進事<br>業(平成20年度)                            | 26百万円<br>(9百万円)  | 9百万円<br>(4百万円)   | 5.5<br>百万円        | 2          | <達成手段の概要><br>自治体に引き取られた犬及び猫を返還・譲渡に結びつけることが重要であることから、動物の保管及び譲渡のためのスペースの新築・改築・増築にかかると費用を補助するもの<br><達成手段の目標><br>自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>1頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する場を整備することで、殺処分率の減少に寄与する。 | 241   |        |        |                               |   |         |  |
| (4) 飼養動物の安全健康保持推進事業<br>(平成20年度)                             | 19百万円<br>(4百万円)  | 4百万円<br>(1百万円)   | 2<br>百万円          | 1          | <達成手段の概要><br>飼養動物の適切な給餌にかかる普及啓発、ペットフードの安全性等に関する情報の収集及び分析等<br><達成手段の目標><br>動物の適正飼養の推進<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。  | 240   |        |        |                               |   |         |  |
| (5) 動物愛護管理推進事業(平成18年<br>度)                                  | 10百万円<br>(7百万円)  | 8百万円<br>(5百万円)   | 5<br>百万円          | 1          | <達成手段の概要><br>逸走した危険動物への対応<br><達成手段の目標><br>動物の適正飼養の推進<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。  | 242   |        |        |                               |   |         |  |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

別紙1

| 施策名                                  | 目標5-5自然とのふれあいの推進  |                        |  |             | 担当部局名   | 自然ふれあい推進室<br>自然環境整備担当参事官室<br>国立公園課 |      |            | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 堀上 勝<br>坂本 文雄<br>桂川 裕樹   |  |
|--------------------------------------|---|------------------------|--|-------------|---|------------------------------------|------|------------|--------------------|--|--|
| 施策の概要                                | 豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。              |                        |  |             | 政策体系上の位置付け  | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進              |      |            |                    |  |  |
| 達成すべき目標                              | 安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。 |                        |  | 目標設定の考え方・根拠 | 自然公園法<br>エコツーリズム推進法<br>エコツーリズム推進基本方針<br>温泉法   |                                    |      | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月            |  |  |
| 測定指標                                 | 基準値   |                        | 目標値  |             | 年度ごとの目標値  |                                    |      |            |                    | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |
|                                      | 基準年度  | 24年度                   | 目標年度                                       | 24年度        | 25年度  | 26年度                               | 27年度 | 28年度       |                    |  |  |
| 1 自然とのふれあいの場である自然公園等の利用者の推移          | -   | -                      | -  | -           | -   | -                                  | -    | -          | -                  | 自然とのふれあいの場を提供する施策は、自然環境の保全や再生等も目的としており、客観的な指標で成果を表すことが適当でないため目標値は設定できないが、関係するデータとして公園利用者数を設定したものの。   |  |
| 2 エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想認定数           | 0   | 平成20年度                 | 6  | 平成25年度      | 3   | 6                                  | 7    | 7          | 7                  | 全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。   |  |
| 3 温泉利用の宿泊施設利用人数の推移                   | -   | -                      | -  | -           | -   | -                                  | -    | -          | -                  | 施策の必要性や適正利用を図る参考として選定したものであるが、当該施策は温泉法の適正な施行を図るための各種調査・検討を行うものであり、温泉法の目的である温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用は、利用人数の多寡のみで成果を現すことは適当でなく目標値は設定できない。 |  |
| 達成手段<br>(開始年度)                       | 補正後予算額(執行額)   |                        | 25年度<br>当初<br>予算額                          | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等  |                                    |      |            |                    | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号  |  |
|                                      | 23年度  | 24年度                   |  |             |   |                                    |      |            |                    |  |  |
| (1) 自然公園等事業費(平成6年度)                  | 9,832百万円<br>(9,332百万円)  | 9,415百万円<br>(8,422百万円) | 7,702百万円<br>※平成24年度からの繰越予算として別途7,276百万円を計上 | -           | <達成手段の概要><br>国立公園等において自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、国立公園等の保護上及び利用上重要な事業(登山道、避難小屋、木道、植生復元施設、山岳トイレ等の整備)並びに国民公園等の施設整備を実施し、維持管理を行うもの。<br><達成手段の目標><br>国立公園等における優れた自然風景地等の保護と、利用の増進を図る。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>自然公園等事業を通じて、国立公園等における優れた自然風景地等の保護と利用を図るとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。 |                                    |      |            |                    | 247  |  |
| (2) 生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業(平成23年度) | 317百万円<br>(244百万円)  | 333百万円<br>(345百万円)     | 35百万円<br>※24年度繰越予算                         | -           | <達成手段の概要><br>自然資源の保全・活用に意欲的に取り組む地域を対象に「人材育成プログラム」と「基盤づくり」を実施することで地域の雇用を創出・確保し、国内外の観光客を呼び込み、元気な地域の再生と更なる活性化につなげる。<br><達成手段の目標><br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>「人材育成プログラム」と「基盤づくり」等を通じて、自然公園の利用と保護を図るとともに、公園利用者が自然への理解を深めることで持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。                              |                                    |      |            |                    | 245  |  |
| (3) 自然生きものふれあい推進等事業(平成10年度)          | 76百万円<br>(70百万円)  | 20百万円<br>(20百万円)       | 7百万円                                       | -           | <達成手段の概要><br>自然とのふれあいの機会・情報の提供等により、自然環境保全に関する理解の深化、各種取組への意欲の増進、適正利用の促進等を図る。<br><達成手段の目標><br>自然に親しむ運動月間等重点期間を中心に自然体験プログラム情報を4000件程度情報発信し、自然とのふれあいの機会の提供を図る。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>自然とのふれあいの機会及び情報提供等は直接的に自然とのふれあいの場を提供することに寄与する。   |                                    |      |            |                    | 243  |  |
| (4) エコツーリズム総合推進事業費(平成16年度)           | 9百万円<br>(8百万円)<br>※22年度の繰越  | 30百万円<br>(27百万円)       | 22百万円                                      | -           | <達成手段の概要><br>エコツーリズム推進法に定められている国の責務である全体構想の認定、周知、技術的助言、情報収集、広報活動等を他の所管省庁と連携して実施する。<br><達成手段の目標><br>エコツーリズム推進法の基本理念に則り、エコツーリズムの推進を図る。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>エコツーリズムの推進を図ることで、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。  |                                    |      |            |                    | 244  |  |



|     |                                |                         |                                      |           |   |  |         |
|-----|--------------------------------|-------------------------|--------------------------------------|-----------|---|--|---------|
| (5) | 自然公園等利用ふれあい推進事業<br>経費(平成19年度)  | 3百万円<br>(1百万円)          | 2百万円<br>(9百万円)<br>※局内配<br>賦予算を<br>執行 | 2<br>百万円  | — | <達成手段の概要><br>公園利用者に対し、自然解説を行うとともに、公園の適正な利用について普及啓発するための体制整備を図る。<br><達成手段の目標><br>研修を通じて、自然公園指導員及びパークボランティアの自然解説技術等の向上を図る。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>自然公園指導員及びパークボランティアの活動を通じ、公園利用者に対し、自然環境保全の重要性について普及啓発するとともに、公園の適正な利用の推進に寄与する。          | 248     |
| (6) | 日本の自然を活かした地域活性化<br>推進事業        | 0                       | 0                                    | 495百万円    |   | <達成手段の概要><br>国立公園等の自然資源を活かした地域づくりに寄与し、地方経済の活性化やエコツーリズムへの支援、地方の雇用機会の創出を図る<br><達成手段の目標><br>国立公園利用者数の減少状況の改善<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>戦略的な情報発信や地域との協働による国立公園の管理・運営体制の構築や魅力ある施設整備等  | 新25-025 |
| (7) | 温泉の保護及び安全・適正利用推<br>進事業(平成18年度) | 24<br>百万円<br>(9<br>百万円) | 21<br>百万円<br>(8<br>百万円)              | 19<br>百万円 | — | <達成手段の概要><br>温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用等、温泉法の適正な施行を図るための各種調査・検討を行う。<br><達成手段の目標><br>温泉法に基づき都道府県等が行う許可の判断基準等に関連する事項を策定し、技術的助言等を実施。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>当該事業を通じて、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用を推進するとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。 | 246     |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-26)

別紙1

|                             |   |                    |             |   |  |                                     |               |      |      |   |
|-----------------------------|---|--------------------|-------------|---|--|-------------------------------------|---------------|------|------|---|
| 施策名                         | 目標5-6東日本大震災からの復旧・復興   |                    | 担当部局名       | 国立公園課<br>自然環境整備担当参事官室<br>動物愛護管理室<br>自然環境計画課<br>野生生物課鳥獣保護業務室   | 作成責任者名<br>(※記入は任意)   | 桂川裕樹<br>坂本文雄<br>田邊仁<br>亀澤怜治<br>秀田智彦 |               |      |      |   |
| 施策の概要                       | 地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備、被災ペット保護活動の支援や放射線の自然生態系への影響調査のほか、旧警戒区域における野生鳥獣の捕獲等を実施する。   |                    | 政策体系上の位置付け  | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進   |  |                                     |               |      |      |   |
| 達成すべき目標                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。</li> <li>・旧警戒区域内等に取り残されているペット(犬及び猫)の保護活動等を実施し、保護したペットは動物救護施設において適正に飼養管理を行いながら、飼い主への返還・譲渡を促進する。</li> <li>・福島第一原発事故由来の放射線が旧警戒区域内外の野生動物植物に与える影響をモニタリングし把握する。</li> <li>・旧警戒区域内において、人里への出没が増加しているイノシシ等の野生鳥獣の捕獲等を実施し、住民の帰還に向けた環境整備を図る。</li> </ul> |                    | 目標設定の考え方・根拠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)</li> <li>・三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン(平成24年5月7日 環境省)</li> <li>・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定)</li> <li>・自然公園法</li> <li>・動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)</li> <li>・環境基本計画</li> <li>・福島復興再生基本方針</li> <li>・総合モニタリング計画</li> </ul> |  | 政策評価実施予定時期                          | 平成26年6月       |      |      |   |
| 測定指標                        | 基準値   | 基準年度               | 目標値         | 目標年度  | 年度ごとの目標値   |                                     |               |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |
|                             |   |                    |             |   | 24年度   | 25年度                                | 26年度          | 27年度 | 28年度 |   |
| 1 三陸復興国立公園の拡張、公園計画の策定       | -   | -                  | -           | -   | 公園の指定・公園計画の策定  | 公園の指定・公園計画の策定                       | 公園の拡張・公園計画の策定 | -    | -    | 三陸復興国立公園の再編成は、国立公園の公園利用の推進のみならず、地域振興、利用者の安全対策、自然環境の保全・再生等を目標とするものである。<br>ただし、地域の復興と自然共生社会の実現は定量的に目標を設定することは困難であることから、現時点では公園の拡張及び公園計画の策定状況を測定指標とする。   |
| 2 陸中海岸国立公園の利用者数             | -   | -                  | -           | -   | -  | -                                   | -             | -    | -    | 三陸復興国立公園等復興事業は、地域の観光産業の復興に資することから関係するデータとして公園利用者数を設定するが、本事業は対象地が公園内の一部の区域に限られる上、安全かつ適切な公園利用の推進や自然環境の保全という面も重視した事業であり、利用者数の多寡で成果を表すことは適当でなく、目標値は設定できない。  |
| 3 旧警戒区域内等における被災ペットの保護数      | -   | -                  | -           | -   | -  | -                                   | -             | -    | -    | 旧警戒区域内等に取り残されているペットの保護活動等を実施し、保護したペットを飼い主に返還するとともに、長期間の放浪によりペットが野生化したり、繁殖により増加したりすることで、将来帰還する住民の生活環境が悪化することを防ぐことを目標とする。ただし、被災ペットの生息数を把握することは困難であることから、定量的な目標は設定できないため、旧警戒区域内等における被災ペットの保護数を参考指標とする。 |
| 達成手段(開始年度)                  | 補正後予算額(執行額)<br>23年度 : 24年度  |                    | 25年度当初予算額   | 関連する指標  | 達成手段の概要等   |                                     |               |      |      | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号   |
| 三陸復興国立公園再編成等推進(1)事業(平成23年度) | 100百万円<br>(64百万円)   | 200百万円<br>(200百万円) | 471百万円      | -   | <達成手段の概要><br>自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、エコツアー等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の具体的な取り組みを実施する。<br><達成手段の目標><br>平成26年中に三陸復興国立公園に南三陸国立公園を編入、平成27年度までにみちのく潮風トレイルの全路線決定<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>国立公園の再編成については、自然環境を活かした復興に寄与する。みちのく潮風トレイルの設定については、公園利用者の増加し、地域観光の活性化に寄与する。 |                                     |               |      |      | 復興庁 189   |

|                            |                  |  |   |   |   |                       |
|----------------------------|------------------|--|---|---|---|-----------------------|
| (2) 陸中海岸国立公園復旧等事業          | 87百万円<br>(84百万円) | 418百万円<br>(414百万円)<br>※23年度限りの事業であり、H23年度からの繰越予算 | 95百万円<br>※H24年度からの繰越予算                        | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>安全・安心の観点から津波対策等の防災機能を強化しつつ、三陸復興国立公園の利用拠点において、地震・津波によって被災した公園利用施設の復旧・再整備を行う。また、同じく被災した公園利用施設のうち軽度なものについては、修繕等による復旧を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>三陸復興国立公園における利用の回復・増進を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>当該事業を通じて、国立公園事業施設の復旧を図ることで、国立公園の利用の回復・増進に寄与する。</p>                              | 環境省 249               |
| (3) 三陸復興国立公園等復興事業          | -                | 482百万円<br>(353百万円)                               | 2,094百万円<br>※平成24年度からの繰越予算として別途618百万円が計上されている | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>安全・安心の観点から津波対策等の防災機能を強化しつつ、国立公園の集団施設地区、歩道等及び東北太平洋岸自然歩道の利用拠点等において、被災した既存利用施設の復旧整備や、観光地の再生に資する復興のための整備を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>三陸復興国立公園(平成25年度指定)における利用の回復・増進を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>当該事業を通じて、国立公園事業施設の復旧・復興を図ることで、国立公園の利用の回復・増進に寄与する。</p>                              | 環境省 240               |
| (4) 旧警戒区域内等における被災ペット保護活動事業 | -                | 100百万円<br>(98百万円)                                | 32百万円   | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>旧警戒区域内等に取り残された被災ペットの保護活動を行うとともに、保護したペットは専門スタッフによる適正な飼養管理を実施しながら、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>旧警戒区域内等に取り残された被災ペットの保護及び飼い主への返還、新たな飼い主への譲渡の促進</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>保護活動等を実施し、保護したペットを動物救護施設で飼養管理することにより、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡の推進及び将来帰還する住民の生活環境の悪化の防止に寄与する。</p> | 復興庁 193<br>環境省 18     |
| (5) 放射線による自然生態系への影響調査費     | -                | -  | 61百万円   | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>旧警戒区域内外において、指標種となる野生動植物を採取し、外部形態の観察、試料の放射性核種濃度の測定、被ばく線量率の推定を行うほか、他の研究者・研究機関との協力及び意見交換を通じ、放射線の直接的な影響を把握する。また、立入りが制限される区域において、人間活動の低下が自然環境にもたらす影響を把握する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>モニタリングの長期継続により、自然生態系の中の放射性物質の推移や野生動植物への長期的な影響を把握する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>野生動植物への放射線影響の把握</p>  | 復興庁 新25-054           |
| (6) 旧警戒区域における鳥獣捕獲等緊急対策事業   | -                | -  | 30百万円   | - | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>旧警戒区域内において、イノシシ等野生鳥獣の捕獲等を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>旧警戒区域内の野生鳥獣の生息状況を把握し、効率的かつ安全な方法で捕獲等を実施することにより、個体数の削減と被害の軽減を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>野生鳥獣による農業被害や生活環境被害等の軽減を図ることによって、住民の帰還に向けた環境整備の円滑な実施に寄与する。</p>  | 復興庁 新25-056<br>環境省 26 |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

| 施策名  | 目標6-1 環境リスクの評価  |              |                   |            | 担当部局名   | 環境安全課<br>環境リスク評価室  |         | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 上田 康治<br>長坂 雄一 |   |
|--|---|--------------|-------------------|------------|---|--|---------|--------------------|----------------|---|
| 施策の概要  | 化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価   |              |                   |            | 政策体系上の位置付け  | 6. 化学物質対策の推進   |         |                    |                |   |
| 達成すべき目標  | <ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。</li> <li>化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。</li> <li>子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。</li> </ul> |              |                   |            | 目標設定の考え方・根拠   | 化学物質環境実態調査推進検討会。化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会。中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会。子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画。 |         |                    | 政策評価実施予定時期     | 平成26年6月   |
| 測定指標   | 基準値   |              | 目標値               |            | 年度ごとの目標値  |  |         |                    |                | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |
|  | 基準年度  | 基準年度         | 目標年度              | 目標年度       | 24年度  | 25年度   | 26年度    | 27年度               | 28年度           |   |
| 1 化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数                        | -   | -            | -                 | -          | 115   | 96   | -       | -                  | -              | 化学物質環境実態調査推進検討会において、化学物質対策に係る関係各課室からの要望物質に基づき化学物質環境実態調査を行う物質数・媒体数については、毎年度選定することとされたため。なお、調査物質等は毎年度省内関係各課室から要望を聴取し決定しているため、26年度以降は未定。   |
| 2 環境リスク初期評価実施物質数                               | 57  | H16年度        | 14                | H25年度      | 19  | 14   | -       | -                  | -              | 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において、環境リスク初期評価実施物質数を毎年度更新することとされているため。  |
| 3 子どもの健康と環境に関する全国調査の参加者(親子)数(累積)               | -   | -            | -                 | -          | 74,000  | 100,000  | 100,000 | 100,000            | 100,000        | 子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画に基づき、10万組の親子を対象とし、リクルート3年間、追跡調査13年間にわたる大規模疫学調査を実施する。   |
| 4 化学物質の内分泌かく乱作用に関する試験方法及び評価方法の確立、並びに評価の実施      | -   | -            | -                 | -          | -   | -  | -       | -                  | -              | 当事業において、これまでに開発した試験法をOECDでテストガイドライン化し、平成22年からは、EXTEND2010に沿って、化学物質の選定、個別の物質の試験を実施しており、今後はこの試験結果等を踏まえ、各物質の評価を進めることとしている。そのための情報収集及び調査研究について、目標を数値化して設定し、あるいは事後評価が可能な定性的目標を設定し、評価することは現時点で困難。 |
| 達成手段<br>(開始年度)                                 | 補正後予算額(執行額)   |              | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要等  | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号  |         |                    |                |   |
|  | 23年度  | 24年度         |                   |            |   |  |         |                    |                |   |
| 化学物質環境実態調査費<br>(1) (関連:24-41)<br>(昭和49年度)      | 398<br>(367)  | 272<br>(244) | 312               | 1          | <達成手段の概要><br>一般環境中の化学物質による汚染状況を具体的に把握するため、化学物質対策関連部署の要望に基づき毎年異なる物質を選定し、調査に必要な分析法の開発、及び地方公共団体への試料採取などの委託により、全国規模での環境調査を実施するとともに、環境残留性が高く環境残留実態の推移の監視が必要な物質については経年的な調査を実施する。<br><達成手段の目標(25年度)><br>96物質数・媒体数の分析<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>一般環境中の化学物質による汚染状況を具体的に把握する。 | 255  |         |                    |                |   |
| 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業(関連:24-41)<br>(平成19年度) | 345   | 234          | 199               | 2          | <達成手段の概要><br>化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。<br><達成手段の目標(25年度)><br>必要な調査研究や試験法の開発等の進展<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。   | 253  |         |                    |                |   |

|  |                      |                          |              |          |   |            |
|--|----------------------|--------------------------|--------------|----------|---|------------|
| <p>(3) 微量化学物質健康影響評価等調査費<br/>(平成8年度)</p>                | <p>16</p>            | <p>11</p>                | <p>10</p>    | <p>-</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> 微量な化学物質と健康影響等との関連性についての知見の収集・分析を行うとともに、個体間の遺伝学的な差異にも着目しながら化学物質が及ぼす健康影響についての評価方法及びメカニズム解明方法等についての検討を行う。<br/> &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/> 遺伝学的な個体差や症状等に着眼して、微量な化学物質による健康影響について評価検討を行う<br/> &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> 化学物質が及ぼす健康影響についての評価、メカニズムの解明</p> | <p>250</p> |
| <p>(4) 化学物質環境リスク初期評価推進費<br/>(平成9年度)</p>                | <p>118<br/>(114)</p> | <p>80<br/>(77)</p>       | <p>79</p>    |          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> 環境リスク初期評価を実施する。<br/> &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/> 環境リスク初期評価手法の見直しを併せて行うため、環境リスク初期評価実施物質数を前年度比下方修正し14物質とする。<br/> &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に環境リスク初期評価を実施する。</p>   | <p>251</p> |
| <p>子どもの健康と環境に関する全国調査<br/>(5) (エコチル調査)<br/>(平成14年度)</p> | <p>96<br/>(93)</p>   | <p>3,014<br/>(2,867)</p> | <p>3,721</p> |          | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/> 全国で10万組の参加者(親子)を募集・登録し、追跡調査を実施する。<br/> &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/> 100,000組の参加者(親子)の登録<br/> &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/> より精緻で大規模な疫学調査を実施する。</p>   | <p>252</p> |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-〇〇)

| 施策名   | 目標6-2 環境リスクの管理   |            |                   |            | 担当部局名  | 環境安全課<br>環境リスク評価室<br>化学物質審査室                 | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 上田 康治<br>長坂 雄一<br>瀬川 恵子 |         |  |
|---|--|------------|-------------------|------------|--|--|--------------------|-------------------------|---------|--|
| 施策の概要                                       | 化学物質審査規制法(以下、化審法という)に基づく、化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下、化管法という)に基づくPRTRデータを円滑に集計・公表、活用することにより、PRTRデータ等を活用したリスクコミュニケーションの推進を図り、もって環境リスクを低減し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。 |            |                   |            | 政策体系上の位置付け   | 6. 化学物質対策の推進                                 |                    |                         |         |  |
| 達成すべき目標                                     | 化学物質について化審法に基づき、リスク評価を実施し、我が国の化学物質管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。   |            |                   |            | 目標設定の考え方・根拠  | 化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度 |                    | 政策評価実施予定時期              | 平成26年6月 |  |
| 測定指標  | 基準値  |            | 目標値               |            | 年度ごとの目標値   |  |                    |                         |         | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|   | 基準年度   | 目標年度       | 24年度              | 25年度       | 26年度   | 27年度   | 28年度               |                         |         |  |
| 1 化学物質ファクトシートの作成・更新数(累計)                    | -  | -          | -                 | -          | 20   | -  | -                  | -                       | -       | 化学物質に関する情報は専門的で理解が難しいことから、化管法第17条第4項に基づき、PRTR対象物質について、専門家以外でもわかりやすい情報に整理した化学物質ファクトシートを作成または更新し、WEB上での情報提供を行う。                      |
| 2 化学物質アドバイザーの派遣数                            | -  | -          | -                 | -          | 36   | -  | -                  | -                       | -       | 化管法第17条第4項及び第5項に基づき、PRTRデータ等について国民の理解を深める。   |
| 3 ダイオキシン類の1日摂取量 (pg/kg/day)                 | 4  | -          | 4以下               | -          | 4以下  | 4以下  | 4以下                | 4以下                     | 4以下     | 「ダイオキシン類対策特別措置法」において、「国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容1日摂取量は、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下で政令で定める値とする」とされている。                           |
| 4 PRTR対象物質の環境への総排出量(継続物質:トン)                | -  | -          | -                 | -          | -  | -  | -                  | -                       | -       | 化管法のPRTR制度により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進を通じて、環境の保全上の支障を未然に防止するため。   |
| 5 (スクリーニング評価実施物質数/スクリーニング評価対象物質数)×100       | -  | -          | 100%              | -          | 100  | 100  | 100                | 100                     | 100     | 平成23年4月に改正法が全面施行した化審法において、製造・輸入数量10t以上の全ての一般化学物質を対象に、スクリーニング評価をして優先評価化学物質を指定をした上で、段階的に情報収集を求め、国がリスク評価を行う効果的、効率的な体系を導入することとなっているため。 |
| 達成手段<br>(開始年度)                              | 補正後予算額(執行額)  |            | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号                        |                    |                         |         |  |
|   | 23年度   | 24年度       |                   |            |  |  |                    |                         |         |  |
| (1) PRTR制度運用・データ活用事業<br>(平成11年度)            | 123  | 94         | 93                | 1, 3       | <達成手段の概要><br>化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。<br><達成手段の目標(25年度)><br>化学物質ファクトシート作成・更新物質数20<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用することにより、関係者の自主的な取組を促進し、PRTR対象化学物質の環境中への排出量を削減するために寄与する。 | 256  |                    |                         |         |  |
| (2) 地域での化学物質の環境リスク低減支援(関連24-41)<br>(平成23年度) | 16   | 7          | 12                | 2          | <達成手段の概要><br>地域における環境リスク削減をより効果的に進めるために、PRTRデータや各種統計情報を利用した地域の環境リスクに関する情報を地域ごとに示すツール(リスク解析支援ツール)の開発を行うとともに、化学物質アドバイザーによるリスクコミュニケーションを通じて各地域ごとの対策の検討・対策の実施を支援する。<br><達成手段の目標(25年度)><br>化学物質アドバイザー派遣数36回以上<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>地域住民のリスクコミュニケーションを促進する。   | 新25-028                                      |                    |                         |         |  |
| (3) ダイオキシン類総合調査費<br>(平成10年度)                | 116<br>(116)   | 43<br>(43) | 107               | 3          | <達成手段の概要><br>各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。<br><達成手段の目標(25年度)><br>ダイオキシン類の1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>各種モニタリング調査のデータを収集・解析することにより、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計する。   | 257  |                    |                         |         |  |
| (4) 化学物質審査等事務<br>(平成24年度)                   | 16<br>(15)   | 14         | 13                | 5          | <達成手段の概要><br>事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。<br><達成手段の目標(24年度)><br>製造・輸入数量10t以上の全ての一般化学物質を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。  | 258  |                    |                         |         |  |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

| 施策名            | 目標6-3 国際協調による取組  |      |                   |             | 担当部局名   | 環境安全課  |      |      |            | 作成責任者名<br>(※記入は任意)            | 上田 康治   |  |
|----------------|--|------|-------------------|-------------|---|--|------|------|------------|-------------------------------|---|--|
| 施策の概要          | POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や、2013年10月に採択予定の水銀に関する水俣条約などの化学物質関連条約について、関連する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模での環境汚染の防止の取り組みを推進する。                      |      |                   |             | 政策体系上の位置付け  | 6. 化学物質対策の推進   |      |      |            |                               |   |  |
| 達成すべき目標        | POPs条約や水銀に関する水俣条約等の化学物質関連条約に関する施策を推進する。また、OECDやUNEP等の国際機関にむけて、我が国からの情報発信等を行い連携を図るとともに、GHS等を通じた化学物質に関するリスク情報の整備を図る。東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染防止の取り組みを推進する。 |      |                   | 目標設定の考え方・根拠 | POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や水銀に関する水俣条約等の化学物質関係の各条約 |  |      |      | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月                       |   |  |
| 測定指標           | 基準値  |      | 目標値               |             | 年度ごとの目標値  |  |      |      |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |  |
|                | 基準年度   | 25年度 | 25年度              | 25年度        | 24年度  | 25年度   | 26年度 | 27年度 | 28年度       |                               |   |  |
| 1              | GHSに基づく環境有害性分類を新規に実施した分類物質数  | -    | -                 | 160         | 25年度  | 190  | 160  | 160  | 160        | 160                           | 既分類物質数の増加が、化学物質の環境に対する有害性情報の充実につながるため。目標値は、平成24年度執行額に対する平成25年度予算額の割合(90%)と平成24年度の分類物質数(180物質)を踏まえ設定したものの。 |  |
| 2              | 化学物質に関する国際的プロジェクト等への貢献、連携の進捗状況   | -    | -                 | -           | -   | -  | -    | -    | -          | -                             | 地球規模での有害物質による汚染の防止のために国際的な協調のもと取組を進めていく必要があるため。   |  |
| 3              | アジア太平洋地域における物質管理等の進捗状況   | -    | -                 | -           | -   | -  | -    | -    | -          | -                             | 今後化学物質の消費がますます増加すると考えられるアジア太平洋地域において、我が国の技術、知見を活かした貢献を進めていく必要があるため。                                       |  |
| 達成手段<br>(開始年度) | 補正後予算額(執行額)  |      | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等  | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号  |      |      |            |                               |   |  |
|                | 23年度   | 24年度 |                   |             |   |  |      |      |            |                               |   |  |
| (1)            | 国際分担金等経費<br>(平成10年度)   | 24   | 19                | 20          | 2   | <達成手段の概要><br>POPs条約締約国が義務的に負担するPOPs条約拠出金を拠出する。また、化学物質の評価手法等の国際標準等を開発しているOECD環境保健安全プログラムに対し分担金の拠出を行う。<br><達成手段の目標(25年度)><br>適切な資金拠出の実施<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>POPsによる環境リスクの削減及び化学物質の安全性に関する国際的な評価手法の開発等のプロジェクトに資する。  | 259  |      |            |                               |   |  |
| (2)            | POPs(残留性有機汚染物質)条約<br>総合推進費<br>(平成13年度)   | 196  | 156               | 139         | 3   | <達成手段の概要><br>POPs条約における新たな条約対象物質の追加等、条約の動向に対して我が国として適切に対応していくため、総合的な対応を行う。また、平成24年8月に改定した国内実施計画に基づき、環境中におけるPOPsの残留状況をより正確に把握していく。<br><達成手段の目標(25年度)><br>119地点で採取した試料について、POPs条約対象物質及び候補物質11物質群を分析<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>国際的な取組として、条約第16条の有効性評価に資するため、東アジア地域におけるPOPsモニタリング体制の構築に寄与していく。 | 260  |      |            |                               |   |  |

|  |    |    |     |     |  |     |
|--|----|----|-----|-----|--|-----|
| 水銀対策に関する国際及び国内戦略の検討(関連:24-41)<br>(平成19年度)              | 23 | 41 | 52  | 2   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>水銀に関する水俣条約の批准に向けた検討を行う。また、途上国の批准を促進するための支援策について検討する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>水銀に関する水俣条約外交会議での条約への署名条約の発効に向けた我が国及び途上国での条約批准の推進</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>国際的な水銀対策の推進に資する。</p>  | 253 |
| 我が国における水銀等の高精度の環境監視(関連:24-41)<br>(平成19年度)              | 14 | 11 | 11  | 2   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>我が国における水銀等有害金属の大気中バックグラウンド濃度を測定するとともに、過去の測定結果の整理・分析結果の公表を実施する。また国際的な水銀等有害金属のモニタリングネットワークへの参加を検討する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>環境中における水銀等のバックグラウンド濃度の監視</p> <p>水銀に関する水俣条約外交会議にむけ、H24年度観測結果の適切な時期における公表</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>国際的な水銀対策の推進に資する。</p>   | 253 |
| アジア太平洋地域における将来濃度予測(関連:24-41)<br>(平成19年度)               | 13 | 12 | 12  | 3   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>東アジア地域等における水銀等有害金属の長距離移動特性のモデル予測を通じ、同地域等における水銀等有害金属の排出量推計を行うことにより、排出削減対策の効果を予測する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>モデル予測の精緻化</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>今後の国際交渉やアジア太平洋地域における適切な排出削減対策の検討に資する。</p>   | 253 |
| (6)水銀条約外交会議開催経費  | 0  | 0  | 399 | 2   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>平成25年10月に開催される水銀に関する水俣条約外交会議を開催する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>外交会議の運営計画の策定及び会議の円滑な運営</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>国際的な水銀対策の推進に資する。</p>  | 253 |
| (8)化学物質国際動向対応業務(H23:SAICM国内実施計画に係る検討等調査業務)<br>(平成21年度) | 18 | 13 | 14  | 2.3 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>H24年度に策定されたSAICM国内実施計画の着実な進捗管理に向けた、進捗状況把握のための指標の検討を実施するとともに、国際機関等における議論へ発信し国際的なSAICMの取組の推進に資する。また、化学物質と環境に関する政策対話を実施し、多様な主体による化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの参加と円滑な議論の推進を図る。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>SAICM国内実施計画の進捗把握に係る指標の検討</p> <p>「化学物質と環境に関する政策対話」の実施</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>国際的な化学物質管理施策の推進に資する。</p>                     | 261 |
| (9)ナノ材料の環境影響未然防止方策検討事業(関連:24-41)<br>(平成19年度)           | 23 | 16 | 16  | 2   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>OECD等において安全性に関する取組が進んでいるものの、未だ知見が十分ではないナノ材料について、環境中におけるナノ材料の飛散状況の把握手法の有効性評価に関する実証試験を行う。また、生態毒性や環境ばく露に関する国内外の動向を把握し、知見を収集するとともに、ナノ材料の暴露経路の特定を行いナノの環境中挙動の把握のために必要な環境中ナノ材料の濃度測定地点の特定を進める。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>環境中におけるナノ材料飛散状況の把握手法に関する実証試験の実施及び測定手法確立のための検討の実施</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>適切なナノ材料の環境リスク評価方法の確立に資する。</p> | 253 |
| (11)化学物質の有害性分類・ラベル調査及びラベル情報の提供<br>(平成21年度)             | 7  | 5  | 4   | 1   | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>GHSによる有害危険性分類が行われていない物質について、環境に対する有害危険性に係る分類を実施する。また、分類基準の見直し等があった既分類の物質について分類結果を見直す。</p> <p>&lt;達成手段の目標(25年度)&gt;<br/>160物質について環境危険有害性に係るGHS分を新規に実施</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>適切な化学物質管理に資する。</p>  | 261 |



平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

| 施策名                          | 目標6-4 国内における毒ガス弾等対策                       |          |                   |             | 担当部局名   | 環境リスク評価室              | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 長坂 雄一 |      |  |
|------------------------------|---|----------|-------------------|-------------|---|-----------------------|--------------------|-------|------|--|
| 施策の概要                        | 平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。 |          |                   |             | 政策体系上の位置付け  | 6. 化学物質対策の推進          |                    |       |      |  |
| 達成すべき目標                      | 平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。 |          |                   | 目標設定の考え方・根拠 | 国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について(平成15年12月16日閣議決定)   | 政策評価実施予定時期            | 平成26年6月            |       |      |  |
| 測定指標                         | 基準値                                       |          | 目標値               |             | 年度ごとの目標値  |                       |                    |       |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠                                    |
|                              | 基準年度                                      | 基準年度     | 目標年度              | 目標年度        | 24年度  | 25年度                  | 26年度               | 27年度  | 28年度 |  |
| 1 A事案区域における環境調査等件数           | -   | -        | -                 | -           | -   | -                     | -                  | -     | -    | 旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。<br>地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。 |
| 2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業) | -   | -        | -                 | -           | -   | -                     | -                  | -     | -    | 健康被害者対策の規模を示す指標として設定。<br>医療手帳は新規交付や返還を行うものではないため、目標値の設定は困難。      |
| 達成手段<br>(開始年度)               | 補正後予算額(執行額)                               |          | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等  | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |                    |       |      |  |
|                              | 23年度                                      | 24年度     |                   |             |   |                       |                    |       |      |  |
| (1) A事案における環境調査等(平成15年度)     | 61(3.6)                                   | 60(6)    | 62                | 1           | <達成手段の概要><br>A事案区域等において環境調査等を行う。<br><達成手段の目標><br>地下水調査、土壌調査、物理探査、土地改変時における安全確認調査等を実施し、もって、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止に資する。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>旧軍毒ガス弾等による被害を未然に防止することにより、国民の安全・安心を確保する。 | 262                   |                    |       |      |  |
| (2) 健康に関する調査研究(平成15年度)       | 369.5(357)                                | 138(130) | 138               | 2           | <達成手段の概要><br>茨城県神栖市において発生している健康被害について、調査研究を実施する。<br><達成手段の目標><br>これまでの研究成果による知見の集積を元に、適切に研究内容を見直しつつ実施していく。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>有機ヒ素化合物症における症候及び病態の解明を図り、調査対象者の健康不安の解消等に資する。   | 262                   |                    |       |      |  |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-31)

| 施策名                                     | 目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)   |                  |                   |             | 担当部局名  | 環境保健部企画課<br>保健業務室     |      | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 早水 輝好<br>近藤 恵美子 |  |
|---|---|------------------|-------------------|-------------|--|-----------------------|------|--------------------|-----------------|--|
| 施策の概要                                   | 公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。 |                  |                   |             | 政策体系上の位置付け   | 7. 環境保健対策の推進          |      |                    |                 |  |
| 達成すべき目標                                 | 公健法に基づき公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。  |                  |                   | 目標設定の考え方・根拠 | 公害健康被害の補償等に関する法律   |                       |      | 政策評価実施予定時期         | 平成26年6月         |  |
| 測定指標                                    | 基準値   | 基準年度             | 目標値               | 目標年度        | 年度ごとの目標値   |                       |      |                    |                 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|   |   |                  |                   |             | 24年度   | 25年度                  | 26年度 | 27年度               | 28年度            |  |
| 1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況                   | -   | -                | -                 | -           | -  | -                     | -    | -                  | -               | 事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。 |
| 2 健康被害予防事業等の進捗状況                        | -   | -                | -                 | -           | -  | -                     | -    | -                  | -               | 大気汚染等の影響によるぜん息等の健康被害者の健康を回復し、地域住民への健康被害を予防する。  |
| 3 公害保健福祉事業の進捗状況                         | -   | -                | -                 | -           | -  | -                     | -    | -                  | -               | 大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行うことにより、被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。                             |
| 4 環境保健対策基礎調査及び公害健康被害補償基礎調査の実施状況         | -   | -                | -                 | -           | -  | -                     | -    | -                  | -               | 中公審答申及び附帯決議で要求された事業を遂行し、公健法で規定されている事務の適正な実施状況を把握する。                                    |
| 達成手段<br>(開始年度)                          | 補正後予算額(執行額)   |                  | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |      |                    |                 |  |
|   | 23年度  | 24年度             |                   |             |  |                       |      |                    |                 |  |
| 公害健康被害補償給付支給事務<br>(1) 費交付金<br>(昭和49年度)  | 1,159<br>(1,159)  | 1,105<br>(1,105) | 1,087             | 1           | <達成手段の概要><br>大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償。<br><達成手段の目標><br>健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付。 | 266                   |      |                    |                 |  |
| 自立支援型公害健康被害予防事業<br>(2) 業補助金<br>(平成20年度) | 200<br>(200)  | 200<br>(200)     | 200               | 2           | <達成手段の概要><br>地域住民の大気汚染による健康被害を予防するための総合的な環境保健施策。<br><達成手段の目標><br>地域住民の大気汚染によるぜん息等の健康被害の予防や健康回復をはかる。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>ぜん息患者等が日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防、健康回復等を行うことを支援するために補助金を交付。   | 269                   |      |                    |                 |  |
| 公害保健福祉事業助成費<br>(3) (昭和49年度)             | 58(35)  | 51(33)           | 50                | 3           | <達成手段の概要><br>大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行う。<br><達成手段の目標><br>被害者の適切な保護及び健康の確保<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>独立行政法人環境再生保全機構が納付金を納付する事業を交付の対象とし、補助を行う。   | 267                   |      |                    |                 |  |

|   |          |          |     |   |  |     |
|---|----------|----------|-----|---|--|-----|
| (3) 環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)<br>(平成8年度)                  | 161(138) | 160(137) | 156 | 4 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         中公審査申及び附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められているため、当該調査を維持継続する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>         滞りなく実施する</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         確立された調査方法に基づいて確実に実施する。</p>   | 265 |
| (4) 公害健康被害補償基礎調査費<br>(昭和51年度)                           | 11(10)   | 11(10)   | 11  | 4 | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         各自治体における審査状況を点検しつつ、療養給付の実態把握し、とりまとめたものを各自治体へ還元することにより、不正請求の未然防止や早期発見に資する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>         滞りなく実施する</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う診療報酬の審査及び支払い状況について、1ヶ月分を抽出して確認し、その状況を集計してまとめる。</p> | 268 |
| (5) イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究(再掲:25-41)<br>(平成13年度)   | 37(31)   | 34(30)   | 34  | — | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>         今後のイタイイタイ病対策に必要な科学的知見を幅広く収集する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         イタイイタイ病認定審査の促進、紛争の解決を図る。</p>  | 271 |
| (6) イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査(再掲:25-41)<br>(昭和47年度) | 64(33)   | 39(21)   | 38  | — | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>         カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康影響を把握する。また環境被害を克服してきた歴史を継承する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;<br/>         汚染地域住民の健康上の問題の軽減、解消。イタイイタイ病に関する情報収集・発信</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>         汚染地域住民の健康影響を調査し、適切に管理する。また、イタイイタイ病の教訓を継承する。</p>                             | 272 |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

| 施策名                                   | 目標7-2 水俣病対策   |        |                   |            | 担当部局名  | 環境保健部特殊疾病対策室                 |      |      | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 小林 秀幸                         |  |
|---------------------------------------|---|--------|-------------------|------------|--|------------------------------|------|------|--------------------|-------------------------------|--|
| 施策の概要                                 | 水俣病については、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。 |        |                   |            | 政策体系上の位置付け   | 7. 環境保健対策の推進                 |      |      |                    |                               |  |
| 達成すべき目標                               | 水俣病認定者に対する迅速な補償給付。水俣病発生地域の再生・融和の促進。我が国の経験や技術を活かした情報発信と国際貢献。   |        |                   |            | 目標設定の考え方・根拠  | 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法 |      |      | 政策評価実施予定時期         | 平成26年6月                       |  |
| 測定指標                                  | 基準値   |        | 目標値               |            | 年度ごとの目標値   |                              |      |      |                    | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |
|                                       | 基準年度  | 基準年度   | 目標年度              | 目標年度       | 24年度   | 25年度                         | 26年度 | 27年度 | 28年度               |                               |  |
| 1 水俣病患者に対する療養費の支給の進捗状況                | —   | —      | —                 | —          | —  | —                            | —    | —    | —                  | —                             | 「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づく医療費等の給付。 |
| 2 水俣病発生地域における医療・福祉事業の進捗状況             | —   | —      | —                 | —          | —  | —                            | —    | —    | —                  | —                             | 水俣病発生地域において総合的な医療・福祉対策を推進することにより、水俣病患者・家族・地域住民が安心して暮らしていける環境づくりを進める。                             |
| 3 水俣病関連情報発信事業(講座・研修等)の進捗状況            | —   | —      | —                 | —          | —  | —                            | —    | —    | —                  | —                             | 水俣病のような問題を二度と繰り返さないため、水俣病の経験及び教訓を国内外に発信し、普及啓発を進める。   |
| 達成手段<br>(開始年度)                        | 補正後予算額(執行額)   |        | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号        |      |      |                    |                               |  |
|                                       | 23年度  | 24年度   |                   |            |  |                              |      |      |                    |                               |  |
| (1) 水俣病総合対策関係経費<br>(昭和49年度)           | 10,131  | 12,440 | 10,315            | 1,2,3      | <達成手段の概要><br>医療事業対象者(医療手帳・水俣病患者手帳保有者)に対して、療養費、手当を支給する。また、水俣病発生地域における医療・福祉対策等を推進する。<br><達成手段の目標(25年度)><br>水俣病発生地域における健康上の問題の軽減・解消等:数値化困難<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>水俣病の最終解決を図り、すべての水俣病患者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境づくりを進める。 | 273                          |      |      |                    |                               |  |
| (2) 水俣病対策地方償還費<br>(平成12年度)            | 2,379   | 3,889  | 3,648             | —          | <達成手段の概要><br>熊本県が、水俣病対策に係る県債の償還に支障をきたさぬよう、その不足額を補助する。<br><達成手段の目標(25年度)><br>県債の償還率:100%<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>水俣病が生じる原因となったメチル水銀を排出した事業者による患者補償を、将来にわたり自力で患者補償を行うことを確保する。  | 274                          |      |      |                    |                               |  |
| (3) 水俣病に関する総合的研究(昭和48年度)              | 59  | 39     | 35                | —          | <達成手段の概要><br>水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。<br><達成手段の目標(25年度)><br>訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集:数値化困難<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>認定審査の促進、紛争の解決を図る。  | 275                          |      |      |                    |                               |  |
| (4) 国立水俣病総合研究センター調査<br>研究<br>(昭和53年度) | 771   | 499    | 509               | —          | <達成手段の概要><br>水俣病に関する総合的(国際的、社会科学的、自然科学的、臨床・基礎医学的、疫学的)な調査・研究、情報の収集・整理・研究成果や情報の提供を行う。<br><達成手段の目標(25年度)><br>調査・研究成果の発表率:100%<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>国内外の公害の再発を防止し、被害地域の福祉に貢献する。                                     | 276                          |      |      |                    |                               |  |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-33)

|                                      |  |      |                    |            |  |                    |      |     |   |  |  |
|--------------------------------------|--|------|--------------------|------------|--|--------------------|------|-----|---|--|--|
| 施策名                                  | 目標7-3 石綿健康被害対策                         |      |                    |            | 担当部局名  | 石綿健康被害対策室          |      |     | 作成責任者名<br>(※記入は任意)  | 神ノ田 昌博   |  |
| 施策の概要                                | 石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。 |      |                    |            | 政策体系上の位置付け   | 7. 環境保健対策の推進       |      |     |   |  |  |
| 達成すべき目標                              | 石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。 |      |                    |            | 目標設定の考え方・根拠  | 石綿による健康被害の救済に関する法律 |      |     | 政策評価実施予定時期  | 平成26年6月  |  |
| 測定指標                                 | 基準値                                    |      | 目標値                |            | 年度ごとの目標値   |                    |      |     |   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |
|                                      | 基準年度                                   | 目標年度 | 24年度               | 25年度       | 26年度   | 27年度               | 28年度 |     |   |  |  |
| 1 石綿法に基づく認定業務の推進状況                   | 173                                    | 18   | 140<br>(H18年度の2割減) | -          | 140  | 140                | 140  | 140 | 140   | 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)<br>「石綿の健康被害の救済に関する法律」に基づき、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的としている。 |  |
| 2 7地域における健康リスク調査の進捗状況                | -                                      | -    | -                  | -          | 第2期調査(H22~H26)を平成26年度まで、平成24年度までと同じ調査対象者に対して継続調査を行う。   |                    |      |     | 「石綿の健康被害の救済に関する法律」に基づき、国は、石綿による健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならないとされている。 |  |  |
| 達成手段<br>(開始年度)                       | 補正後予算額(執行額)                            |      | 25年度<br>当初<br>予算額  | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要等   |                    |      |     |   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号  |  |
|                                      | 23年度                                   | 24年度 |                    |            |  |                    |      |     |   |  |  |
| 石綿問題への緊急対応に必要な経費<br>(1)費<br>(平成18年度) | 795                                    | 688  | 771                | 1.2        | <達成手段の概要><br>「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、制度を着実に実施する。<br><達成手段の目標(25年度)><br>「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、制度を着実に実施するとともに、健康被害者及びその遺族の迅速な救済を行う。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>石綿による健康被害者及びその遺族の迅速な救済 |                    |      |     |   | 278  |  |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

| 施策名   | 目標7-4 環境保健に関する調査研究  |      |                   |             | 担当部局名  | 環境安全課                 |      |      |            | 作成責任者名<br>(※記入は任意)  | 上田 康治 |  |
|---|---|------|-------------------|-------------|--|-----------------------|------|------|------------|---|-------|--|
| 施策の概要   | 健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。<br>①花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。<br>②黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。<br>③熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。 |      |                   |             | 政策体系上の位置付け   | 7. 環境保健対策の推進          |      |      |            |   |       |  |
| 達成すべき目標   | 花粉症、黄砂の健康影響、熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般に普及啓発を図る。  |      |                   | 目標設定の考え方・根拠 | 国民に健康被害をもたらしていると指摘されている環境因子について調査研究を行う。  |                       |      |      | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月   |       |  |
| 測定指標  | 基準値   | 基準年度 | 目標値               | 目標年度        | 年度ごとの目標値   |                       |      |      |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |       |  |
|   |   |      |                   |             | 24年度   | 25年度                  | 26年度 | 27年度 | 28年度       |   |       |  |
| 1 花粉飛散の予測モデルの精緻化及び花粉症についての普及啓発の進捗状況                   | -   | -    | -                 | -           | -  | -                     | -    | -    | -          | 当事業は、花粉についての情報収集及び研究を実施するほか、花粉飛散に係る予測を実施するものであるため、その成果について、目標を数値化して設定し、あるいは事後評価が可能な定性的目標を設定し、評価することは困難。 |       |  |
| 2 黄砂による健康影響についての調査研究の進捗状況                             | -   | -    | -                 | -           | -  | -                     | -    | -    | -          | 当事業は、黄砂についての情報収集及び研究を実施するものであるため、その成果について、目標を数値化して設定し、あるいは事後評価が可能な定性的目標を設定し、評価することは困難。                  |       |  |
| 3 熱中症対策講習会受講者数  | -   | -    | -                 | -           | 1194   | -                     | -    | -    | -          | 本講習会を受講した者は、熱中症に係る知識を得たと考えられるので、受講者数は熱中症対策の普及啓発の進捗状況を判断するための指標と考えることができる。                               |       |  |
| 達成手段<br>(開始年度)  | 補正後予算額(執行額)   |      | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |      |      |            |   |       |  |
|   | 23年度  | 24年度 |                   |             |  |                       |      |      |            |   |       |  |
| (1) 大気汚染物質等健康影響評価事業費<br>(平成21年度)                      | 24  | 24   | 23                | 1, 2        | <達成手段の概要><br>花粉及び黄砂の健康影響についての調査・研究を実施するほか、花粉飛散についての予測等を実施し、一般へ情報提供を行う。これにより、健康影響が生じる原因やその対処方法等について国民の理解が進むとともに、事前に花粉の飛散状況等を把握することで、適切な予防を実施することができる。<br><達成手段の目標(25年度)><br>新たに知見を収集し一般に情報提供を行うほか、花粉飛散予測の精度を向上する。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>花粉及び黄砂の健康影響について、適切な予防を実施する。 | 279                   |      |      |            |   |       |  |
| (2) 環境汚染物質以外の因子に関する健康<br>影響基礎調査費(関連24-41)<br>(平成18年度) | 3   | 3    | 3                 |             | <達成手段の概要><br>熱中症や紫外線等についてのマニュアルやリーフレット等を作成し配布することにより、健康影響が生じる原因やその対処方法等について国民の理解が進み、適切に予防が実施される等の意識啓発が進む。<br><達成手段の目標(25年度)><br>一般の意識啓発を進める。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>環境汚染物質以外の因子についての理解を深める。   | 280                   |      |      |            |   |       |  |
| (3) 熱中症対策緊急推進事業<br>(関連24-41)<br>(平成24年度)              | -   | 35   | 35                | 3           | <達成手段の概要><br>熱中症予防に係る知識を広めるための講習会を全国で開催することで、指導者として中心的に対応できる者を養成するとともに、さらなる普及啓発を図ることができる。<br><達成手段の目標(25年度)><br>一般の熱中症対策についての意識を高めるとともに、地域の特性に応じた熱中症対策を進める。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>熱中症についての理解を深めることにより、適切な対策を進める。   | 315                   |      |      |            |   |       |  |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-35)

別紙1

|                                |  |            |                   |            |  |                                |      |   |                              |  |
|--------------------------------|--|------------|-------------------|------------|--|--------------------------------|------|---|------------------------------|--|
| 施策名                            | 目標8-1 経済のグリーン化の推進  |            |                   |            | 担当部局名  | 総合環境政策局 環境経済課<br>総合環境政策局 環境計画課 |      | 作成責任者名<br>(※記入は任意)  | 環境経済課長 大熊 一寛<br>環境計画課長 岡谷 重雄 |  |
| 施策の概要                          | 市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。  |            |                   |            | 政策体系上の位置付け   | 8. 環境・経済・社会の統合的向上              |      |   |                              |  |
| 達成すべき目標                        | 税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。 |            | 目標設定の考え方・根拠       |            | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律。環境情報の提供の促進等による特定事業等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律。国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律   |                                |      | 政策評価実施予定時期  | 平成26年6月                      |  |
| 測定指標                           | 基準値  | 基準年度       | 目標値               | 目標年度       | 年度ごとの目標値   |                                |      |   |                              | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠                  |
|                                |  |            |                   |            | 24年度   | 25年度                           | 26年度 | 27年度  | 28年度                         |  |
| 1 環境ビジネスの市場規模(兆円)              | 約79  | H18年度      | -                 | -          | -  | -                              | -    | -   | -                            | 環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。 |
| 2 環境ビジネスの雇用規模(万人)              | 約205   | H18年度      | -                 | -          | -  | -                              | -    | -   | -                            | 環境産業の雇用規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。 |
| 3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%) | -  | -          | 別紙のとおり            |            |  |                                |      | 各主体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。 |                              |  |
| 4 環境報告書公表企業(上場/非上場)(%)         | 約30/約12  | H13年度      | -                 | -          | -  | -                              | -    | -   | -                            | 環境経営を促進することにより、環境報告書公表企業が増加することとなるため。          |
| 達成手段<br>(開始年度)                 | 補正後予算額(執行額)  |            | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号          |      |   |                              |  |
|                                | 23年度   | 24年度       |                   |            |  |                                |      |   |                              |  |
| (1) 国等におけるグリーン購入推進等経費(平成14年度)  | 18<br>(25)   | 17<br>(27) | 41                | 3          | グリーン購入法に定められた基本方針等の改定検討を行う。またグリーン購入法に関するブロック説明会を行うことによって、国等を始め、地方公共団体等のグリーン購入の理解の醸成を図る。地方公共団体の環境物品等に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。                      | 281                            |      |   |                              |  |
| (2) 環境表示の信頼性確保のための検証事業(平成21年度) | 122<br>(69)  | 28<br>(9)  | 12                | 3          | グリーン購入法に定められる特定調達品目に対して、科学的手法による製品テストを行い、その検証結果等を積極的に情報提供することによって、環境表示の信頼性を確保する。これにより、信頼性が確保された環境物品等が市場に積極的に提供され、グリーン購入の拡大に寄与する。                                       | 282                            |      |   |                              |  |
| (3) 製品対策推進経費(平成13年度)           | 21<br>(42)   | 27<br>(20) | 40                | 3          | 事業者、消費者にとって相互に有効な環境ラベル等の環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うとともに、全国各地でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進し、グリーン購入の普及啓発を図る。事業者、消費者に環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うことによって、民間団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。 | 283                            |      |   |                              |  |
| (4) 国等における環境配慮契約等推進経費(平成20年度)  | 38<br>(27)   | 34<br>(27) | 27                | 3          | 環境配慮契約法に定められる基本方針等の改定検討を行う。また、環境配慮契約に関する全国説明会を行うことによって、国等を始め、地方公共団体等の環境配慮契約の普及推進を行う。国等や地方公共団体の環境配慮契約の取組を拡大することによって、地方公共団体の環境配慮契約実施率の向上に寄与する。                           | 284                            |      |   |                              |  |

|      |   |            |              |    |     |   |     |
|------|---|------------|--------------|----|-----|---|-----|
| (5)  | 地球温暖化対策のための税を含む<br>税制のグリーン化検討経費<br>(平成14年度)   | 15<br>(17) | 19<br>(16)   | 29 | -   | 地球温暖化対策のための税の導入によるCO2削減効果等に関する分析、更なる税制全体のグリーン化に向けた検討等、税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を行い、本結果に基づき、税制全体のグリーン化に関する税制改正要望に反映する。   | 285 |
| (6)  | 企業行動推進経費<br>(平成15年度以前)                        | 68<br>(59) | 52<br>(44)   | 98 | 1、4 | エコアクション21ガイドライン改定等により、エコアクション21の更なる普及促進を図る。「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の普及促進及び地域金融機関への環境金融の普及促進を行う。環境報告ガイドラインの改定等により企業の環境配慮が促進される仕組みづくりを行う。各施策により、環境経営・環境金融・環境報告を社会の仕組みとして根付かせることにより、企業の自主的な環境配慮行動を後押しする。これにより、環境負荷の低減と経済発展の両立を実現していく。  | 286 |
| (7)  | 環境配慮型設備投資の緊急支援<br>事業(平成24年度)(関連:25-2)         | -          | 429<br>(429) | -  | 1、2 | 金融機関が行う環境に配慮した企業に対する融資制度(環境配慮型融資)のうち、地球温暖化防止のための融資事業に対し、当該融資に係るその利息の一部(1%又は貸付利率の3分の2のうちいずれか低い方の利率を貸付残高に乗じた額)を利子補給を行う。環境配慮型融資を通じて温暖化対策設備投資に係る融資に対して利子補給を行うことにより、環境配慮型融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化防止のための設備投資等を促進する。本利子補給事業は、3年以内にCO2排出原単位を3%改善(又は5年以内に5%)削減するという誓約を条件としているため、毎年平均1%のCO2排出削減がなされると見込まれる。  | 288 |
| (8)  | 環境配慮型経営促進事業に係る利<br>子補給事業(平成19年度)(関連:<br>25-2) | -          | -            | -  | 1、2 | 金融機関が行う環境に配慮した企業に対する融資制度(環境配慮型融資)のうち、地球温暖化防止のための融資事業に対し、当該融資に係る利子のうち1%を限度として利子補給を行う。環境配慮型融資を通じて温暖化対策設備投資に係る融資に対して利子補給を行うことにより、環境配慮型融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化防止のための設備投資等を促進する。本利子補給事業は、5年以内にCO2排出原単位を5%改善又はCO2排出量を5%削減するという誓約を条件としているため、毎年平均1%のCO2排出削減がなされると見込まれる。なお、本事業は平成25年度より新規採択を終了し、段階的に廃止することとしている。   | 039 |
| (9)  | 家庭・事業者向けエコリース促進事<br>業(平成23年度)(関連:25-2)        | -          | -            | -  | 1、2 | 家庭及び事業者(大企業を除く)が、環境省が定める基準を満たす低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%又は5%(東北三県に係るリース案件については10%)を補助する。リース料の一部を助成し、家庭・業務・運輸部門における低炭素機器の普及拡大を図ることにより、経済成長を促進するとともに、地球温暖化対策を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額17.5億円に対し、低炭素機器導入のリース料への補助率は3%又は5%であることから、低炭素機器の設備投資額約340億円の効果があると見込む。   | 322 |
| (10) | 世界に貢献する環境経済の政策研<br>究<br>(平成21年度)(関連:25-41)    | -          | -            | -  | 1、2 | 環境関連産業の市場規模、雇用規模等の大幅拡大の実現に向けた我が国のグリーン経済、グリーン成長の進捗確認、政策研究、情報整備・発信等を行う。   | 309 |
| (11) | 地域低炭素投資促進ファンド創設<br>事業善(平成25年度)(関連25-2)        | -          | -            | -  | 1、2 | 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を動員するため、以下の業務を行う基金を造成する。<br>(1)出資事業<br>リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶものが多いこと等に起因するリスクが高く民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトについて、CO2削減効果を審査・評価し、民間資金による投資の呼び水とすべく、サブファンド、SPC等に出資する基金を民間団体等に造成する。<br>(2)利子補給事業<br>金融機関の融資に環境配慮を組み込むことにより、環境金融の拡大を推進するとともに、融資における利子負担を軽減することにより、低炭素化プロジェクトにおける資金調達を円滑化するため、金融機関を通じて地球温暖化対策に係る費用について利子補給を行う。利子補給対象は、金融機関が、①企業の環境格付を通じて金利を優遇する環境格付融資、又は②融資判断に当たってプロジェクトによる環境影響の調査等を求める環境リスク調査融資を行うもの。 | 006 |



### 3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

|        | 基準値 |      | 目標値  |       | 年度ごとの目標値 |      |      |      |
|--------|-----|------|------|-------|----------|------|------|------|
|        |     | 基準年度 |      | 目標年度  | 24年度     | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| 地方公共団体 | -   | -    | 100% | H27年度 | -        | -    | -    | 100% |
| 上場企業   | -   | -    | 約50% | H27年度 | -        | -    | -    | 約50% |
| 非上場企業  | -   | -    | 約30% | H27年度 | -        | -    | -    | 約30% |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-36)

別紙1

|                |  |  |                              |            |             |   |      |      |   |                               |  |  |
|----------------|--|--|------------------------------|------------|-------------|---|------|------|---|-------------------------------|--|--|
| 施策名            | 目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進  |  |                              |            | 担当部局名       | 環境計画課   |      |      |   | 作成責任者名<br>(※記入は任意)            | 岡谷 重雄                                      |  |
| 施策の概要          | 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定推進と地域における地球温暖化対策の取組を支援することにより、低炭素な地域づくりを推進するとともに、公害防止計画に基づく取組を支援するなど、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。                    |  |                              |            | 政策体系上の位置付け  | 8. 環境・経済・社会の統合的向上   |      |      |   |                               |  |  |
| 達成すべき目標        | すべての都道府県・政令市・中核市・特例市において地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。 |  |                              |            | 目標設定の考え方・根拠 | 地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県・政令市・中核市・特例市は実行計画(区域施策編)を策定することとされている。また、公害財特法に基づき環境大臣が公害防止対策事業計画の同意を行うこととされている。 |      |      |   | 政策評価実施予定時期                    | 平成26年6月                                    |  |
| 測定指標           | 基準値  | 基準年度                                       | 目標値                          | 目標年度       | 年度ごとの目標値    |   |      |      |   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |  |
|                |  |  |                              |            | 24年度        | 25年度  | 26年度 | 27年度 | 28年度  |                               |  |  |
|                | 1  | 都道府県・政令市・中核市・特例市における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率 | 100%                         | 24年度       | 100%        | -   | -    | -    | -   |                               | 地球温暖化対策推進法に基づき、実行計画(区域施策編)を策定することとされているため。 |  |
| 2              | 政令市・中核市・特例市以外の市町村における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率  |  | 増加傾向の維持                      |            | -           | -   | -    | -    | 政令市・中核市・特例市以外の市町村においても、できるだけ多くの市町村において実行計画(区域施策編)が策定され、地球温暖化対策が推進されることが、低炭素な地域づくりのために重要であるため。 |                               |  |  |
| 測定指標           | 基準   | 基準年度                                       | 目標                           | 目標年度       | 施策の進捗状況(目標) |   |      |      |   | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |  |
|                |  |  |                              |            | 24年度        | 25年度  | 26年度 | 27年度 | 28年度  |                               |  |  |
|                | 3  |  |                              |            |             |   |      |      |   |                               |  |  |
| 測定指標           | 目標   | 目標年度                                       | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |            |             |   |      |      |   |                               |  |  |
|                |  |  | 4                            |            |             |   |      |      |   |                               |  |  |
| 達成手段<br>(開始年度) | 補正後予算額(執行額)  |  | 25年度<br>当初<br>予算額            | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要等    |   |      |      |   |                               | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号                      |  |
|                | 23年度   | 24年度                                       |                              |            |             |   |      |      |   |                               |  |  |

|   |                      |                       |       |     |  |         |
|---|----------------------|-----------------------|-------|-----|--|---------|
| (1) 公害防止計画策定経費<br>(昭和45年度)  | 5百万円<br>(1百万円)       | 3百万円<br>(1百万円)        | 2百万円  | -   | 公害財特法に基づき環境大臣が公害防止対策事業計画(公害防止計画のうち事業に関する部分)の同意を行う。同意を得た計画に記載された事業に対し公害財特法に基づく国の財政上の特別措置を講じ、公害防止計画を推進することにより、環境に配慮した地域づくりを促進する。   | 289     |
| (2) 地方公共団体実行計画実施推進<br>事業費<br>(平成22年度)                             | 75百万円<br>(62百万<br>円) | 101百万円<br>(80百万<br>円) | 92百万円 | 1・2 | マニュアルを通じて、地方公共団体に対し技術的助言を提供し、説明会を開催することで、計画策定に関する地方公共団体の理解を増進させる。また、説明会等の機会を得られた地方公共団体の要望や、平成22～24年度で検討した低炭素化手法などを盛り込む形で、地方公共団体地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定マニュアルの改定を行うことで、計画策定を促進する。 | 290     |
| (3) チャレンジ25地域づくり事業<br>(平成23年度)(関連:25-2)                           | -                    | -                     | -     | 1・2 | 技術は確立されているが、効果検証がされていない先進的対策について、事業性・採算性・波及性等の実証等を行うことにより、低炭素な地域づくりのための具体的な取組を支援する。  | 031     |
| (4) 低炭素化に向けた事業者連携型モ<br>デル事業<br>(平成23年度)(関連:25-2)                  | -                    | -                     | -     | 1・2 | 事業者間の相互連携による温室効果ガスの削減を実証することにより、低炭素な地域づくりのための具体的な取組を支援する。  | 046     |
| (5) 再生可能エネルギー等導入推進基<br>金事業(グリーンニューデール基<br>金)<br>(平成24年度)(関連:25-2) | -                    | -                     | -     | 1・2 | 平成21年度に造成した地域グリーンニューデール基金制度を活用し、地域主導での再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立・分散型のエネルギー供給システムの導入を推進することを通じて、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりに資する。                       | 033     |
| (6) 地域循環型バイオガスシステム構<br>築モデル事業(農林水産省連携事<br>業)<br>(平成25年度)(関連:25-2) | -                    | -                     | -     | 1・2 |  | 新25-003 |
| (7) 住民参加による低炭素都市形成計<br>画策定モデル事業<br>(平成25年度)(関連:25-2)              | -                    | -                     | -     | 1・2 |  | 新25-004 |

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(環境省24-35)

| 施策名                                 | 目標8-3 環境パートナーシップの形成   |      |                   |                           | 担当部局名   | 民間活動支援室                    | 作成責任者名  | 宮澤俊輔 |                               |  |
|-------------------------------------|---|------|-------------------|---------------------------|---|----------------------------|---------|------|-------------------------------|--|
| 施策の概要                               | 国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。 |      |                   |                           | 政策体系上の位置付け  | 8. 環境・経済・社会の統合的向上          |         |      |                               |  |
| 達成すべき目標                             | 各主体間のネットワークが構築され、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を通じて環境パートナーシップが形成される。  |      | 目標設定の考え方・根拠       | 第4次環境基本計画（第1部第2章、第2部第1章他） |   | 政策評価実施予定時期                 | 平成24年6月 |      |                               |  |
| 測定指標                                | 基準値   |      | 目標値               | 年度ごとの目標値                  |   |                            |         |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |
|                                     | 基準年度  | 目標年度 |                   | 25年度                      | 26年度  | 27年度                       | 28年度    | 29年度 |                               |  |
| 1 協働取組の実施数                          | -   | -    | -                 | -                         | -   | -                          | -       | -    | -                             | 多様な主体が、相互に協力・連携した協働取組を行い、多様な成功事例を全国各地に創出する本事業の成果として、協働取組の実施数を指標とする。ただし、当該事業は、地域の多様な主体がパートナーシップの下で、主体的に持続可能な地域づくりを進めることを目的にしていることから、協働取組の多寡のみで成果を表すことは適当でなく、目標値は設定できない。 |
| 達成手段<br>(開始年度)                      | 補正後予算額(執行額)<br>(百万円)  |      | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する指<br>標                | 達成手段の概要   | 平成25年度<br>行政事業レビュー<br>事業番号 |         |      |                               |  |
|                                     | 23年度  | 24年度 |                   |                           |   |                            |         |      |                               |  |
| (1) 地域活性化を担う環境保全活動の協働取組促進事業(平成25年度) | -   | -    | 100               | 1                         | NPO、企業、行政等による協働取組のモデル事業を実施し、ガイドラインの作成等、協働取組の促進を図る。  | 新25-029                    |         |      |                               |  |
| (2) 環境NPO等ビジネスモデル策定実証事業(平成21年度)     | 52<br>(50)  | 44   | 31                | 1                         | 環境NPO等、民間活動の自立に向けた支援として環境保全且つ王事業等に対して支援を行い、環境NPO等民間活動の促進を図る。  | 292                        |         |      |                               |  |
| (3) 地球環境パートナーシッププラザ運営(平成8年度)        | 83<br>(83)  | 77   | 77                | 1                         | 「環境教育等促進法」第19条に基づき、地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。        | 291                        |         |      |                               |  |
| (4) 地方環境パートナーシップ推進費(平成18年度)         | 78<br>(78)  | 91   | 148               | 1                         | 「環境教育等促進法」第19条に基づき、全国8箇所の地方環境パートナーシップオフィスの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 | 294                        |         |      |                               |  |

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(環境省24-38)

| 施策名   | 目標8-4 環境教育・環境学習の推進  |      |                |        | 担当部局名   | 環境教育推進室   |      |   |                    | 作成責任者名  | 宮澤俊輔    |  |  |  |
|---|---|------|----------------|--------|---|---|------|---|--------------------|---|---------|--|--|--|
| 施策の概要                                       | 国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通して、学校・家庭・地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。 |      |                |        | 政策体系上の位置付け  | 8. 環境・経済・社会の統合的向上   |      |   |                    |   |         |  |  |  |
| 達成すべき目標                                     | 「持続可能な開発のための教育(以下、ESD)」活動の参画促進や活性化を促すとともに、国連大学の「ESDの地域拠点(以下、RCE)」づくり等の事業を                                     |      |                |        | 目標設定の考え方・根拠   | ・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他)<br>・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) |      |   |                    | 政策評価実施予定時期  | 平成24年6月 |  |  |  |
| 測定指標  | 基準  |      | 目標             |        | 施策の進捗状況(目標)   |   |      |   |                    | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |         |  |  |  |
|   | 基準年度  | 目標年度 | 25年度           | 26年度   | 27年度  | 28年度  | 29年度 |   |                    |   |         |  |  |  |
| 環境教育等促進法第8条の1に基づく各都道府県及び政令指定都市において作成する行動計画数 | -   | -    | -              | -      | -   | -   | -    | - | -                  | ESDの推進や環境教育及び環境保全活動の促進の成果とする統一的な指標が存在しないことから、環境教育等促進法第8条の1に基づく各都道府県及び政令指定都市において作成する行動計画数を指標とするが、行動計画の多寡のみで成果を表すことは適当でなく、目標値は設定できない。 |         |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                                  | 補正後予算額(執行額)(百万円)  |      | 25年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等  |   |      |   | 平成25年度行政事業レビュー事業番号 |   |         |  |  |  |
|   | 23年度  | 24年度 |                |        |   |   |      |   |                    |   |         |  |  |  |
| (1) 環境教育強化総合事業(平成25年度)                      | 179(172)  | 102  | 102            | 1      | ESD活動の活性化や促進のための施策の推進、企業が行う環境保全活動及び社員向け環境教育への支援、教職員や地域の環境活動リーダーへの環境教育研修、大学生等将来の環境教育の担い手育成、環境カウンセラー登録制度を活用した市民団体等への助言・指導等、総合的な施策を展開することで持続可能な社会づくりを環境教育の面から推進する。 |   |      |   | 296                |   |         |  |  |  |
| (2) 大震災の経験を踏まえた持続可能な社会づくり事業(平成24年度)         | -   | 68   | 21             | 1      | 東日本大震災の経験を踏まえ、新たなESDの取組などを世界へ発信することで環境教育・環境保全活動の促進を図る。  |   |      |   | 297                |   |         |  |  |  |
| (3) 地域活性化を担う人材育成事業(平成25年度)                  | -   | -    | 183            | 1      | ESDに従った小中学生向け環境教育プログラムの作成、教職員NPO、事業者、行政等によるワークショップの開催を通じたプログラムの検証や理解の深化、出前授業等を活用した教育現場等での実践の実施により、持続可能な社会を担う人材を育成する。  |   |      |   | 新25-030            |   |         |  |  |  |
| (4) 環境教育推進事業(平成25年度)                        | -   | 7    | 5              | 1      | 環境カウンセラーに対して環境分野の最新の情報や技術に関する研修を実施し、その活動を支援することで、市民活動や事業者に対する環境保全活動等に対する適切な助言活動等を行い、地域の環境保全活動の促進を図る。  |   |      |   | 296                |   |         |  |  |  |
| (5) 国連大学拠出金(平成18年度)                         | 160(160)  | 160  | 160            | 1      | 国連大学が進めるRCE事業の支援やProSPER.Netの強化事業に対して拠出協力することで、世界規模でのESD推進を図り、国際社会への貢献を果たす。   |   |      |   | 295                |   |         |  |  |  |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-39)

別紙1

|  |   |                  |                   |                              |   |                       |      |      |            |   |  |
|--|---|------------------|-------------------|------------------------------|---|-----------------------|------|------|------------|---|--|
| 施策名  | 目標9-1 環境基本計画の効果的実施  |                  |                   |                              | 担当部局名   | 環境計画課                 |      |      |            | 作成責任者名<br>(※記入は任意)  |  |
| 施策の概要  | 各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。 |                  |                   |                              | 政策体系上の位置付け  | 9. 環境政策の基盤整備          |      |      |            |   |  |
| 達成すべき目標  | 環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進。  |                  |                   | 目標設定の考え方・根拠                  | 環境基本法第十五条   |                       |      |      | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月   |  |
| 測定指標   | 基準値   | 基準年度             | 目標値               | 目標年度                         | 年度ごとの目標値  |                       |      |      |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |
|  |   |                  |                   |                              | 24年度  | 25年度                  | 26年度 | 27年度 | 28年度       |   |  |
| 1  | -   |                  |                   |                              | -   | -                     | -    | -    | -          | 第四次環境基本計画で定めた総合的環境指標等の活用の仕方を含め、同計画の進捗状況の点検方法を今後検討していく予定であるため、現時点で測定指標を設定することは困難である。 |  |
| 2  |   |                  |                   |                              |   |                       |      |      |            |   |  |
| 測定指標   | 基準  | 基準年度             | 目標                | 目標年度                         | 施策の進捗状況(目標)   |                       |      |      |            | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |
|  |   |                  |                   |                              | 24年度  | 25年度                  | 26年度 | 27年度 | 28年度       |   |  |
| 3  |   |                  |                   |                              |   |                       |      |      |            |   |  |
| 測定指標   | 目標  |                  | 目標年度              | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |                       |      |      |            |   |  |
|  |   |                  |                   |                              |   |                       |      |      |            |   |  |
| 4  |   |                  |                   |                              |   |                       |      |      |            |   |  |
| 達成手段<br>(開始年度)                                 | 補正後予算額(執行額)   |                  | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標                   | 達成手段の概要等  | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |      |      |            |   |  |
|  | 23年度  | 24年度             |                   |                              |   |                       |      |      |            |   |  |
| (1) 環境行政年次報告書作成等経費<br>(昭和43年度)                 | 36百万円<br>(29百万円)  | 32百万円<br>(22百万円) | 30百万円             | -                            | 環境基本法第12条の規定による環境行政年次報告書を作成し国会報告を行うとともに、白書を用いた環境施策に関する普及啓発を行う。                                    | 298                   |      |      |            |   |  |
| (2) 環境保全経費見積調整費<br>(昭和46年度)                    | 2百万円<br>(3百万円)  | 3百万円<br>(3百万円)   | 3百万円              | -                            | 環境省設置法第4条第3号に基づく環境保全経費の取りまとめ及び国会等への説明を行う。   | 299                   |      |      |            |   |  |
| 公的統計の整備に関する<br>基本的な計画推進費<br>(平成22年度)(関連:25-42) | 14百万円<br>(14百万円)  | 11百万円<br>(10百万円) | 11百万円             | -                            | 公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月13日閣議決定)に基づき、経済活動と環境負荷との間の関係性を定量的に明らかにすること等を目的として、環境分野分析用産業連関表を作成し、公表する。 | 300                   |      |      |            |   |  |
| (4) 環境基本計画推進経費<br>(平成7年度)                      | 28百万円<br>(23百万円)  | 18百万円<br>(15百万円) | 22百万円             | -                            | (1) 社会経済の状況や国際情勢等を統合的に捉えた環境政策のあり方に関する調査検討<br>(2) 指標の充実化のための調査検討<br>(3) 各主体の意識・取組状況等調査             | 301                   |      |      |            |   |  |
| (5) 持続可能な社会実現のためのトップ<br>ダウン型政策形成事業<br>(平成25年度) | -   | -                | 20百万円             | -                            |   | 新25-031               |      |      |            |   |  |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

別紙1

|                |  |              |                                       |             |             |  |      |      |            |                               |   |  |
|----------------|--|--------------|---------------------------------------|-------------|-------------|--|------|------|------------|-------------------------------|---|--|
| 施策名            | 目標9-2環境アセスメント制度の適切な運用と改善   |              |                                       |             | 担当部局名       | 環境影響評価課  |      |      |            | 作成責任者名<br>(※記入は任意)            | 上杉 哲郎   |  |
| 施策の概要          | 環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。                  |              |                                       |             | 政策体系上の位置付け  | 9. 環境政策の基盤整備   |      |      |            |                               |   |  |
| 達成すべき目標        | 環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。 |              |                                       | 目標設定の考え方・根拠 | 環境影響評価法     |  |      |      | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月                       |   |  |
| 測定指標           | 基準   | 基準年度         | 目標                                    | 目標年度        | 施策の進捗状況(目標) |  |      |      |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |  |
|                |  |              |                                       |             | 24年度        | 25年度   | 26年度 | 27年度 | 28年度       |                               |   |  |
| 1              | 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)[件]                            | -            | -                                     | -           | -           | -  | -    | -    | -          | -                             | 環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。 |  |
| 2              | 環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数(回)   | -            | -                                     | -           | -           | -  | -    | -    | -          | -                             | 環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。 |  |
| 達成手段<br>(開始年度) | 補正後予算額(執行額)<br>(百万円)   |              | 25年度<br>当初<br>予算額<br>(百万円)            | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等    |  |      |      |            |                               | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号                         |  |
|                | 23年度   | 24年度         |                                       |             |             |  |      |      |            |                               |   |  |
| (1)            | 環境影響評価制度高度化経費<br>(昭和55年度)  | 84<br>(69)   | 60<br>(63)                            | 45          | 1.2         | 改正された環境影響評価法の確実かつ円滑な実施に向けて、必要な調査・検討、情報整備及び研修等を行うとともに、上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメント制度について調査・検討を進める。  |      |      |            |                               | 302   |  |
| (2)            | 環境アセスメント技術調査費<br>(昭和55年度)  | 67<br>(56)   | 50<br>(61)                            | 29          | 1.2         | 環境影響評価手続の具体的な手法について、最新の知見や手法を踏まえわかりやすく説明した技術ガイドを作成するとともに、中央環境審議会答申等で示された環境影響評価実施にあたっての技術的課題について調査・検討を進める。これにより、環境影響評価手続について一定の水準が確保され、各事業において環境保全に対する配慮が適切に図られる。   |      |      |            |                               | 303   |  |
| (3)            | 環境影響評価審査体制強化費<br>(平成23年度)  | 54<br>(48)   | 41<br>(29)                            | 35          | 1.2         | 環境影響評価法改正による環境大臣意見の意見提出機会の増加等に対応するため、有識者会合の開催や事業種ごとに全国的あるいは諸外国の知見の収集・整理を行うことで、審査の適正化等が見込まれる。   |      |      |            |                               | 306   |  |
| (4)            | 環境影響評価制度合理化・最適化<br>経費<br>(平成22年度)  | 27<br>(22)   | 34<br>(7)                             | 74          | 1.2         | 放射性物質による環境影響についての調査・予測・評価手法や環境保全措置についての技術的知見の収集を行い、制度的な措置について検討を行うほか、放射性物質を取り扱う施設に関する知見の収集を行う。また、環境影響の程度が限定的と考えられる事業に関して、環境影響評価の適切な合理化の在り方について検討を行うとともに、CCS事業及び撤去・廃棄単独事業等、環境影響の程度が著しいものとなり得るものについて、法対象事業化を視野に入れた検討を行う。 |      |      |            |                               | 304   |  |
| (5)            | 地方環境事務所における環境影響<br>評価審査体制強化費(平成20年<br>度)                                   | 18<br>(18)   | 18<br>(15)                            | 21          | 1.2         | 環境影響評価が予定される案件の情報収集を行うとともに、地域の環境情報の収集・整理、現地調査、専門家ヒアリング、地方環境事務所における審査手続マニュアルの作成等を行い、地域特性に応じた審査を実施するための体制強化を図る。これら地方環境事務所の審査体制の強化により、環境影響評価法改正に伴う審査業務の増加等に対応し、地域特性に応じた環境影響審査の円滑かつ効果的な実施が図られる。                            |      |      |            |                               | 305   |  |
| (6)            | 風力発電等導入等に係る環境影響<br>評価促進モデル事業<br>(平成23年度)                                   | 136<br>(135) | 834<br>(297)<br>※288は翌<br>年度に繰り<br>越し | 1,000       | 1.2         | 環境影響評価法改正により風力発電も対象となったこと、東日本大震災を契機に風力発電・地熱発電等の再生エネルギーの増加が見込まれていること等から、環境基礎情報の整備・提供等を行うことにより、質が高く効率的な環境影響評価の実施の促進が見込まれる。   |      |      |            |                               | 054   |  |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-41)

別紙1

| 施策名        | 目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発  |              |                |            | 担当部局名       | 環境研究技術室  |            |            |            | 作成責任者名<br>(※記入は任意)            |   |
|------------|---|--------------|----------------|------------|-------------|--|------------|------------|------------|-------------------------------|---|
| 施策の概要      | 環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。 |              |                |            | 政策体系上の位置付け  | 9. 環境政策の基盤整備   |            |            |            |                               |   |
| 達成すべき目標    | 環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。   |              |                |            | 目標設定の考え方・根拠 | 第4期科学技術基本計画  |            |            |            | 政策評価実施予定時期                    | 平成25年6月   |
| 測定指標       | 基準値   |              | 目標値            |            | 年度ごとの目標値    |  |            |            |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |
|            | 基準年度  | 目標年度         | 24年度           | 25年度       | 26年度        | 27年度   | 28年度       |            |            |                               |   |
| 1          | 環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数)   | -            | -              | 60%以上      | 各年度         | 60%以上  | 60%以上      | 60%以上      | 60%以上      | 60%以上                         | 環境研究総合推進費は、環境省における環境技術の研究開発の中核をなす競争的資金による予算であり、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになる。このため、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることが指標としている。 |
| 2          | 環境技術実証事業における実証技術数(単位:件)   | 87           | 20年度           | 対象技術分野数×10 | 各年度         | 対象技術分野数×10   | 対象技術分野数×10 | 対象技術分野数×10 | 対象技術分野数×10 | 対象技術分野数×10                    | 環境技術の研究開発を通じた目標達成には、民間企業による先進的な取組が重要である。環境技術実証事業の目標は、ベンチャー企業等の中小企業の先進的技術の普及促進による環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を同時に達成し、環境と経済の統合された社会の実現に寄与することである。そこで、公募で行われる当該事業に参加する実証技術数を指標としている。  |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)   |              | 25年度当初予算額(百万円) |            | 関連する指標      | 達成手段の概要等   |            |            |            |                               | 平成25年行政事業レビュー事業番号   |
|            | 23年度(百万円)   | 24年度(百万円)    |                |            |             |  |            |            |            |                               |   |
| (1)        | 環境研究総合推進費(環境研究・技術開発推進費は13年度から開始)※22年度に「環境研究・技術開発推進費」と「地球環境研究総合推進費」を統合し、更に、23年度より「循環型社会形成推進科学研究費補助金」を統合。   | 8,007(8,252) | 6,670          | 6,160      | 1           | 環境政策貢献型の競争的研究資金により、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進する。環境省が必要とする研究開発テーマ(行政ニーズ)を提示して公募を行い、産学官民の研究機関の研究者から公募により提案を募り、外部専門家・有識者等による事前評価を経て競争的に選定された研究課題を採択・実施する。研究課題の実施により得られた成果は、行政施策に活用するとともに、研究成果発表会の開催などを通じて国民に広く提供し、その普及を図る。 |            |            |            |                               | 環境省312<br>環境省313<br>復興庁25新-057  |
| (2)        | 地球環境保全等試験研究に必要な経費(昭和47年度)   | 451(448)     | 218            | 44         | -           | 環境保全に寄与するため、重点的強化を図る必要がある事項を毎年度定め、人の活動が環境に及ぼす影響の把握、影響発現のメカニズムの解明、監視測定などについて試験研究を行うとともに、地域に根ざした環境問題のうち、地方公共団体が単独で取り組むことが困難な研究課題については、国立試験研究機関等が地方公設試験研究機関等と共同研究を行う地域密着型環境研究を実施している。   |            |            |            |                               | 311   |
| (3)        | 環境研究・技術開発推進事業(平成18年度)   | 35(39)       | 29             | 19         | -           | ・環境省の競争的研究資金制度を統括し評価及び管理を行うプログラムディレクター(PD)の配置<br>・「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(平成22年6月中環審答申)フォローアップ及び改定に向けた検討<br>・環境省競争的資金の、終了後3～4年が経過した課題に係る成果の実用化・普及等に係る追跡評価を実施することにより、研究開発の評価の充実を図る。  |            |            |            |                               | 308   |
| (4)        | 環境技術実証事業(平成15年度)  | 123(104)     | 108            | 117        | 2           | 環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証することで普及を促進し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を図る。  |            |            |            |                               | 310   |
| (5)        | 世界に貢献する環境経済の政策研究(平成21年度)(関連:25-35)  | 273(258)     | 184            | 199        | -           | 環境関連産業の市場規模、雇用規模等の大幅拡大実現に向けた我が国のグリーン経済、グリーン成長の進捗確認、政策研究、情報整備・発信等を行う。   |            |            |            |                               | 309   |
| (6)        | 燃料電池自動車等率先導入経費(平成15年度)  | 20(13)       | 15             | 10         | -           | 排出ガスを全く出さず高いエネルギー効率で期待できる燃料電池車を公用車として導入し、普及啓発に資するとともに、将来の市販化に向けたデータ収集や低コスト化の促進等に寄与する。  |            |            |            |                               | 307   |
| (7)        | 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業(再掲:25-●●)  | 345          | 234            | 199        | -           | 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施し、各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。<br><平成25年度達成目標>: 必要な調査研究や試験法の開発等の進展  |            |            |            |                               | 253   |



|      |  |              |       |       |   |  |     |
|------|--|--------------|-------|-------|---|--|-----|
| (8)  | 水銀規制に関する条約制定推進事業<br>(再掲: 25-●●)                      | 113<br>(138) | 143   | 75    | — | <達成手段の概要><br>水銀に関する水俣条約の批准に向けた検討を行う。また、途上国の批准を促進するための支援策について検討する。<br><平成25年度達成目標>: 水銀に関する水俣条約外交会議での条約への署名、条約の発効に向けた我が国及び途上国での条約批准の推進   | 253 |
| (9)  | ナノ材料の環境影響未然防止方策検討事業(再掲: 25-●●)                       | 23           | 16    | 16    | — | OECD等において安全性に関する取組が進んでいるものの、未だ知見が十分ではないナノ材料について、環境中におけるナノ材料の飛散状況の把握手法の有効性評価に関する実証試験を行う。また、生態毒性や環境ばく露に関する国内外の動向を把握し、知見を収集するとともに、ナノ材料の暴露経路の特定を行いナノ材料の環境中挙動の把握のために必要な環境中ナノ材料の濃度測定地点の特定を進める。<br><平成25年度達成目標>: 環境中におけるナノ材料飛散状況の把握手法に関する実証試験の実施及び測定手法確立のための検討の実施 | 253 |
| (10) | 化学物質環境実態調査費(再掲: 25-●●)                               | 398<br>(367) | 272   | 312   | — | 一般環境中の化学物質による汚染状況を具体的に把握するため、化学物質対策関連部署の要望に基づき毎年異なる物質を選定し、調査に必要な分析法の開発、及び地方公共団体への試料採取などの委託により、全国規模での環境調査を実施するとともに、環境残留性が高く環境残留実態の推移の監視が必要な物質については経年的な調査を実施する。<br><平成25年度達成目標>: 96物質数・媒体数の分析  | 255 |
| (11) | 東日本大震災の被災地における化学物質環境実態追跡調査(再掲: 25-●●)                | 100<br>(0)   | 99    | 150   | — | 被災地において、POPs等環境残留性や有害性が高い物質及び被災したPRTR届出事業所の届出データより選定した物質について、水質、底質、生物及び大気を対象とした詳細な調査を実施。<br><平成25年度達成目標>: 100地点数・各媒体30物質での調査実施   | 316 |
| (12) | 環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査費(再掲: 25-●●)                  | 3            | 3     | 3     | — | 熱中症や紫外線等についてのマニュアルやリーフレット等を作成し配布することにより、健康影響が生じる原因やその対処方法等について国民の理解が進み、適切に予防が実施される等の意識啓発が進む。<br><平成25年度達成目標>: 一般の意識啓発を進める。   | 280 |
| (13) | 熱中症対策緊急推進事業(再掲: 25-●●)                               | —            | 35    | 35    | — | 節電による熱中症発生への影響について基礎的な調査を行うとともに、熱中症に係る知識を広めるための講習会を地方都市で開催することで、指導者として中心的に対応できる者を養成するとともに、さらなる普及啓発を図ることができる。<br>平成25年度達成目標: 一般の熱中症対策についての意識を高めるとともに、地域の特性に応じた熱中症対策を進める。  | 315 |
| (14) | 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)<br>(平成14年度)<br>(再掲: 25-●●) | 96<br>(93)   | 3,014 | 3,721 | — | <達成手段の概要><br>全国で10万組の参加者(親子)を募集・登録し、追跡調査を実施する。<br><達成手段の目標(25年度)><br>100,000組の参加者(親子)の登録<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>より精緻で大規模な疫学調査を実施する。   | 252 |
| (15) | ダイオキシン類総合調査費<br>(平成10年度)<br>(再掲: 25-●●)              | 116<br>(116) | 43    | 107   | — | <達成手段の概要><br>各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。<br><達成手段の目標(25年度)><br>ダイオキシン類の1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>各種モニタリング調査のデータを収集・解析することにより、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計する。   | 257 |
| (16) | 水俣病に関する総合的研究(昭和48年度)(再掲: 25-●●)                      | 59           | 39    | 35    | — | (概要)水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。<br>(寄与)認定審査の促進、紛争の解決を図る。<br>(目標)訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集: 数値困難   | 275 |
| (18) | イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究(再掲: 25-●●)<br>(平成13年度)   | 37<br>(31)   | 34    | 34    | — | <達成手段の概要><br>イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。<br><達成手段の目標><br>今後のイタイイタイ病対策に必要な科学的知見を幅広く収集する。<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>イタイイタイ病認定審査の促進、紛争の解決を図る。   | 271 |
| (19) | イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発地域住民健康影響実態調査(再掲: 25-●●)<br>(昭和47年度)  | 64<br>(33)   | 39    | 38    | — | <達成手段の概要><br>カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康影響を把握する。また環境被害を克服してきた歴史を継承する。<br><達成手段の目標><br>汚染地域住民の健康上の問題の軽減、解消。イタイイタイ病に関する情報収集・発信<br><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容><br>汚染地域住民の健康影響を調査し、適切に管理する。また、イタイイタイ病の教訓を継承する。  | 272 |

|      |  |              |       |       |   |   |                  |
|------|--|--------------|-------|-------|---|---|------------------|
| (20) | 国立水俣病総合研究センター調査研究<br>(昭和53年度)(再掲:25-●●)                | 711          | 499   | 509   | — | (概要)水俣病に関する総合的(国際的、社会科学的、自然科学的、臨床・基礎医学的、疫学的)な調査・研究、情報の収集・整理・研究成果や情報の提供を行う。<br>(寄与)国内外の公害の再発を防止し、被害地域の福祉に貢献する。<br>(目標)調査・研究成果の発表率:100%   | 276              |
| (21) | 気候変動影響評価・適応推進事業等<br>(平成16年度)<br>【関連:25-●●】             | 422<br>(401) | 299   | 346   | — | ・気候変動影響評価及び適応策推進支援<br>我が国における温暖化の状況とその影響及び今後の予測について評価するとともに、関係府省の協力も得つつ、政府全体の総合的、計画的な適応に係る取組を取りまとめた「適応計画」を策定・実施する。また、地方自治体の適応計画の策定・実施を支援する。<br>・アジア太平洋地域における気候変動への適応の推進を目的とした国際ネットワークである「アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)」の活動を通じ、同地域における適応に係る情報・知識の共有を通じた途上国の支援を行い、日本の技術を途上国における適応に活用する。<br>・IPCC報告書作成支援<br>各種IPCC報告書の執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等へ我が国の専門家を派遣し、各分野における我が国の科学的知見をインプットする等、IPCCの各種報告書作成への貢献等を行う。 | 005              |
| (22) | 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による地球環境観測事業<br>(平成23年度)<br>【関連:25-●●】 | 274<br>(264) | 120   | 109   | — | ・既存の技術と「いぶき」のデータ活用を始めとする人工衛星、地上等での直接観測技術及びモデリング技術を組み合わせて、森林インベントリを補完・検証する技術システムを開発する。<br>・将来的なクレジット化、我が国の中長期目標達成への活用を視野に入れて、途上国における森林減少・劣化からの排出抑制(REDD+)活動の温室効果ガス削減・吸収効果を定量的・客観的に把握する。  | 076              |
| (23) | いぶき(GOSAT)観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備<br>(平成24年度)             | —            | 3,252 | 1,315 | — | ・いぶき現行機の運用から得られた知見・課題を反映した後継機センサー全体の概念設計と、観測センサー干渉計機構部の試作試験の実施を行う。<br>・いぶき後継機では現行機に比べて処理すべき観測データが大幅に増えると予想されており、その効率的かつ効果的な処理方法を検討するとともに、地上観測、陸域生態系モデル・大気輸送モデルからなる観測システムのプロトタイプの開発を行う。<br>・いぶきによる観測データ等を検証するための比較データは、航空機観測データが最も有効であることから、民間航空機にセンサーを設置し検証のためのデータを取得する。  | 317              |
| (24) | 農業健康・環境影響対策費(平成19年度)                                   | 144<br>(123) | 117   | 116   | — | ・無人ヘリ散布農薬による人への健康影響や農薬による生物多様性への影響を評価・管理する手法を開発するための調査等を実施  | 132              |
| (25) | 大気汚染物質による曝露影響研究費<br>(平成23年度組替)                         | 293<br>(284) | 269   | 290   | — | ・微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の大気汚染物質による疫学調査、毒性学調査の調査計画の策定及びその実施、及び環境ナノ粒子等を用いた動物曝露実験や環境ナノ粒子等の性状把握等を行い、生体影響等を明らかにするための検討を実施する。<br>・大気汚染物質による曝露と健康影響に関する知見の集積を行い、大気汚染物質曝露と健康影響との関連性を明らかにすることを通じて、人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。   | 100              |
| (26) | 放射性物質・災害と環境に関する研究(平成23年度)                              | 209<br>(0)   | 705   | 903   | — | 放射性物質により汚染された廃棄物等の安全かつ効率的な除染、処理技術・処理システムの確立のための研究及び環境中の多媒体(大気・水・土壌・生物・生態系等)での放射性物質等の実態把握・動態解明等の研究を実施する。<br>多種多量の災害廃棄物問題や環境中に広がった放射性物質への対策が喫緊の課題となっており、わが国で経験・知見のないこれらの課題を解決するために必要な科学的知見を提供することにより安全・安心な地域社会を取り戻し復興を図る。   | 環境省314<br>復興庁191 |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-42)

別紙1

| 施策名  | 目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実  |                        |                   |             | 担当部局名   | 総合環境政策局環境計画課<br>大臣官房会計課<br>大臣官房総務課環境情報室<br>大臣官房政策評価広報室 |      |      |            | 作成責任者名<br>(※記入は任意)   |  |
|--|---|------------------------|-------------------|-------------|---|--|------|------|------------|--|--|
| 施策の概要  | 環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。 |                        |                   |             | 政策体系上の位置付け  | 9. 環境政策の基盤整備   |      |      |            |  |  |
| 達成すべき目標  | 環境情報の体系的な整備、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。   |                        |                   | 目標設定の考え方・根拠 | 第四次環境基本計画   |  |      |      | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月  |  |
| 測定指標   | 基準値   |                        | 目標値               |             | 年度ごとの目標値  |  |      |      |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |
|  | 基準年度  | 基準年度                   | 目標年度              | 目標年度        | 24年度  | 25年度   | 26年度 | 27年度 | 28年度       |  |  |
| 1 環境情報に関する国民の満足度 (%)                           |   |                        |                   |             | -   | -  | -    | -    | -          | 平成21年3月に定められた「環境情報戦略」では、当面優先して取り組む施策の柱の一つとして「利用者のニーズに応じた情報の提供」を掲げているところ、これに関連する指標として、左記の指標が第四次環境基本計画(総合的環境指標 iii)d)に定められているため。 |  |
| 2  |   |                        |                   |             |   |  |      |      |            |  |  |
| 測定指標   | 基準  |                        | 目標                |             | 施策の進捗状況(目標)   |  |      |      |            | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |
|  | 基準年度  | 基準年度                   | 目標年度              | 目標年度        | 24年度  | 25年度   | 26年度 | 27年度 | 28年度       |  |  |
| 3  |   |                        |                   |             |   |  |      |      |            |  |  |
| 測定指標   | 目標  |                        | 目標年度              |             | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |      |      |            |  |  |
|  | 目標年度  | 目標年度                   | 目標年度              | 目標年度        |   |  |      |      |            |  |  |
| 4  |   |                        |                   |             |   |  |      |      |            |  |  |
| 達成手段<br>(開始年度)                                 | 補正後予算額(執行額)   |                        | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等  | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号                                  |      |      |            |  |  |
|  | 23年度  | 24年度                   |                   |             |   |  |      |      |            |  |  |
| (1) 公的統計の整備に関する基本的な計画推進費<br>(平成22年度)(関連:25-39) | 14百万円<br>(14百万円)  | 11百万円<br>(10百万円)       | 11百万円             | 1           | 公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月13日閣議決定)に基づき、経済活動と環境負荷との間の関係性を定量的に明らかにすること等を目的として、環境分野分析用産業連関表を作成し、公表する。         | 300  |      |      |            |  |  |
| (2) 環境調査研修所<br>(昭和48年度)                        | 106百万円<br>(99百万円)   | 80百万円<br>(69百万円)       | 85百万円             | -           | 環境行政の動向及び前年度に実施された研修の評価等を踏まえて研修計画を策定し、これに基づいて国や地方公共団体職員等に対する研修を実施することにより、その能力の開発、資質の向上を図り、環境行政の基盤の強化に資する。 | 322  |      |      |            |  |  |
| (3) 情報基盤の強化対策費<br>(平成7年度)                      | 1,300百万円<br>(1,228百万円)  | 1,593百万円<br>(1,340百万円) | 1061百万円           | -           | 新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日IT戦略本部決定)を推進するため、利用者本位で透明性が高く安全な行政サービスの提供及び行政内部の業務・システムの最適化を図り、また、情報セキュリティ対策の確保を図る。 | 318  |      |      |            |  |  |

|   |  |              |          |   |            |
|---|--|--------------|----------|---|------------|
| <p>情報基盤の強化対策費(電子入札・開札システム運用支援等)<br/>(平成15年度)</p>          | <p>88百万円 ; 38百万円<br/>(56百万円);(29百万円)</p> | <p>60百万円</p> | <p>-</p> | <p>電子入札・開札システム及び資格審査システムのハード及びソフトウェアの賃貸・保守・障害等への回答などの運用支援等を行う。</p>  | <p>319</p> |
| <p>(5) 環境保全普及推進費<br/>(平成22年度)</p>                         | <p>88百万円 ; 77百万円<br/>(84百万円);(72百万円)</p> | <p>77百万円</p> | <p>-</p> | <p>環境基本法に基づく「環境の日」を含む6月を環境月間として提唱し、国、都道府県、政令市を中心に国民の間に環境保全についての関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高めるための環境保全の普及、啓発に関する行事等を行う。</p>   | <p>320</p> |
| <p>諸外国における環境法制に共通的<br/>(6)に存在する基本問題の収集分析<br/>(平成23年度)</p> | <p>6百万円 ; 6百万円<br/>(5百万円);(5百万円)</p>     | <p>6百万円</p>  | <p>-</p> | <p>&lt;達成手段の概要&gt;<br/>環境法制に共通的に存在する基本的な諸原則や重要な論点、課題等に関し、諸外国における最新の知見や動向を把握するとともに、今後の我が国の環境政策における基本的な枠組の方向性や課題等について分析を行う。<br/>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt;<br/>報告書(論文)の累積数<br/>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;<br/>成果物である報告書を蓄積していくことで、環境法制に共通的に存在する論点や課題を体系的に整備し、環境行政の各種施策を推進するための情報を充実させる。</p> | <p>321</p> |

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(環境省25-43)

|   |  |                    |   |  |  |            |                       |
|---|--|--------------------|---|--|--|------------|-----------------------|
| 施策名   | 目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理   |                    |   | 担当部局名  | 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部<br>廃棄物対策課   | 作成責任者名     | 山本 昌宏                 |
| 施策の概要   | 放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。  |                    |   | 政策体系上の位置付け   | 10. 放射性物質による環境の汚染への対処  |            |                       |
| 達成すべき目標                                       | 対策地域内廃棄物の処理については、一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。<br>指定廃棄物については、できるだけ速やかに処理を実施する。<br>中間貯蔵施設については、仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始できるよう、施設整備を進めることを目指す。 |                    | 目標設定の考え方・根拠   | 対策地域内廃棄物処理計画、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針<br>「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」 |  | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月               |
| 測定指標  | 目標   | 目標年度               | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠                                 |  |  |            |                       |
| 1 災害廃棄物(対策地域内廃棄物)の処理・処分割合(%)                  | 100  | —                  | 一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。         |  |  |            |                       |
| 2 指定廃棄物の処理・処分割合(%)                            | 100  | —                  | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針  |  |  |            |                       |
| 3 中間貯蔵施設の供用開始                                 | 供用開始   | H27年               | 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」 |  |  |            |                       |
| 達成手段(開始年度)                                    | 補正後予算額(執行額)<br>(百万円)   |                    | 25年度当初<br>予算額<br>(百万円)  | 関連する<br>指標   | 達成手段の概要等   |            | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |
|   | 23年度   | 24年度               |   |  |  |            |                       |
| (1) 放射性物質汚染廃棄物処理事業(平成23年度)                    | 45,148<br>(1,281)  | 129,536<br>(9,328) | 97,100  |  | 1 「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、対策地域内廃棄物及び焼却施設の焼却灰等の指定廃棄物を適切かつ迅速に処理する。                                |            | 323<br>復185           |
| (2) 事故由来放射性物質に汚染された一般廃棄物処理施設の解体・整備作業マニュアル策定事業 | —  | —                  | 39  |  | 1 汚染廃棄物の処理を行った一般廃棄物処理施設の事故由来放射性物質による汚染状況を把握し、一般廃棄物処理施設の解体・整備作業マニュアルを策定して、市町村等において適切な解体・整備作業が確保されるよう技術的支援を行う。<br>2                  |            | 新25-005               |
| (3) 中間貯蔵施設検討・整備事業(平成23年度)【再掲:25-44】           | 1,051<br>(495)   | 2,000<br>(181)     | 14,645  |  | 1 除染に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等や一定程度以上に汚染されている廃棄物を一定の期間、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備に向け、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、中間貯蔵施設の設計に係る検討等を行う。<br>2<br>3 |            | 325                   |
| (4)   |  |                    |   |  |  |            |                       |
| (5)   |  |                    |   |  |  |            |                       |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-44)

別紙1

|            |  |  |   |   |  |                       |
|------------|--|--|---|---|--|-----------------------|
| 施策名        | 目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等                                     |  | 担当部局名   | 放射性物質汚染対処特措法<br>施行チーム   | 作成責任者名   | 森下 哲                  |
| 施策の概要      | 放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。                                  |  | 政策体系上の<br>位置付け  | 10. 放射性物質による環境の汚染への対処   |  |                       |
| 達成すべき目標    | 東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。 | 目標設定の<br>考え方・根拠                          | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、<br>「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」等 |   | 政策評価実施<br>予定時期   | 平成26年6月               |
| 測定指標       | 目標   | 目標年度                                     | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |   |  |                       |
| 1          | 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域   | 当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)    | 平成25年度(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)  | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針  |  |                       |
| 2          | 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量                             | 年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指す                  | 長期的な目標  | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針  |  |                       |
| 3          | 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、一般公衆の年間追加被ばく線量                        | 平成23年8月末と比べて(放射性物質の物理的減衰等を含めて)約50%減少した状態 | 平成25年8月末まで  | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針  |  |                       |
| 4          | 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、子どもの年間追加被ばく線量                         | 平成23年8月末と比べて(放射性物質の物理的減衰等を含めて)約60%減少した状態 | 平成25年8月末まで  | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針  |  |                       |
| 5          | 中間貯蔵施設の供用開始  | 供用開始                                     | 平成27年   | 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」 |  |                       |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)<br>23年度 : 24年度   |  | 25年度<br>当初<br>予算額   | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号 |
| (1)        | 放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施(平成23年度)                                     | 199,662(73,949) : 372,090(160,463)       | 497,796   | 1,2,3,4   | 放射性物質汚染対処特措法の内容を迅速に実施し、いち早く事故による汚染を除去するため、除染特別地域の生活圏における除染、線量が相当高い地域における除染実証事業、地方公共団体における除染活動の支援等を行う。                  | 324                   |
| (2)        | 中間貯蔵施設検討・整備事業(平成23年度)【関連:25-43】                                    | 1,050(495) : 2000(7)                     | 14,645  | 5   | 除染に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等や一定程度以上に汚染されている廃棄物を一定の期間、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備に向け、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、中間貯蔵施設の設計に係る検討等を行う。 | 325                   |

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-45)

| 施策名                                 | 目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策  |                  |                   |             | 担当部局名  | 放射線健康管理担当参事官室                         |                |               | 作成責任者名<br>(※記入は任意)           | 桐生 康生  |  |  |
|-------------------------------------|--|------------------|-------------------|-------------|--|---------------------------------------|----------------|---------------|------------------------------|--|--|--|
| 施策の概要                               | 今般の福島原発事故を受け、福島県に「福島県民健康管理基金」(二次補正:782億円)を創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制を整備した。原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価等の国として実施すべき事業を行うとともに、基金を通じ健康管理の実施を支援する。 |                  |                   |             | 政策体系上の位置付け   | 10. 放射性物質による環境の汚染への対処                 |                |               |                              |  |  |  |
| 達成すべき目標                             | 原子力被災者の健康確保、健康不安の解消  |                  |                   | 目標設定の考え方・根拠 | 福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針  |                                       |                | 政策評価実施予定時期    | 平成24年6月                      |  |  |  |
| 測定指標                                | 基準   | 目標               |                   | 施策の進捗状況(目標) |  |                                       |                |               | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |  |  |
|                                     |  | 基準年度             | 目標年度              | 24年度        | 25年度   | 26年度                                  | 27年度           | 28年度          |                              |  |  |  |
| 1 被ばく線量評価等に関する調査研究の進捗状況             | -  | -                | 被ばく線量評価システム開発     | 26          | 事故初期のヨウ素等単半減期による内部被ばく線量の推計手法の開発  | 内部被ばく及び外部被ばく線量推計の精緻化及び全体の被ばく線量推計手法の開発 | 被ばく線量評価システムの構築 | -             | -                            | 原子力被災者の被ばく線量を把握することは、健康リスク評価を行うための基礎データとして重要であることから、被ばく線量(内部及び外部)評価システムを開発し、県民健康管理調査を支援する。   |  |  |
| 2 安心・リスクコミュニケーション事業の進捗状況            | -  | -                | 健康不安の解消           | -           | 基礎資料の作成研修の実施(46回)  | 基礎資料の更新研修等の実施(50回以上)                  | 基礎資料の更新研修等の実施  | 基礎資料の更新研修等の実施 | 基礎資料の更新研修等の実施                | 一元的でわかりやすい統一的な基礎資料の作成・更新、講師の育成、住民からの相談に対応する都道府県の保健医療従事者、学校関係者等への研修の実施、住民との意見交換会の開催等により不安の解消を図る。研修開催回数は県等からの要望を聴取し決定するため、26年度以降は未定。 |  |  |
| 達成手段<br>(開始年度)                      | 補正後予算額(執行額)  |                  | 25年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要等   | 平成25年行政事業レビュー<br>事業番号                 |                |               |                              |  |  |  |
|                                     | 23年度   | 24年度             |                   |             |  |                                       |                |               |                              |  |  |  |
| (1) 原子力被災者に対する健康管理・健康調査<br>(平成23年度) | 78,182<br>(78,182)   | 1,900<br>(1,100) | 1,400             | 1.2         | 福島県民の健康管理及び健康不安の解消のため、健康管理を実施する県民健康管理調査費用を補助するとともに、県民健康管理調査の前提となる、放射線による健康影響に関する調査研究、被ばく線量評価に関する研究調査、安心・リスクコミュニケーション事業を行う。   | 335                                   |                |               |                              |  |  |  |
| (2) 核燃料サイクル関係推進調整等委託費<br>(平成12年度)   | 0.25<br>(0.25)   | 0.25<br>(0.12)   | 0.25              | -           | 東海村ウラン加工施設の臨界事故による周辺住民の健康不安の解消を図るため、東海村及び那珂市において希望者に対する健康相談及び心のケア相談等を行う。   | 334                                   |                |               |                              |  |  |  |
| (3) 放射線被ばくによる健康影響調査等事業費<br>(平成25年度) | -  | -                | 10                | -           | 福島県内外の現地において、健康不安対策が効果的に進むよう、人材育成や中心拠点の整備を図るための調整を行う。また、関係省庁等が提供している放射線による健康影響等に関する基本的な情報や調査研究、講演会や説明会開催の情報等について、関係省庁等の協力のもと、環境省において定期的にとりまとめ、一元的に提供するポータルサイトを開設・運営する。 | 新25-034                               |                |               |                              |  |  |  |